

# 商品先物取引に係る 受渡決済関係事務処理要領

<2024年4月改訂版>



## 変更履歴

版数	変更日付	ページ	変更内容（概要）
ドラフト版	2020. 3. 24		2020年3月公表ドラフト版
初版	2020. 6. 30		初版制定
2020年12月 改訂版	2020. 11. 13	別紙1	受渡代金確認通知書の仕様変更に伴う改訂
2021年4月 改訂版	2021. 4. 1	6、7、8、59	・現金決済型石油製品先物6商品の上場廃止に伴う改訂 ・ODE株式会社化に伴う改訂
2021年7月 改訂版	2021. 7. 1	6、12	TOCOM エネルギー受渡細則及び TOCOM 中京石油受渡細則の改正に伴う改訂
2021年8月 改訂版	2021. 8. 10	3、7、59	ODEの商号変更に伴う変更
2021年9月 改訂版	2021. 9. 21	10、11、50	受渡システム（TOCOM-CUBE）の仕様変更に伴う改訂
2021年12月 改訂版	2021. 12. 23	別紙5	貴金属 受渡供用品の指定方法に関する趣旨明確化に伴う変更
2022年4月 改訂版	2022. 4. 15	別紙5～7	貴金属 受渡供用品の指定の一時停止措置追加に伴う変更
2022年5月 改訂版	2022. 5. 20	33	エネルギー市場の品質確認書の添付要請期限の明確化に伴う変更
2022年9月 改訂版	2022. 9. 9	別紙19	中京石油市場の受渡場所の名義変更に伴う変更
2022年10月 改訂版	2022. 10. 18	別紙6	貴金属受渡供用品の表示項目の変更に伴う変更
2023年1月 改訂版	2023. 1. 25	8、9、21、22、 59、60	ゴム市場（RSS）における受渡決済（D/0）のオンライン化に伴う改訂
2023年2月 改訂版	2023. 2. 2	別紙6	貴金属受渡供用品の製造者名の変更
2023年4月 改訂版	2023. 4. 1	22	受渡品（RSS）の検査日変更に伴う改訂
2023年4月 改訂版	2023. 4. 1	別紙6	貴金属受渡供用品の製造者名の変更
2023年6月 改訂版	2023. 6. 1	13～15、17、 18、23、24、	インボイス制度導入に伴う変更

## 『商品先物取引に係る受渡決済関係事務処理要領』

		33、35、40、 41、44、45、 59、60	
2023年10月 改訂版	2023.10.1	別紙26	農産物（小豆）の受渡場所の変更
2023年11月 改訂版	2023.11.23	8、別紙3	ODEにおける米穀の試験上場期間の終了に伴う変更
2024年4月 改訂版	2024.4.1	別紙14	ゴム（RSS）の受渡場所の変更

## 目 次

I. はじめに.....	7
II. 商品先物取引受渡決済の概要.....	7
1. 商品先物取引受渡決済の対象取引.....	7
(1) 対象取引.....	7
(2) 受渡決済の種類.....	8
2. 商品の受渡し・資金決済の取扱い.....	9
(1) 商品の受渡し.....	9
(2) 資金決済.....	10
3. 商品先物取引受渡決済に係る証拠金.....	11
(1) 取引受渡証拠金所要額の配信.....	11
(2) 取引受渡証拠金の適用期間.....	11
4. 商品先物取引受渡決済における TOCOM-CUBE の利用.....	12
5. 受渡・品質委員会.....	13
6. 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）対応.....	13
III. 貴金属市場.....	15
1. 受渡供用品・倉荷証券.....	15
2. 受渡場所・指定倉庫.....	16
3. 受渡決済の事務手続き.....	17
4. その他留意事項.....	18
IV. ゴム市場（R S S 3）.....	20
1. 受渡供用品・倉荷証券.....	20
2. 受渡場所・指定倉庫 <sup>*58</sup> .....	22
3. 受渡決済の事務手続き.....	23
4. その他留意事項.....	24
V. ゴム市場（T S R 2 0）.....	25
1. 受渡供用品・受渡書類.....	25
2. 受渡場所・指定倉庫 <sup>*67</sup> .....	27
3. 受渡決済の事務手続き.....	27
4. その他留意事項.....	30

VI. エネルギー市場（石油）、中京石油市場 .....	31
1. 受渡供用品の要件 .....	31
2. 受渡場所・指定倉庫* <sup>86</sup> .....	32
3. 受渡決済の事務手続き .....	33
4. その他留意事項 .....	35
VII. 農産物市場（一般大豆） .....	38
1. 受渡供用品・倉荷証券 .....	38
2. 受渡場所・指定倉庫 .....	39
3. 受渡決済の事務手続き .....	40
VIII. 農産物市場（小豆） .....	41
1. 受渡供用品・倉荷証券 .....	41
2. 受渡場所・指定倉庫 .....	43
3. 受渡決済の事務手続き .....	43
IX. 農産物市場（とうもろこし） .....	45
1. 受渡供用品・受渡書類 .....	45
2. 受渡場所・指定倉庫 .....	46
3. 受渡決済の事務手続き .....	46
4. その他留意事項 .....	49
X. 商品先物取引受渡決済に関するその他事務処理上の留意点 .....	50
1. 基本受渡し以外の受渡方法について .....	50
(1) 早受渡しによる受渡決済について .....	50
(2) 申告受渡による受渡決済について .....	51
(3) 受渡条件調整による受渡決済について .....	51
(4) ADPによる受渡決済について .....	52
(5) 限日取引（貴金属）における希望受渡しについて .....	52
(6) エネルギー市場における希望受渡し* <sup>10</sup> について .....	53
2. cCranに特殊な約定が入る場合のクローズアウト数量申告 .....	54
3. 参加者が受渡しを履行しない場合の処理 .....	54
4. 故障申立の処理 .....	54
5. 受渡品提供後の滅失損傷 .....	58
6. 受渡不能の処理 .....	58
7. 登録番号のない売方の受渡玉の処理 .....	59

XI. 株式会社堂島取引所上場商品の取扱い.....	60
XII. TOCOM-CUBE 等の障害時の対応 .....	60
1. TOCOM-CUBE 障害時の対応 .....	60
2. CUBE-Plus 障害時の対応.....	61
3. 参加者等側通信装置障害時の対応 .....	61
別紙 1 受渡代金の授受の単位	
別紙 2 受渡代金等振込先口座一覧	
別紙 3 取引受渡証拠金適用対象一覧	
別紙 4 倉庫保管料の徴収代行業務について	
別紙 5 貴金属 受渡供用品の指定方法	
別紙 6 貴金属 商号又は商標一覧	
別紙 7 貴金属 倉荷証券の取扱いの特例等	
別紙 8 貴金属 受渡場所	
別紙 9 貴金属 渡方及び指定鑑定業者による鑑定の方法	
別紙 10 貴金属 指定鑑定業者	
別紙 11 貴金属 指定業者（コンサイメント契約等締結者）	
別紙 12 貴金属 認定供給者（製造元に相当する供給者であると認められる者）	
別紙 13 貴金属 認定業者及び認定受託取引参加者	
別紙 14 R S S 3 受渡場所	
別紙 15 R S S 3 生ゴムに係る取扱方法	
別紙 16 T S R 2 0 承認工場	
別紙 17 T S R 2 0 受渡場所	
別紙 18 石油 受渡供用品の要件	
別紙 19 エネルギー／中京石油 受渡場所	
別紙 20 石油 認定分析機関	
別紙 21 石油 軽油による受渡し	
別紙 22 石油 軽油現受渡業者の登録方法	
別紙 23 農産物 格付表	
別紙 24 農産物 特定業者及び認定業者	
別紙 25 農産物 外国産赤小豆の票箋貼付及び品位基準について	
別紙 26 農産物 受渡場所	

- 参考1 貴金属 基本受渡しの流れ
- 参考2 R S S 3 基本受渡しの流れ
- 参考3 T S R 2 0 基本受渡しの流れ
- 参考4 石油 受渡しの流れ（基本受渡し・受渡条件調整・A D P）
- 参考5 一般大豆 基本受渡しの流れ
- 参考6 小豆 基本受渡しの流れ
- 参考7 とうもろこし 基本受渡しの流れ
- 参考8 商品先物取引受渡決済における受渡代金の計算方法
- 参考9 商品先物取引受渡決済における取引受渡証拠金の計算方法
- 参考10 基本受渡し以外の受渡制度を利用する場合の申請期間
- 参考11 受渡品の検品方法
- 参考12 抽選の方法

内 容	備 考
<p>I. はじめに</p> <p>本事務処理要領は、株式会社大阪取引所の業務規程等、株式会社東京商品取引所の業務規程等及び株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書等に規定する商品先物取引の受渡決済について必要な事項及びクリアリング機構及び清算参加者（以下「参加者」という。）における事務手続きを取りまとめたものである。</p> <p>II. 商品先物取引受渡決済の概要</p> <p>1. 商品先物取引受渡決済の対象取引</p> <p>(1) 対象取引</p> <p>クリアリング機構により債務引受が行われる以下の商品先物取引<sup>*1</sup>に係る最終決済は、受渡決済（受渡品と受渡代金の授受）により行うものとする。</p> <p>①株式会社大阪取引所（以下「OSE」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴金属市場 金（標準）、銀、白金（標準）、パラジウム</li> <li>・ ゴム市場 ゴム（RSS3）、ゴム（TSR20）</li> <li>・ 農産物市場<sup>*2</sup> 一般大豆、小豆、とうもろこし</li> </ul> <p>②株式会社東京商品取引所（以下「TOCOM」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギー市場 バージガソリン、バージ灯油、バージ軽油</li> <li>・ 中京石油市場 中京ローリーガソリン、中京ローリー灯油</li> </ul>	<p>*1：金曜日及び白金曜日については、希望受渡しにより受渡決済が可能。当該受渡方法に係る手続きは、クリアリング機構に照会のうえ行うこと。</p> <p>*2：以下単に「小豆」及び「とうもろこし」と記載されている場合、原則として OSE の上場商品を指すものとする。</p>



内 容	備 考
<p>③株式会社堂島取引所（以下「ODE」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産物市場 小豆、大豆、とうもろこし</li> <li>・ 砂糖市場 粗糖</li> </ul> <p>(2) 受渡決済の種類</p> <p>①基本受渡し*<sup>3</sup></p> <p>当月限取引最終日後に、指定市場開設者が定める条件に基づき受渡しを行う基本的な制度のこと。</p> <p>②早受渡し</p> <p>(A) 早受渡し*<sup>4</sup></p> <p>当月限取引最終日以前に、当月限の建玉を有する参加者が、早受渡しの申出に対して応諾する旨を、指定市場開設者に申し出ることにより、指定市場開設者が定める条件に基づき受渡しができる制度のこと。</p> <p>(B) 合意早受渡し*<sup>5</sup></p> <p>当月限取引最終日以前に、当月限の建玉を有する渡方参加者、受方参加者双方が合意し、指定市場開設者に申し出ることにより、指定市場開設者が定める条件に基づき受渡しができる制度のこと。</p> <p>(C) 両建早受渡し*<sup>6</sup></p> <p>当月限取引最終日以前に、当月限の両建玉を有する参加者が当該両建玉による受渡しを指定市場開設者に申し出ることにより、指定市場開設者が定める条件に基づき受渡しができる制度のこと。</p> <p>③申告受渡し*<sup>7</sup></p> <p>当月限取引最終日以前に、当月限の建玉を有する渡方参加者、受方参加者双方が合意した場合に、指定市場開設者に申し出ることにより、基本受渡しよりも柔軟な条件、受渡場所等で受渡しができる制度のこと。</p>	<p>*3：対象商品は、全商品。</p> <p>*4：対象商品は、貴金属、ゴム（RSS）、一般大豆、小豆及びとうもろこし。</p> <p>*5：対象商品は、貴金属及びゴム（RSS）。</p> <p>*6：対象商品は、貴金属及びゴム（RSS）。</p> <p>*7：対象商品は、貴金属及びゴム（RSS）、ゴム（TSR）、一般大豆、エネルギー及び中京石油。</p>

内 容	備 考
<p>④受渡条件調整*<sup>8</sup></p> <p>当月限の取引最終日後に、渡方参加者、受方参加者双方が受渡条件について協議し合意が得られた場合に、指定市場開設者に申し出ることにより、基本受渡しよりも柔軟な条件、受渡場所等で受渡しができる制度のこと。</p>	<p>*<sup>8</sup>：対象商品は、貴金属及びゴム（RSS）、ゴム（TSR）、一般大豆、エネルギー及び中京石油。</p>
<p>⑤ADP*<sup>9</sup></p> <p>当月限の取引最終日後に、渡方参加者、受方参加者双方がADPを行うことについて協議し合意が得られた場合に、指定市場開設者に申請を行い、当該承認をもって、受渡しが行われたとみなす制度のこと。</p> <p>なお、受渡品の授受及び受渡代金の決済は、クリアリング機構を通じることなく行うものとする。</p>	<p>*<sup>9</sup>：対象商品は、全商品。</p>
<p>⑥希望受渡し</p> <p>(A) 限月現金決済先物取引*<sup>10</sup></p> <p>当月限取引最終日以前に、当月限の建玉を有する渡方参加者、受方参加者双方が合意した受渡条件により受渡しを行うこととした場合に、指定市場開設者に申し出ることにより、受渡しができる制度のこと。</p> <p>(B) 限日現金決済先物取引*<sup>11</sup></p> <p>建玉を有する渡方参加者、受方参加者双方が合意した場合に、指定市場開設者に申し出ることにより、指定市場開設者が定める条件に基づき受渡しができる制度のこと。</p>	<p>*<sup>10</sup>：対象商品は、現在無し。</p> <p>*<sup>11</sup>：対象商品は、貴金属市場。 (金限日及び白金限日)</p>
<p>2. 商品の受渡し・資金決済の取扱い</p> <p>(1) 商品の受渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴金属市場、ゴム市場のうちRSS3並びに農産物市場のうち一般大豆及び小豆における受渡しは、倉荷証券をもって行うこと*<sup>12</sup>。ただし、基本受渡し以外の受渡方法で決済を行おうとする場合は、この限りではない。</li> <li>・ ゴム市場のうちTSR20、エネルギー市場、中京石油市場及び</li> </ul>	<p>*<sup>12</sup>：貴金属、RSS3については、荷渡指図書（D/O）による受渡しも可（RSS3</p>

『商品先物取引に係る受渡決済関係事務処理要領』

内 容	備 考
<p>農産物市場のうち、とうもろこしにおける受渡しは、クリアリング機構が定める各種受渡書類<sup>*13</sup>をもって行うこと。ただし、基本受渡し以外の受渡方法で決済を行おうとする場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者は、クリアリング機構との間で倉荷証券等（倉荷証券及び各種受渡書類を指す。）の授受を行う際、クリアリング機構が発行する「倉荷証券授受資格証」を、必ずクリアリング機構窓口を持参すること。</li> </ul> <p>(2) 資金決済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者は、受渡代金<sup>*14</sup>の授受について、貴金属及び石油の商品については清算資格単位、その他は商品単位に受代金と渡代金をそれぞれ合算したうえで、①自己口座及びアフィリエイト自己分の口座と②委託分の各口座の2つのグループに分け、それぞれのグループ毎に両代金をネットィングし、クリアリング機構との間で授受を行う<sup>*15</sup>。詳細については、別紙1「受渡代金の授受の単位」を参照のこと。</li> <li>・ 受渡代金の支払いは、参加者から、クリアリング機構が指定する受渡代金等振込先口座<sup>*16</sup>への振込みによるものとする。また、受渡代金の受領は、クリアリング機構から、参加者が指定する振込先口座<sup>*17</sup>への振込みによるものとする<sup>*15</sup>。</li> <li>・ 支払方参加者は資金決済日の11:00までにクリアリング機構への支払いを行い、受領方参加者は資金決済日の13:00以降にクリアリング機構から受領する<sup>*15</sup>。</li> <li>・ 参加者は、クリアリング機構に対し当該受渡代金を事前預託することができる<sup>*18</sup>。ただし、事前預託した受渡代金については、資金決済日までに返戻手続きを行い、資金決済日に改めてクリアリング機構への支払いを行うこと<sup>*19</sup>。</li> <li>・ 参加者は、受渡代金の授受において利用する銀行について、新規設定又は変更を行う場合、新規設定希望日又は変更希望日の原則</li> </ul>	<p>の場合には受渡電子決済システム（以下「CUBE-Plus」という。）で実施。事前にクリアリング機構が定める CUBE-Plus の利用手続きが必要。）。CUBE-Plus の操作方法その他の取扱いについては、CUBE-Plus の操作マニュアル等を参照。</p> <p>*13：詳細については、V. ゴム市場（TSR20）、VI. エネルギー市場（石油）、中京石油市場、IX. 農産物市場（とうもろこし）を参照。</p> <p>*14：受渡代金の計算方法については、参考8「商品先物取引受渡決済における受渡代金の計算方法」を参照。</p> <p>*15：各種調整金（量目の過不足に係る受渡代金の調整、受渡品の故障による値引き等）及び遅滞金についても同様。</p> <p>*16：口座情報は別紙2「受渡代金等振込先口座一覧」を参照。</p> <p>*17：全国銀行内国為替制度加盟金融機関に開設された普通口座又は当座口座とする。</p> <p>*18：受渡代金の事前預託に関する事務手続きは、「取引所取引に係る担保関係事務処理要領」を参照。</p> <p>*19：倉荷証券についても、ク</p>

内 容	備 考
<p>として15日前までにクリアリング機構に届出を行うこと。なお、届出書フォーマットは Target-JSCC サイト「書類ダウンロード提出書類フォーマット」に掲載している。</p> <p>3. 商品先物取引受渡決済に係る証拠金</p> <p>参加者は、特定の商品及び受渡方法によって商品先物取引における受渡決済を行う場合、取引受渡証拠金が適用される<sup>*20</sup>ので、当該額を取引証拠金に加算した所要額を満たすよう担保の差入・返戻手続きを行う<sup>*21</sup><sup>*22</sup>。なお、取引受渡証拠金の適用期間は商品及び受渡方法により異なる。</p> <p>(1) 取引受渡証拠金所要額の配信</p> <p>クリアリング機構は、受渡決済の対象となる商品先物取引における取引最終日（受渡方法が早受渡し、申告受渡及び希望受渡しの場合は当該決定日）の17:00以降に受渡玉が確定した後、17:30に各口座に係る取引受渡証拠金所要額（ODEの上場商品に係る取引受渡証拠金所要額を除く。）を受渡システム（以下「TOCOM-CUBE<sup>*23</sup>」という。）を通じて各清算参加者に配信する<sup>*24</sup>。</p> <p>なお、クリアリング機構が19:30頃にWPの「Margin Call」レポート、WPPの「Collateral Excess / Deficit」画面並びにFTPサイトの「Margin Call」レポートを通じて各清算参加者に配信する取引証拠金所要額には、当該取引受渡証拠金所要額及びODEの上場商品に係る取引受渡証拠金所要額が含まれる。</p> <p>(2) 取引受渡証拠金の適用期間</p> <p>参加者は、受渡決済の対象となる商品先物取引における取引最終日の翌営業日から以下に示す日まで、取引受渡証拠金を加味した取引証拠金所要額を、クリアリング機構に預託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴金属市場及びゴム市場（RSS3）における申告受渡の場合       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 渡方参加者については、受渡日</li> <li>② 受方参加者については、クリアリング機構への受渡代金の支払いが完了した日<sup>*25</sup></li> </ol> </li> </ul>	<p>リアリング機構に事前預託することができる。ただし、事前預託した倉荷証券については、倉荷証券をクリアリング機構に引き渡す日（貴金属の場合、受渡日前営業日）までに返戻手続きを行い、当該引渡日にクリアリング機構窓口へ持参すること。</p> <p>*20：取引受渡証拠金の適用対象や料率等については、当分の間、2020年7月時点でのTOCOM及びODEの制度を踏襲することとする。</p> <p>*21：取引受渡証拠金が適用される商品と受渡方法の組み合わせは、別紙3「取引受渡証拠金適用対象一覧」を参照。</p> <p>*22：担保の差入・返戻に関する事務手続きは、「取引所取引に係る担保関係事務処理要領」及び「担保関係事務に係るWP・WPP操作要領」を参照。</p> <p>*23：TOCOM-CUBEの操作方法については「受渡システム（TOCOM-CUBE）操作マニュアル」を参照。</p> <p>*24：削除。</p> <p>*25：受渡代金の事前預託を除く。</p>

『商品先物取引に係る受渡決済関係事務処理要領』

内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴム市場（TSR20）及び農産物市場（一般大豆）における申告受渡及び受渡条件調整の場合 受渡日</li> <li>・ ゴム市場（TSR20）における基本受渡し<sup>*26</sup>の場合 故障申立に係る申出期限（受渡品が仕向地の港で陸揚げされた日から45日後）の日<sup>*27</sup></li> <li>・ エネルギー市場及び中京石油市場における基本受渡し<sup>*26</sup>、申告受渡、受渡条件調整及び希望受渡し<sup>*10</sup>の場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 受方参加者については、クリアリング機構への受渡代金の支払いが完了した日<sup>*25</sup></li> <li>② 渡方参加者については、クリアリング機構に受渡完了通知書が提出された日</li> </ul> </li> <li>・ 農産物市場（一般大豆）における基本受渡し<sup>*26</sup>及び早受渡しの場合 以下①又は②のいずれか遅い日             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 受渡品検品請求の提出期限（受渡日から起算して30日後の前営業日の14:00）の日<sup>*28</sup></li> <li>② 受渡品検品の請求による値引き金額の調整が終了した日</li> </ul> </li> <li>・ 農産物市場（とうもろこし<sup>*29</sup>）における基本受渡し<sup>*26</sup>及び早受渡しの場合 受渡重量による調整が終了した日</li> <li>・ 砂糖市場における基本受渡し及び早受渡しの場合 受渡重量及び糖度格差による調整等が完了した日</li> </ul>	<p>*26：ADP制度を利用する場合、ADP申請書が指定市場開設者によって承認された日の翌営業日より返戻手続きが可能になる。</p> <p>*27：当該申告期限前であっても、受方参加者がクリアリング機構に対して故障がない旨の申告を行った場合、申告日の翌営業日より返戻手続きが可能となる。</p> <p>*28：当該提出期限前であっても、受方参加者がクリアリング機構に対して当該受渡品の倉荷証券を解除した旨の届出を行った場合、当該倉荷証券に係る検品の請求の提出期限が経過したものとみなし、届出日の翌営業日より返戻手続きが可能となる。</p> <p>*29：ODEの農産物市場におけるとうもろこしを含む。</p>
<p>4. 商品先物取引受渡決済における TOCOM-CUBE の利用</p> <p>商品先物取引の受渡決済に係る手続きは、原則として TOCOM-CUBE を利用して行うこと<sup>*30</sup>。TOCOM-CUBE の使用にあたっては、OSE における上場商品について受渡決済を行う場合と、TOCOM における上場商品について受渡決済を行う場合では、TOCOM-CUBE において使用可能な ID が異なるた</p>	<p>*30：TOCOM-CUBE への具体的な登録方法及び登録内容について</p>

内 容	備 考
<p>め、注意すること。</p> <p>また、取引最終日（納会日）前であっても、予定玉報告の対象となっている商品<sup>*31-1</sup>については、指定市場開設者が通知するスケジュールに従って、「建玉／予定玉／受渡玉入力（受渡明細届出書）」画面より受渡予定玉の登録を行うこと。</p> <p>5. 受渡・品質委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OSE 及び JSCC は、必要に応じて、貴金属市場、ゴム市場及び農産物市場における受渡しに関し、以下(1)～(6)に掲げる事項等について専門的な意見を求めるべく、委員会を設置のうえ、協議等<sup>*31-2</sup>を行う。</li> <li>・ TOCOM 及び JSCC は、必要に応じて、エネルギー市場（石油）及び中京石油市場における受渡しに関し、以下(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる事項について専門的な意見を求めるべく、委員会を設置のうえ、協議等<sup>*31-2</sup>を行う。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 上場商品に係る受渡供用品の範囲、格付又はその格差に関する事項</li> <li>(2) 上場商品の品質の検定及び故障の程度に関する事項</li> <li>(3) 上場商品の鑑定業者の指定に関する事項</li> <li>(4) 上場商品の受渡しにおいて、鑑定を不要とする業者の指定に関する事項</li> <li>(5) 受渡場所に関する事項</li> <li>(6) その他受渡処理に必要な事項</li> </ol> <p>6. 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）対応</p> <p>日本国内で消費税の授受を伴う受渡決済を行う先物取引の受渡決済において、OSE 又は TOCOM（以下、本項において「取引所」という。）は、媒介者交付特例<sup>*31-2-1</sup>に基づき、渡方<sup>*31-2-2</sup>に代わって受方に適格請求書</p>	<p>ては、「受渡システム（TOCOM-CUBE）操作マニュアル」を参照。</p> <p>*31-1：対象商品については、月末に TOCOM-CUBE の汎用通知にて通知される業務スケジュール表を参照。</p> <p>*31-2：協議等の結果を踏まえ、OSE 業務規程、TOCOM 業務規程又は JSCC 業務方法書等に OSE、TOCOM 又は JSCC が定めるとして規定する受渡しに関する事項等を定める。</p> <p>*31-2-1：改正消費税法施行令</p>

内 容	備 考
<p>(以下「インボイス」という。)を提供するとともに、渡方に精算書を 提供する。</p> <p>(1) インボイス・精算書交付の対象取引</p> <p>① OSE</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴金属市場：金、銀、白金、パラジウム</li> <li>・ ゴム市場：ゴム（RSS3）</li> <li>・ 農産物市場：一般大豆、小豆</li> </ul> <p>② TOCOM</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギー市場：バージガソリン、バージ灯油、バージ軽油</li> <li>・ 中京石油市場：中京ローリーガソリン、中京ローリー灯油</li> </ul> <p>(2) 受方における手続き等（取引所によるインボイスの交付関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受渡決済において受方となる参加者は、取引最終日の 18:00 までに、インボイスの提供先となる者の氏名又は法人名（委託取引の場合は顧客の氏名又は法人名、自己取引の場合は当該参加者の氏名又は法人名）を TOCOM-CUBE にて取引所に対して通知すること* 31-2-3。</li> <li>・ 取引所は、受渡日以降、速やかにインボイスを作成し、受方の参加者に対して TOCOM-CUBE にて提供する。当該インボイスには、インボイスの提供先となる者の氏名又は法人名、取引所の社名及び登録番号*31-2-4 が記載される（渡方に関する情報は記載されない。）。</li> <li>・ 受方の受渡しは顧客からの委託による場合、受方の参加者は、取引所から提供を受けたインボイスを当該顧客に対して速やかに提供すること。</li> </ul> <p>(3) 渡方における手続き等（取引所による精算書の交付関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受渡決済において渡方となる参加者は、取引最終日の 18:00 までに、登録番号等（委託取引の場合は当該顧客の氏名又は法人名及び登録番号、自己取引の場合は当該参加者の登録番号）を TOCOM-CUBE にて取引所に対して通知すること*31-2-3。</li> <li>・ 取引所は、受渡日以降、速やかに精算書を作成し、渡方の参加者に対して TOCOM-CUBE にて提供する。当該精算書は、媒介者交付特</li> </ul>	<p>第 70 条の 12</p> <p>*31-2-2：本項（1）に定める対象取引において、受渡決済を行う渡方（委託取引の場合は売方の顧客、自己取引の場合は売方の参加者）は、インボイス発行事業者に限る。</p> <p>*31-2-3：当該時限までに受方の参加者からインボイスの提供先となる者の氏名又は法人名の通知がない場合には、取引所はインボイス及び精算書の提供を行わない。当該通知した事項に変更がある場合は、速やかにその旨通知すること。</p> <p>*31-2-4：消費税法第 57 条の 2 第 4 項に定める登録番号をいう。</p>

内 容	備 考
<p>例の定め*<sup>31-2-5</sup>に従い、受方に対して交付したインボイスに記載された事項のうち受方に関する情報（受方の氏名又は法人名）の記載は省略される。渡方の受渡しが顧客からの委託による場合、渡方の参加者は、取引所から提供を受けた精算書を当該顧客に対して速やかに提供すること。</p>	<p>*31-2-5：消費税法施行令第70条の12第3項及び消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達3-8。</p>
<p>Ⅲ. 貴金属市場</p> <p>1. 受渡供用品・倉荷証券</p> <p>(1) 受渡供用品の要件</p> <p>① 受渡供用品*<sup>32</sup></p> <p>以下の地金であって、商号又は商標*<sup>33</sup>及び品位が刻印され、かつ、形状の基準*<sup>34</sup>を満たしたものとする*<sup>35</sup>。</p> <p>(1) 金 1,000グラムバー*<sup>36</sup>純度99.99パーセント以上の金。</p> <p>(2) 銀 30キログラムバー純度99.99パーセント以上の銀。</p> <p>(3) 白金 500グラムバー純度99.95パーセント以上の白金。</p> <p>(4) パラジウム 3キログラム（2個又は3個のバーをもって1受渡単位とすることができる。この場合において、各バーは同一銘柄とし、1個当たりの重量は500グラム以上とする。）バー純度99.95パーセント以上のパラジウム。</p> <p>②受渡品の量目の増減の許容限度</p> <p>銀、白金又はパラジウムにおいて、受渡品の量目が受渡しの単位に比し、銀にあつては100分の6、白金にあつては100分の2、パラジウムにあつては100分の15以内の増減である場合は、当該量目により受渡決済するものとする。</p>	<p>*32：受渡供用品の指定に係る具体的な手続きについては、別紙5「貴金属 受渡供用品の指定方法」を参照。</p> <p>*33：商号又は商標は、別紙6「貴金属 商号又は商標一覧」を参照。</p> <p>*34：表面は、金及び白金にあつてはなめらかで不整、へこみ又は気泡がないもの並びに銀及びパラジウムにあつては著しい不整、へこみ又は気泡がないもの。</p> <p>*35：ただし、受渡条件調整及び申告受渡は、純度99.5%以上の金、純度99.9%以上の銀、純度99.95%以上の白金及び純度99.95%以上のパラジウムであつて、受渡当事者間で合意したものとする。</p> <p>*36：金の限日現金決済先物取</p>



内 容	備 考
<p>③受渡品の量目の計算</p> <p>受渡品の量目の計算は、1受渡単位毎とし、以下によるものとする。</p> <p>(1) 銀にあってはグラム位までとし、グラム未満の端数が生じたときは、その小数点1位を切り捨てて計算する。</p> <p>(2) 白金にあってはグラム位未満2位までとし、その小数点3位を切り捨てて計算する。</p> <p>(3) パラジウムにあってはグラム位未満2位までとし、その小数点3位を切り捨てて計算する。ただし、2個又は3個のバーをもって1受渡単位とする場合は、その合計の重量をもって計算するものとする。</p> <p>(2) 倉荷証券の要件</p> <p>倉荷証券<sup>*37</sup>は、以下の事項が記載されたものであって、譲渡に必要なすべての要件を備えたものであり、かつ、同一銘柄につき受渡単位ごとに作成したものとする。</p> <p>(1) 種類（品名）</p> <p>(2) 個数</p> <p>(3) 銘柄（略式による表示を含む。）</p> <p>(4) 数量（個数が複数の場合にあつては、総量。）</p> <p>(5) 純度</p> <p>(6) 製造番号</p> <p>(7) 火災保険の契約先、その附保金額及び期間</p> <p>(8) 保管料<sup>*38</sup>（個数が複数の場合にあつては、その1個あたりの保管料。） が受渡日の属す期まで支払い済みである旨</p> <p>(9) 盗難（強盗を含む。）及び全部又は一部の滅失に係る損害保険を付している旨</p> <p>2. 受渡場所・指定倉庫</p> <p>指定倉庫は、東京都及び神奈川県所在の営業倉庫のうち、OSEが指定した倉庫<sup>*39</sup>とする。</p>	<p>引における希望受渡しにあつては、100グラムバーとする。</p> <p>*37：倉荷証券に係る具体的な取扱いについては、別紙7「貴金属 倉荷証券の取扱いの特例等」を参照。</p> <p>*38：倉庫保管料の徴収代行業務については、別紙4「倉庫保管料の徴収代行業務について」を参照。</p> <p>*39：指定倉庫は、別紙8「貴金属 受渡場所」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>3. 受渡決済の事務手続き</p> <p>本受渡制度を用いて貴金属の受渡しを行う場合は、以下の事務手続きによるものとする。基本受渡し以外の受渡方法により決済を行う場合は、事務手続きを適宜クリアリング機構に照会のうえ行うこと。</p> <p>(1) 受渡日<sup>*40</sup>3営業日前（取引最終日（納会日））</p> <p>【クローズアウト数量申告】<sup>*41-1</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、取引最終日を迎えた建玉について、17:00 までに cCran の「Actual Positions」画面からクローズアウト数量の申告を行う<sup>*41-2</sup>。クリアリング機構は、17:00 以降に、受渡決済の対象となる建玉を TOCOM-CUBE に連携し、当該数量を受渡決済分として cCran 上の建玉残高から減じる。</li> </ul> <p>【受渡玉入力・委託者情報登録】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、「建玉／予定玉／受渡玉入力（受渡明細届出書）」画面から、18:00 までに受渡玉の入力及び委託者情報の登録を行う。</li> <li>渡方参加者は、渡方委託者がインボイス発行事業者であること及び登録番号を OSE に通知していることを確認すること。登録番号を通知していない場合にあつては、速やかに TOCOM-CUBE の汎用通知によって JSCC を介して OSE に通知すること。</li> </ul> <p>(2) 受渡日2営業日前まで</p> <p>【組合入力（抽選依頼）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>渡方参加者は、「組み合わせ情報入力（貴金属）（荷渡通知書）」画面から、12:00 までに組み合わせ情報の入力を行う<sup>*42</sup>。</li> <li>クリアリング機構は、参加者が入力した情報に基づき抽選<sup>*43</sup>を行い、抽選内容に従って受方参加者の登録を行う。参加者は、「組み合わせ情報入力（貴金属）（荷渡通知書）」画面にて抽選結果の確認を行う<sup>*42</sup>。</li> </ul> <p>【インボイス等の交付先登録】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、抽選結果の確認を行った後、「組み合わせ情報入力（貴</li> </ul>	<p>*40：毎偶数月の最終営業日とする。なお、12月においては28日（休業日又は大納会に当たる場合には順次繰り上げる。）とする。</p> <p>*41-1：cCranによるクローズアウト数量申告の方法については「cCran 端末操作要領」を参照。</p> <p>*41-2：原則として、受渡玉の枚数が受渡単位を取引単位で除した値の整数倍となるように申告すること。</p> <p>*42：両建玉を有する清算参加者は、当該両建玉の受渡しの渡方及び受方となるものとする。両建てとなっている部分については、受方（自社）の情報についても入力すること。</p> <p>*43：抽選の具体的な方法につ</p>

内 容	備 考
<p>金属（荷渡通知書）」画面から、翌営業日 17:00 までに倉荷証券ごとにインボイスの交付先となる受方委託者及び精算書の交付先となる渡方委託者の入力を行う。</p> <p>(3) 受渡日前営業日</p> <p><b>【資金決済データの確認】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、「受渡代金通知書一覧」画面から受渡代金通知書を取得し、決済日における受渡代金等の明細を確認する<sup>*44</sup>。</li> </ul> <p><b>【倉荷証券の提出】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>渡方参加者は、15:00 までに倉荷証券授受資格証<sup>*45</sup>及び引渡対象の倉荷証券をクリアリング機構窓口に持参する。</li> </ul> <p>(4) 受渡日<sup>*40</sup></p> <p><b>【受渡代金の授受】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受渡代金について、支払方参加者は 11:00 までにクリアリング機構への支払いを行い、受領方参加者は 13:00 以降にクリアリング機構から受領する。</li> </ul> <p><b>【倉荷証券の受領】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受方参加者は、11:00 から 14:45 までに倉荷証券授受資格証<sup>*45</sup>をクリアリング機構窓口に持参し、引渡対象の倉荷証券を受領する。</li> </ul> <p><b>【インボイス等の交付】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、受渡しが完了した後、TOCOM-CUBE から出力したインボイスを受方委託者に、精算書を渡方委託者に速やかに交付する。</li> </ul> <p>4. その他留意事項</p> <p>①渡方参加者の義務</p> <p>(1) 渡方参加者（委託玉にあっては顧客等とする。）は、新たに発券される倉荷証券をもって受渡決済を行おうとするときは、当月限の</p>	<p>いては、参考 1 2 「抽選の方法」を参照。</p> <p>*44：受渡代金通知書は、組み合わせ確定後から取得可能となる。</p> <p>*45：倉荷証券授受資格証はクリアリング機構が発行するものとし、渡方参加者及び受方参加者は、必ず窓口に持参すること。</p>

内 容	備 考
<p>取引最終日から起算して7営業日前に当たる日までに受渡しに提供する貴金属地金を OSE が指定する鑑定業者（以下「指定鑑定業者」という。）に鑑定のため引き渡し、指定鑑定業者の鑑定<sup>*46</sup>を受けるものとする。</p> <p>(2) (1)の定めは、OSE が指定する者（③指定業者の貴金属地金の引渡等参照）の場合は適用せず、当該指定者が直接指定倉庫に、受渡しに提供する貴金属地金を引き渡すものとする。</p> <p>②指定鑑定業者 指定鑑定業者は、別紙<sup>*47</sup>のとおりとする。</p> <p>③指定業者の貴金属地金の引渡等 OSE の指定した者が直接指定倉庫に引渡すことができる場合とは、以下のとおりとする。</p> <p>(1) OSE の指定ブランドの製造元である者<sup>*48</sup>が、自己のブランドの貴金属地金を渡す場合</p> <p>(2) OSE の指定ブランドのコンサイメント契約又はこれに類する契約（以下「コンサイメント契約等」という。）を締結している者で、かつ、OSE の指定した業者<sup>*49</sup>が指定ブランドの製造元から第三者の手を経ることなく直接入手した貴金属地金を渡す場合</p> <p>(3) OSE の指定した業者<sup>*49</sup>が、指定ブランドの製造元との間において、総代理店契約又はこれに類する契約を締結している等、流通実態から判断して製造元に相当する供給者であると認められる者<sup>*50</sup>を相手方としてコンサイメント契約等を締結し、この者から直接入手した貴金属地金を渡す場合</p> <p>(4) OSE の認定した業者<sup>*51</sup>が OSE の指定ブランドのコンサイメント契約等を締結し、かつ、指定ブランドの製造元から第三者の手を経ることなく直接入手した貴金属地金を渡す場合であって、OSE の認定した受託取引参加者<sup>*50</sup>が当該貴金属地金の倉荷証券<sup>*37</sup>の発行手続きを行うものについては、直接指定倉庫業者にこれを引渡し、受渡しに供用することができる。</p> <p>(5) (1)又は(2)により直接指定倉庫に引渡した貴金属地金について、指定倉庫内で所有権の移転が行われた場合であっても、OSE が指定する事項を記載した書面<sup>*52</sup>が付されている場合にあつては、OSE</p>	<p>*46：鑑定の方法は、別紙9「貴金属 渡方及び指定鑑定業者による鑑定の方法」を参照。</p> <p>*47：指定鑑定業者は、別紙10「貴金属 指定鑑定業者」を参照。</p> <p>*48：別紙6「貴金属 商号又は商標一覧」の(1)～(4)のイに定めるものを言う。</p> <p>*49：指定業者は、別紙11「貴金属 指定業者（コンサイメント契約等締結者）」を参照。</p> <p>*50：認定供給者は、別紙12「貴金属 認定供給者（製造元に相当する供給者であると認められる者）」を参照。</p> <p>*51：認定業者及び認定受託取引参加者は、別紙13「貴金属 認定業者及び認定受託取引参加者」を参照。</p> <p>*52：当該書面には、(1)又は</p>

内 容	備 考
<p>が指定した業者<sup>*49</sup>が当該貴金属地金の倉荷証券<sup>*37</sup>の発行手続きを行うものについては、これを受渡しに供用することができる。</p> <p>④金の限日現金決済先物取引における希望受渡し<sup>*53</sup></p> <p>(1) 渡方参加者の制限</p> <p>渡方参加者は、③に基づき直接指定倉庫に貴金属地金を引き渡した者から指定倉庫内において、当該貴金属地金の譲渡を受けた旨の確認を受けた貴金属地金を指定倉庫に保有する者に限るものとする。</p> <p>(2) 渡方参加者及び受方参加者の義務</p> <p>渡方参加者及び受方参加者は、希望受渡しを成立させようとする日までに、受渡しを行う指定倉庫との間で受渡しに必要な契約<sup>*54-1</sup>をそれぞれ締結しなければならない。</p> <p>⑤金又は白金地金の現受けを行った場合の対応について</p> <p>金地金等の密輸に対応するため、金又は白金地金の現受け（課税仕入れ）を行った場合、消費税法により相手方（売却者）の「本人確認書類の写し」の保存が要件とされたため、受方参加者にとっては受方委託者（課税事業者）から「登記事項証明書等」の写しを求められることがあるので留意すること。また、OSEの当該証明書等の写しが必要な場合は適宜申し出ること。<sup>*54-2</sup></p>	<p>(2)に記載の方法で貴金属地金が直接指定倉庫に引き渡された旨、当該貴金属地金が受渡供用品に該当することを当該(1)又は(2)に記載の者が確認した旨、及び当該指定倉庫業者が当該貴金属地金について出庫が行われていないこと等を確認した旨を記載することを要する。</p> <p>*53：白金の限日現金決済先物取引における希望受渡しにあっては、通常の倉荷証券により受渡しを行うこと。</p> <p>*54-1：指定倉庫との寄託契約締結等の諸手続きを言う。</p> <p>*54-2：詳細は税理士又は国税庁に問い合わせること。</p>
<p>IV. ゴム市場（RSS3）</p> <p>1. 受渡供用品・倉荷証券</p> <p>(1) 受渡供用品の要件</p> <p>①受渡供用品<sup>*55</sup></p> <p>受渡供用品は、国際規格によるRSS3号及び同4号とし、業務規程施行規則第32条2号aの規定に基づきOSEが定めるRSS3号に対する同4号の格差は1キログラム当たり3.0円<sup>*56</sup>下げとする。</p>	<p>*55：受渡条件調整及び申告受渡は、輸入通関が完了した生ゴムであって受渡当事者間で合意したものとする。</p>

内 容	備 考										
<p>②受渡供用品の要件</p> <p>(1) 指定倉庫への庫入れ及び輸入通関が完了し、かつ、取引最終日又は早受渡しの成立日において、輸入通関完了の日から1年を経過していないもの。</p> <p>(2) 受渡単位ごとに同一荷口（グレード、契約、船荷証券（コンテナごとに分割されているものを含む。）、シッパー及びパッキングハウスが同一のものをいう。以下同じ。）の梱をもって構成されていること。</p> <p>(3) INTの記号並びにマレーシア、シンガポール及びタイ産出のものにあつては、パッキングハウスの記号又は登録番号が梱に表示されていること。</p> <p>(4) 梱の表示量目が次のいずれか一種をもって構成されていること。</p> <p>100 キログラム</p> <p>101.6 キログラム</p> <p>111.11 キログラム</p> <p>112.9 キログラム</p> <p>113 キログラム</p> <p>113.4 キログラム</p> <p>③受渡品の量目の計算</p> <p>受渡品の量目はキログラム位までとし、キログラム未満の端数が生じたときは、その小数点以下第1位を四捨五入し計算する。</p> <p>④表示量目の増減の許容限度</p> <p>受渡しにおいて、受渡品の表示量目が約定量目と異なる場合であつて、約定量目の100分の2.1の範囲内において次に掲げる梱の表示量目の区分ごとの受渡単位当り量目である場合は、表示量目により決済する。</p> <table data-bbox="236 1727 962 1951"> <thead> <tr> <th>梱の表示量目</th> <th>受渡単位当りの量目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 キログラム</td> <td>5,000 キログラム (50 梱)</td> </tr> <tr> <td>101.6 キログラム</td> <td>5,080 キログラム (50 梱)</td> </tr> <tr> <td>111.11 キログラム</td> <td>5,000 キログラム (45 梱)</td> </tr> <tr> <td>112.9 キログラム</td> <td>5,080.5 キログラム (45 梱)</td> </tr> </tbody> </table>	梱の表示量目	受渡単位当りの量目	100 キログラム	5,000 キログラム (50 梱)	101.6 キログラム	5,080 キログラム (50 梱)	111.11 キログラム	5,000 キログラム (45 梱)	112.9 キログラム	5,080.5 キログラム (45 梱)	<p>*56：RSS3号と同4号との格差は、受渡しを行う月の10日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の時価を基準として、OSEが定めるものとする。</p>
梱の表示量目	受渡単位当りの量目										
100 キログラム	5,000 キログラム (50 梱)										
101.6 キログラム	5,080 キログラム (50 梱)										
111.11 キログラム	5,000 キログラム (45 梱)										
112.9 キログラム	5,080.5 キログラム (45 梱)										

内 容	備 考
<p>113 キログラム                      5,085 キログラム    (45 梱)</p>	
<p>113.4 キログラム                    5,103 キログラム    (45 梱)</p>	
<p>⑤受渡量目の目減の許容限度</p> <p>受渡しにおいて、受渡品の量目と表示量目との差が、表示量目の 100 分の 0.5 の減量（目減限度という。）以内に止まるときは、受方は、これを引き取り、表示量目により決済する。</p> <p>(2) 倉荷証券の要件</p> <p>倉荷証券又は荷渡指図書<sup>*12</sup>は、以下の事項を記載したものであって、譲渡に必要なすべての要件を備えたものであり、かつ、同一銘柄につき受渡単位ごとに作成したものでなければならない。</p> <p>(1) 銘柄等</p> <p>(2) 数量</p> <p>(3) 積出地</p> <p>(4) 外国からの積来船名、輸入港、入港日及び輸入通関日。また営業倉庫から陸送等した場合にあっては、その旨も記載すること。</p> <p>(5) 定量目又は乱量目の表示、正乱梱の区別及び損傷の有無</p> <p>(6) 火災保険の契約先及びその附保金額</p> <p>2. 受渡場所・指定倉庫<sup>*58</sup></p> <p>(1) 指定倉庫は、東京都、神奈川県、千葉県及びその他道府県所在の営業倉庫のうち、OSE が指定した倉庫<sup>*59</sup>とする。</p> <p>また、東京都、神奈川県及び千葉県以外の指定倉庫における受渡しについては、OSE が定める運賃及び保険料<sup>*59</sup>を渡方より徴収し、受方に交付する。</p> <p>(2) 受渡しに供用される生ゴムの取扱い<sup>*60</sup>について履行する義務を定めることにより、生ゴムの円滑な荷捌き及び保管体制の確立を図るものとする。</p>	<p>*58：受渡条件調整及び申告受渡にあっては、本邦所在の受渡当事者で合意した場所とする。</p> <p>*59：指定倉庫並びに運賃及び保険料（運賃格差）は、別紙 14「RSS3 受渡場所」を参照。当該格差額については、各限月につき当該限月の受渡日の属する月の前月末日までに定める。なお、当月限の格差を決定する前に早受渡し</p>

内 容	備 考
<p>3. 受渡決済の事務手続き</p> <p>本受渡制度を用いてゴム（RSS3）の受渡しを行う場合は、以下の事務手続きによるものとする。基本受渡し以外の受渡方法により決済を行う場合は、事務手続きを適宜クリアリング機構に照会のうえ行うこと。</p> <p>(1) 受渡日<sup>*61</sup> 4営業日前（取引最終日（納会日））</p> <p>【クローズアウト数量申告】<sup>*41-1</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、取引最終日を迎えた建玉について、17:00 までに cCran の「Actual Positions」画面からクローズアウト数量の申告を行う<sup>*41-2</sup>。クリアリング機構は、17:00 以降に、受渡決済の対象となる建玉を TOCOM-CUBE に連携し、当該数量を受渡決済分として cCran 上の建玉残高から減じる。</li> </ul> <p>【受渡玉入力・委託者情報登録】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、「建玉／予定玉／受渡玉入力（受渡明細届出書）」画面から、18:00 までに受渡玉の入力及び委託者情報の登録を行う。</li> <li>渡方参加者は、渡方委託者がインボイス発行事業者であること及び登録番号を OSE に通知していることを確認すること。登録番号を通知していない場合にあつては、速やかに TOCOM-CUBE の汎用通知によって JSCC を介して OSE に通知すること。</li> </ul> <p>【組合入力（抽選依頼）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>渡方参加者は、「組み合わせ情報入力（ゴム）（荷渡通知書）」画面から、原則として 18:00 までに組み合わせ情報の入力を行う<sup>*42*62</sup>。</li> <li>クリアリング機構は、参加者が入力した情報に基づき抽選<sup>*43</sup>を行い、抽選内容に従って受方参加者の登録を行う。渡方参加者は、「組み合わせ情報入力（ゴム）（荷渡通知書）」画面にて抽選結果の確認を行う<sup>*42</sup>。</li> </ul> <p>(2) 受渡日前営業日</p> <p>【資金決済データの確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、「受渡代金通知書一覧」画面から受渡代金通知書を取得し、決済日における受渡代金等の明細を確認する<sup>*44</sup>。</li> </ul>	<p>決定したものの格差は、その前月限に適用した格差を準用するものとする。</p> <p>*60：生ゴムに係る取扱い方法は、別紙15「RSS3 生ゴムに係る取扱方法」を参照。</p> <p>*61：毎月の最終営業日とする。なお、12月においては28日（休業日又は大納会に当たる場合には順次繰り上げる。）とする。</p> <p>*62：引渡対象の検査証明書を添付すること。また、当該時限を過ぎる場合には、クリアリング機構に事前連絡し、取引最終日翌営業日の13時まで登録を完了させること。</p>



内 容	備 考
<p>【倉荷証券<sup>*12</sup>の提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>渡方参加者は、13:00 までに倉荷証券授受資格証<sup>*45</sup>、引渡対象の倉荷証券<sup>*12</sup> 及び検査証明書<sup>*62-1</sup> をクリアリング機構窓口を持参する。</li> </ul> <p>(3) 受渡日<sup>*61</sup></p> <p>【受渡代金の授受】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受渡代金について、支払方参加者は 11:00 までにクリアリング機構への支払いを行い、受領方参加者は 13:00 以降にクリアリング機構から受領する。</li> </ul> <p>【倉荷証券<sup>*12</sup>の受領】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受方参加者は、11:00 から 14:45 までに倉荷証券授受資格証<sup>*45</sup> をクリアリング機構窓口を持参し、引渡対象の倉荷証券<sup>*12</sup>、検品指図書<sup>*62-2</sup> 及び検査証明書<sup>*62-2</sup> を受領する。</li> </ul> <p>【インボイス等の交付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、受渡しが完了した後、TOCOM-CUBE から出力したインボイスを受方委託者に、精算書を渡方委託者に速やかに交付する。</li> </ul> <p>4. その他留意事項</p> <p>① 受渡品の検品</p> <p>渡方参加者は、検査証明書の添付がない倉荷証券を受渡しに供する場合、TOCOM-CUBE の「検査請求入力」画面からクリアリング機構に対して品質検査請求を行う<sup>*63-1</sup>。クリアリング機構は、請求された情報に基づき品質検査を行い、検査結果を「検査請求入力」画面に登録する。また、検査日において、クリアリング機構は、検査証明書<sup>*63-2</sup> を渡方参加者に交付する<sup>*63-3</sup><sup>*63-4</sup>。なお、検査日については以下に定める日とし、渡方参加者は検査日の 4 営業日前（検査を請求する受渡品が東京都特別区、神奈川県横浜市及び川崎市以外の指定倉庫に在荷する場合にあっては、7 営業日前）に当たる日までに、品質検査請求を行うこと。</p>	<p>*62-1：荷渡指図書（D/O）による受渡しの場合は、CUBE-Plus を通じて引渡対象の D/O とともにクリアリング機構に提出する。</p> <p>*62-2：荷渡指図書（D/O）による受渡しの場合は、CUBE-Plus を通じて引渡対象の D/O とともに検品指図書及び検査証明書をクリアリング機構から受領する。</p> <p>*63-1：参加者は、検品対象の受渡品について、指定倉庫への庫入れを完了させること。また、指定倉庫業者が発行する試貫表を添付すること。ただし、試貫表の添付については、クリアリング機構の認める期日までこれを猶予するこ</p>

内 容	備 考
<p>(参考) 検査日 *63-5</p> <p>(1) 当月限取引最終日（納会日）の3営業日前に当たる日</p> <p>(2) 参加者からの請求又は故障の申し立てがあった場合には、原則、当月限取引最終日の翌々営業日から月末最終営業日までの、クリアリング機構が適当と定める日</p> <p>②受渡品の出庫</p> <p>受方参加者は、受渡して受領した受渡品について、輸入通関完了の日から1年を経過した場合にあっては、速やかに指定倉庫から当該受渡品を出庫しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると OSE が認めた場合にあっては、この限りでない。</p> <p>③異物混入荷口製造業者等の忌避</p> <p>OSE は、受渡品の梱内部に鉄片その他の異物が混入し事故が発生したときは、事実関係を調査し必要があると認めるときは、当該荷口のシッパー又はパッキングハウスについて、事故防止の改善措置が実施されたと認めるまでの間、その製造に係る荷口の受渡提供を禁止することができる。</p>	<p>とができる。</p> <p>*63-2：検査証明書は、決済日前営業日に引渡対象の倉荷証券とあわせてクリアリング機構窓口を持参すること（荷渡指図書（D/O）による受渡しの場合は、CUBE-Plus を通じて提出すること。）。なお、検査証明書の有効期限は、発行日から6ヶ月後に当たる日の属する月の末日までとする。（再検査の場合は、通関日から起算して1年を経過する日までとする。）</p> <p>*63-3：再検査の場合は、前回交付した検査証明書をあわせて提出すること。</p> <p>*63-4：クリアリング機構から17:00 までに受領すること。</p> <p>*63-5：参加者からの求めがある場合には、クリアリング機構が適当と定める日において、臨時に検査日を設けることができる。</p>
<p>V. ゴム市場（TSR20）</p> <p>1. 受渡供用品・受渡書類</p> <p>(1) 受渡供用品の要件</p> <p>①受渡供用品 *64</p> <p>受渡供用品は、TSR20 番のうちタイ産の Standard Thai Rubber20 番とする。</p> <p>②受渡供用品の要件</p> <p>(1) OSE が別に定める基準に基づき承認した別表の TSR 工場（以下「承認工場」という。）*65 で生産されたものであって、当該生産日が受渡日から3カ月以内であること。ただし、Pre-Breaker を使用し</p>	<p>*64：受渡条件調整及び申告受渡は、未通関の生ゴムであって受渡当事者間で合意したものとする。</p> <p>*65：承認工場については、別紙16「TSR20 承認工</p>

内 容	備 考
<p>て生産されたものを除く。</p> <p>(2) タイ王国により定められた次のT S Rの品質規格を満たしていること。</p> <p>イ ゴミ含有量 : 0.16%以内/重量</p> <p>ロ 灰分含有量 : 0.80%以内/重量</p> <p>ハ 揮発性物質含有量 : 0.80%以内/重量</p> <p>ニ 窒素含有量 : 0.60%以内/重量</p> <p>ホ ウォーレス初期可塑性 : 30 以上</p> <p>へ 可塑性残留率 : 40 以上</p> <p>(3) 包装形態は、シュリンクラップ包装（ベールマークを含む。）で、タイ王国により定められたT S Rの包装規格を満たしていること。</p> <p>(4) タイ王国により品質検査を行うことが認定された承認工場の品質検査証明書が添付され、かつ、当該品質検査証明書の発行日が受渡日から3カ月以内であること。</p> <p>(5) 受渡単位ごとに同一の承認工場生産され、品質検査証明書の発行日が同一であり、同一荷口のベールをもって構成されていること。</p> <p>(6) 受渡供用品の荷口は、以下の定めるもので構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1ベール当たりの量目を35キログラムとする。</li> <li>・ 36ベールをもって1個のシュリンクラップ梱包とし、その1梱包の量目（正味量目とし、梱包量目を含まない。）を1,260キログラムとする。</li> <li>・ 1コンテナに積み込みできるシュリンクラップ梱包は、16個をもって1受渡単位の荷口とし、その量目（正味量目とし、梱包量目を含まない。）を20,160キログラムとする。</li> <li>・ パレットは、木製又はプラスチック製のものとする。</li> </ul> <p>③受渡品の量目の増減の許容限度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受渡単位当たりの受渡荷口の量目は、原則として受渡単位の量目から100分の0.5を超えて増減しないものとする。</li> <li>・ 受渡荷口における1ベール当たりのそれぞれの量目は、原則として100分の3を超えて増減しないものとする。</li> </ul> <p>(2) 受渡書類の要件</p> <p>T S R 20の受渡書類<sup>*66</sup>は、次に定める事項を備えたものでなければ</p>	<p>場」を参照。</p> <p>* 66 : ① 船荷証券 (Bill of</p>

内 容	備 考
<p>ばならない。</p> <p>(1) 国際的契約、商慣習又は受渡しに関係する国の法令等により定められている事項の記載があるもの</p> <p>(2) 船荷証券にあっては、譲渡に要するすべての条件を備えたもの</p> <p>(3) 通関に必要な書類にあっては、税関の要求する手続き等を備えたもの</p> <p>(4) その他、国際ゴム取引において、一般的に必要とされる事項</p> <p>2. 受渡場所・指定倉庫<sup>*67</sup></p> <p>受渡場所は、タイ王国のバンコク港及び OSE が指定した港<sup>*68</sup>とする。</p> <p>3. 受渡決済の事務手続き</p> <p>本受渡制度を用いてゴム（TSR20）の受渡しを行う場合は、以下の事務手続きによるものとする。基本受渡し以外の受渡方法により決済を行う場合は、事務手続きを適宜クリアリング機構に照会のうえ行うこと。</p> <p>(1) 取引最終日（納会日）</p> <p>【クローズアウト数量申告】<sup>*41-1</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、取引最終日を迎えた建玉について、17:00 までに cCran の「Actual Positions」画面からクローズアウト数量の申告を行う<sup>*41-2</sup>。クリアリング機構は、17:00 以降に、受渡決済の対象となる建玉を TOCOM-CUBE に連携し、当該数量を受渡決済分として cCran 上の建玉残高から減じる。</li> </ul> <p>【取引受渡証拠金情報取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、17:30 以降に「取引受渡証拠金計算票一覧」画面から取引受渡証拠金計算票を取得し、当該商品の受渡決済に係る取引受渡証拠金の所要額を確認する。</li> </ul> <p>(2) 取引最終日翌営業日</p> <p>【受渡玉入力・委託者情報登録】</p>	<p>Landing )、②送り状 (Invoice)、③品質検査証明書、④品質・重量証明書、⑤原産地証明書、⑥パッキングリスト (Packing List)、⑦その他書類（国際ゴム取引において、一般的に受渡書類として使用されるもの）のうち、受方参加者が指定した書類。</p> <p>*67：受渡条件調整及び申告受渡にあっては、タイ、マレーシア、インドネシア、シンガポール及びベトナム等所在の受渡当事者間で合意した港とする。</p> <p>*68：受渡場所は、別紙 17「TSR20 受渡場所」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>・ 参加者は、「建玉／予定玉／受渡玉入力（受渡明細届出書）」画面から、12:00 までに受渡玉の入力、委託者情報及び荷渡（受）通知書情報の登録を行う。クリアリング機構は、当該情報を元に荷渡通知書及び荷受通知書を作成し、TOCOM-CUBE の汎用通知にて参加者に送付する。</p> <p>(3) 取引最終日 2 営業日後 【組合入力（抽選依頼）】</p> <p>・ 受方参加者は、組み合わせについてクリアリング機構に抽選を依頼する場合、「組み合わせ情報入力（ゴム（TSR20）」画面から、12:00 までに登録を行う。クリアリング機構は、参加者が入力した情報に基づき抽選<sup>*43</sup>を行い、抽選内容に従って渡方参加者の登録を行う。受方参加者は、「組み合わせ情報入力（ゴム（TSR20）」画面にて抽選結果の確認を行う<sup>*44*69</sup>。</p> <p>(4) 船積日<sup>*70</sup> 7 営業日前まで 【船積情報登録<sup>*71</sup>】</p> <p>・ 参加者は、受渡当事者間で受渡品の船積みに関する調整を行い、船積日が決定した場合には、「組み合わせ情報入力（ゴム（TSR20）」画面から、船積日 7 営業日前の 12:00 までに船積みに関する情報を登録する。</p> <p>(5) 船積日前営業日まで 【入金登録】</p> <p>・ 受方参加者は、「組み合わせ情報入力（ゴム（TSR20）」画面から、毎営業日の 15:30 までに入金登録を行う。また、受方参加者は、「受渡代金確認通知書一覧」画面から翌営業日に支払う分の受渡代金確認通知書を取得し、受渡代金等の明細を確認する。</p> <p>(6) 船積日<sup>*70</sup> まで 【受渡代金の支払い】</p> <p>・ 支払方参加者は、11:00 までにクリアリング機構へ受渡代金の支払いを行う。</p> <p>(7) 船積日 5 営業日後まで 【受渡登録<sup>*72</sup>】</p>	<p>*69：同一の受渡当事者間にて分割して船積み（受渡し）を行う場合は、組み合わせ確定後、再度組み合わせの入力を行う必要がある<sup>*8</sup>。</p> <p>*70：船積日（原則として当月限の第 10 営業日から当月限の翌月 15 日までの期間内で受方が指定した日とする。なお、受方は、商慣習に従い渡方に対して船積のための必要な日数を与えなければならない。）は、船荷証券に記載された船積完了日とする。</p> <p>*71：船積通知書に相当する。</p> <p>*72：受渡通知書に相当する。</p>

内 容	備 考
<p>・ 参加者は、船積み後に受渡日<sup>*73</sup>を確定させるため、船積日の5営業日後の12:00までに「受渡情報入力」画面から受渡登録を行う。また、渡方参加者は、各種受渡書類<sup>*66</sup>の写しを TOCOM-CUBE の汎用通知にてクリアリング機構及び受方参加者に提出する。</p> <p>(8) 受渡日<sup>*73</sup>  <b>【受渡書類の授受】<sup>*66</sup></b>          ・ 参加者は、受渡当事者間で各種受渡書類<sup>*74</sup>の授受を行う<sup>*75</sup>。</p> <p>(9) 受渡日2営業日後まで  <b>【受渡完了登録<sup>*76</sup>】</b>          ・ 受方参加者は、毎営業日の15:30までに「受渡情報一覧」画面から受渡済みのレコードを選択し、受渡ステータスを「受渡完了」に変更する。また、渡方参加者は、受渡日2営業日後に、「受渡代金確認通知書一覧」画面から翌営業日に受領する分の受渡代金確認通知書を取得し、受渡代金等の明細を確認する。</p> <p>(10) 受渡完了登録日翌営業日  <b>【受渡代金の受領】</b>          ・ 受領方参加者は、13:00以降にクリアリング機構から受渡代金を受領する。</p> <p>(11) 受渡日以降  <b>【過不足報告<sup>*77</sup>】</b>          ・ 受方参加者は、受渡数量に過不足があった場合<sup>*78</sup>、クリアリング機構に連絡後、「受渡情報一覧」画面から対象レコードを選択し、正味数量を入力のうえ受渡ステータスを「過不足報告」に変更する<sup>*79</sup>。参加者は、「過不足調整代金通知書一覧」画面から過不足調整代金通知書を取得し、決済日<sup>*80</sup>における過不足調整金等の明細を確認する。</p> <p><b>【過不足調整金の授受】</b>          ・ 過不足調整金について、支払方参加者は決済日の11:00までにクリアリング機構への支払いを行い、受領方参加者は同日の13:00以降にクリアリング機構から受領する。</p>	<p>*73：受渡登録の完了日（受渡通知書の提出日）から起算して4営業日後までとする。</p> <p>*74：受渡条件調整及び申告受渡にあつては、受渡書類の提出を受渡報告書（受渡しの要件を満たし所有権の移転が完了したこと及び当該受渡明細が記載され、受方及び渡方が連署した書面を言う）の提出に代えることができる。</p> <p>*75：クリアリング機構を介して各種受渡書類の授受を行う場合は、その旨をクリアリング機構に事前連絡すること。</p> <p>*76：受渡完了通知書に相当する。</p> <p>*77：重量報告書に相当する。</p> <p>*78：過不足数量の増減割合が受渡数量に対して、①0.5%以下の場合は調整なし、②0.5%超1.0%以下の場合は受渡数量の0.5%との差分について調整、③1.0%超の場合は受渡数量の差分の全量について調整を行う。</p> <p>*79：申告期間は受渡品が仕向地の港で陸揚げされた日から45日以内とする。</p>

内 容	備 考
<p>4. その他留意事項</p> <p>①船舶等の手配</p> <p>(1) 船舶及びコンテナは、渡方参加者が手配する場合を除き受方参加者が手配するものとする。この場合において、受方参加者は、受渡場所の定める入港許可基準に合致した船舶を手配しなければならない。</p> <p>(2) 受方参加者は、船舶の手配が完了したときは、速やかに渡方参加者に対し、その旨通知しなければならない。</p> <p>(3) 渡方参加者は、受方参加者から(2)の通知を受けたときは、受方参加者が手配した船舶及びコンテナに対する船積の準備等、受方参加者が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、船積日までに完了するよう協力しなければならない。</p> <p>(4) 渡方参加者及び受方参加者は、生ゴムの通常の輸出業務として商慣習により行われている荷役に準拠して受渡品の船積を行わなければならない。</p> <p>②渡方参加者の責任範囲<sup>*81</sup></p> <p>受渡しにおける渡方参加者の責任の範囲は、受渡品が全量船積される時点までとする。</p> <p>③受渡諸費用の負担<sup>*82</sup></p> <p>(1) 船積時に発生するコンテナターミナル使用料及び船積作業等に係る受渡品全量の船積が完了するまでに要する費用は、渡方参加者の負担とする。</p> <p>(2) 船舶及びコンテナの手配、並びに受渡品全量の船積完了後に要する費用は、受方参加者の負担とする。</p> <p>(3) その他本規則に定めのない費用の負担は、商慣習に従い受渡当事者が合議の上決定するものとする。</p> <p>④T S R 国際契約の準用</p> <p>受渡しに関し、本規則に定めのない事項については、T S R 国際契約<sup>*83</sup>を準用する。</p>	<p>*80：決済日については、別途クリアリング機構から通知される。</p> <p>*81：受渡条件調整及び申告受渡にあつては、受渡当事者の合意により決定するものとする。</p> <p>*82：受渡条件調整及び申告受渡にあつては、受渡当事者の合意により決定するものとする。</p> <p>*83：I R A (International</p>

内 容	備 考
<p>⑤一般受渡条件</p> <p>(1) 受渡しに関し、渡方参加者は、受渡品の輸出に必要な手続きについて、受方参加者は輸入に必要な手続きについて責任を持って実施するものとする。</p> <p>(2) 受渡当事者は、受渡し時において、受渡場所で有効な法令に従うものとし、法令が変更された場合にあっても、受渡当事者は当該法令に従うものとする。</p> <p>⑥異物混入荷口製造業者等の忌避</p> <p>OSEは、受渡品の梱内部に鉄片その他の異物が混入し事故が発生したときは、事実関係を調査し必要があると認めるときは、当該荷口の承認工場について、事故防止の改善措置が実施されたと認めるまでの間、その製造に係る荷口の受渡提供を禁止することができる。</p>	<p>Rubber Association) が定める、T S R 国際契約 (TSR INTERNATIONAL CONTRACT) を言う。</p>
<p>VI. エネルギー市場（石油）、中京石油市場</p> <p>1. 受渡供用品の要件</p> <p>①受渡供用品<sup>*84</sup></p> <p>(1) ガソリン</p> <p>日本産業規格 K2202 の 2 号に適合するレギュラーガソリンの品質基準及び TOCOM が別に定める要件<sup>*85</sup>を満たした国内精製ガソリン又は輸入通関が完了した輸入ガソリンであって、タンクからローディングアーム渡し、又はホース渡し（以下「タンク渡し」という。）される正常無事故の状態のもの</p> <p>(2) 灯油</p> <p>日本産業規格 K2203 の 1 号に適合する灯油の品質基準及び TOCOM が別に定める要件<sup>*85</sup>を満たした国内精製灯油又は輸入通関が完了した輸入灯油であって、タンク渡しされる正常無事故の状態のもの</p> <p>(3) 軽油</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和 52 年通商産</p>	<p>*84：受渡条件調整及び申告受渡は、以下の基準を満たしたものであって、受渡当事者で合意したものとする。</p> <p>ガソリン…日本産業規格 K2202 の 2 号の品質基準及び TOCOM が別に定める要件を満たしたもの。</p> <p>灯油…日本産業規格 K2203 の 2 号の品質基準及び TOCOM が別に定める要件を満たしたものの。ただし、申告受渡にあつては、A 重油又はジェット燃</p>



内 容	備 考						
<p>業省令第 24 号) 第 22 条第 1 項の規格に適合し、かつ、以下に掲げる各限月毎に、当該限月に対応する種類についての日本産業規格 K2204 に適合する軽油の品質基準を満たした国内精製軽油又は輸入通関が完了した輸入軽油であって、タンク渡しされる正常無事故の状態のもの</p> <table data-bbox="284 510 960 651"> <tr> <td>1 月限～ 3 月限及び 12 月限</td> <td>2 号</td> </tr> <tr> <td>4 月限～ 5 月限及び 10 月限～11 月限</td> <td>1 号</td> </tr> <tr> <td>6 月限～ 9 月限</td> <td>特 1 号</td> </tr> </table> <p>②受渡品の量目の計算</p> <p>(1) 受渡品の量目については、受渡場所に設置されている計量器（以下「流量計」という。）の数値に基づくものとし、海上出荷にあっては日本産業規格 K2249 において規定する容量換算係数に従い、当該受渡品の油温を 15℃に換算した数値とする。</p> <p>(2) 受渡品の量目はリットル位までとし、リットル未満の端数が生じたときは、その小数点 1 位を切り捨てて計算する。</p> <p>③受渡品の量目の増減の許容限度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受渡品の量目が受渡通知書に記載されている受渡数量（以下「記載受渡数量」という。）に比し、100 分の 2 以内の増減である場合は、受渡品の量目により決済するものとする。</li> <li>・受渡品の量目が記載受渡数量に比し、100 分の 2 を超える増量又は減量が生じたときは、次のとおり処理を行うものとする。</li> </ul> <p>(1) 100 分の 2 を超える増量が生じたときは、当該増量分は渡方参加者の責任において処理するものとし、TOCOM は、当該増量分について、当該受渡しの対象外として取り扱うものとする。</p> <p>(2) 100 分の 2 を超える減量が生じたときは、当該減量分について故障申立に基づき処理するものとする。</p> <p>2. 受渡場所・指定倉庫<sup>*86</sup></p> <p>(1) エネルギー市場にあっては、海上出荷設備を有する東京都、神奈川県及び千葉県に所在する製造所又は貯蔵所（以下「製造所等」という。）</p>	1 月限～ 3 月限及び 12 月限	2 号	4 月限～ 5 月限及び 10 月限～11 月限	1 号	6 月限～ 9 月限	特 1 号	<p>料での受渡しも可能とする。 軽油…揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 22 条第 1 項の規格に適合し、かつ、日本産業規格 K2204 表 1 に掲げる特 1 号～特 3 号の品質基準を満たしたもの。 *85：別紙 1 8 「石油 受渡供用品の要件」を参照</p> <p>*86：受渡条件調整及び申告受渡にあっては、本邦所在の製造所又は貯蔵所のうち受渡当事者で合意した場所とする。</p>
1 月限～ 3 月限及び 12 月限	2 号						
4 月限～ 5 月限及び 10 月限～11 月限	1 号						
6 月限～ 9 月限	特 1 号						

内 容	備 考
<p>のうち、TOCOM が指定した場所<sup>*87</sup>とする。</p> <p>(2) 中京石油市場にあつては、陸上出荷設備を有する愛知県に所在する貯蔵所のうち、TOCOM が指定した場所<sup>*87</sup>とする。</p> <p>3. 受渡決済の事務手続き</p> <p>受渡条件調整制度を用いて石油<sup>*88*89</sup>の受渡しを行う場合は、以下の事務手続きによるものとする。受渡条件調整以外の受渡方法により決済を行う場合は、事務手続きを適宜クリアリング機構に照会のうえ行うこと。</p> <p>(1) 取引最終日（納会日）</p> <p><b>【クローズアウト数量申告】<sup>*41-1</sup></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、取引最終日を迎えた建玉について、17:00 までに cCran の「Actual Positions」画面からクローズアウト数量の申告を行う<sup>*41-2</sup>。クリアリング機構は、17:00 以降に、受渡決済の対象となる建玉を TOCOM-CUBE に連携し、当該数量を受渡決済分として cCran 上の建玉残高から減じる。</li> </ul> <p><b>【取引受渡証拠金情報取得】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、17:30 以降に「取引受渡証拠金計算票一覧」画面から取引受渡証拠金計算票を取得し、当該商品の受渡決済に係る取引受渡証拠金の所要額を確認する。</li> </ul> <p><b>【受渡玉入力・委託者情報登録】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、「建玉／予定玉／受渡玉入力（荷渡・荷受通知書）」画面から、18:00 までに受渡玉の入力、委託者情報及び荷渡（受）通知書情報の登録を行う。クリアリング機構は、当該情報を元に荷渡通知書及び荷受通知書を作成し、TOCOM-CUBE の汎用通知にて参加者に送付する。</li> <li>渡方参加者は、渡方委託者がインボイス発行事業者であること及び登録番号を TOCOM に通知していることを確認すること。登録番号を通知していない場合にあつては、速やかに TOCOM-CUBE の汎用通知によって TOCOM に通知すること。</li> </ul> <p>(2) 取引最終日翌営業日から月末最終営業日前営業日まで</p>	<p>*87：指定場所は、別紙 1 9「エネルギー／中京石油 受渡場所」を参照。</p> <p>*88：ガソリン、灯油、軽油、中京ガソリン、中京灯油を指す。</p> <p>*89：軽油については、TOCOM が定める特定の業者のみ受渡決済を行うことが可能。詳細については別紙 2 1「石油 軽油による受渡し」を参照。</p>

内 容	備 考
<p><b>【組合入力（受渡条件登録）】</b> *90</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、「組み合わせ情報入力（石油）（受渡通知書・受渡条件調整通知書・申告受渡通知書・ADP申請書）」画面から、原則として月末最終営業日前営業日の 12:00 までに組み合わせ情報の入力を完了させる *44*91。</li> </ul> <p>(3) 受渡日 2 営業日前まで</p> <p><b>【入金登録】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受方参加者は、「入金情報一覧」画面から決済を行おうとするレコードを選択し、毎営業日の 15:30 までに入金登録を行う。また、受方参加者は、「受渡代金確認通知書一覧」画面から翌営業日に支払う分の受渡代金確認通知書を取得し、受渡代金等の明細を確認する。</li> </ul> <p>(4) 受渡日前営業日まで</p> <p><b>【受渡代金の支払い】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払方参加者は、11:00 までにクリアリング機構へ受渡代金の支払いを行う。</li> </ul> <p>(5) 受渡日 *92 まで</p> <p><b>【受渡登録 *93】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、「受渡情報一覧」画面から入金登録済みのレコードを選択し、受渡日の 15:30 までに各種受渡情報（受渡日 *92 や受渡数量等）の登録を行う *94。</li> </ul> <p><b>【受渡品の受渡し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、受渡当事者間で受渡品の受渡しを完了させる。</li> </ul> <p>(6) 受渡日 2 営業日後まで *95</p> <p><b>【受渡完了登録 *96】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受方参加者は、毎営業日の 15:30 までに「受渡情報一覧」画面から受渡済みのレコードを選択し、受渡ステータスを「受渡完了」に変更する *97。また、渡方参加者は、「受渡代金確認通知書一覧」画面から翌営業日に受領する分の受渡代金確認通知書を取得し、受渡代金等の明細を確認する。</li> </ul>	<p>*90：原則として、渡方は受渡場所について少なくとも製造所、貯蔵所のいずれであるかを、受方は受渡日について少なくとも当月限における上旬、中旬又は下旬等いずれの時期であるかを相手方に提示のうえ受渡当事者間で協議し、合意するものとする。</p> <p>その後、受渡当事者は当月限の 10 日（休業日に当たる場合は順次繰り上げる。）までに、詳細な受渡内容を合意し、受渡しを行うものとする。</p> <p>*91：当事者間での調整が完了しない場合は、抽選により相手方を決定する。（基本受渡し）</p> <p>*92：当月限の 1 日から当月限の末日までとする。</p> <p>*93：受渡通知書及び出荷保証書に相当する。</p> <p>*94：インタンクトランスファー（ITT）については、所要の手続きを行ったうえで、受渡日の前営業日までに登録すること。</p> <p>*95：インタンクトランスファー（ITT）については、受渡日翌営業日までとする。また、受渡場所が発行する在庫証明書を添付しなければならない。</p> <p>*96：受渡完了通知書に相当す</p>

内 容	備 考
<p>(7) 受渡完了登録日翌営業日</p> <p><b>【受渡代金の受領】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受領方参加者は 13:00 以降にクリアリング機構から受渡代金を受領する。</li> </ul> <p><b>【インボイス等の交付】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、受渡しが完了した後、TOCOM-CUBE から出力したインボイスを受方委託者に、精算書を渡方委託者に速やかに交付する。</li> </ul> <p>(8) 受渡月翌月第 2 営業日まで</p> <p><b>【過不足登録<sup>*98</sup>】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受方参加者は、受渡数量に過不足があった場合<sup>*99</sup>、15:30 までに「受渡情報一覧」画面から受渡済みのレコードを選択し、正味数量を入力のうえ受渡ステータスを「過不足報告」に変更する。</li> </ul> <p>(9) 受渡月翌月第 3 営業日</p> <p><b>【資金決済データの確認】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、「過不足調整代金通知書一覧」画面から過不足調整代金通知書を取得し、決済日における過不足調整金等の明細を確認する<sup>*100</sup>。</li> </ul> <p>(10) 受渡月翌月第 4 営業日</p> <p><b>【過不足調整金の授受】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過不足調整金について、支払方参加者は 11:00 までにクリアリング機構への支払いを行い、受領方参加者は 13:00 以降にクリアリング機構から受領する。</li> </ul>	<p>る。本通知書は、荷役協定書の写し又は納品書の写し等、受渡しが確実に完了したことを証する書面（協定書等）に基づき作成したものとす。</p> <p>*97：正味数量が判明している場合は、正味数量を入力のうえ受渡ステータスを「受渡完了（過不足入力済み）」に変更すること。</p> <p>*98：過不足数量報告書に相当する。</p> <p>*99：過不足数量の増減割合は、受渡数量に対して 2%以内とする。なお、2%を超える量目不足があった場合には、故障申立書をクリアリング機構に提出すること。</p> <p>*100：「消費税誤差代金確認通知書」についても確認すること（消費税率が 10%では、当該誤差は発生しない）。</p>
<p>4. その他留意事項</p> <p>①受渡方法</p> <p>(1) 渡方にあつては受渡場所におけるタンク渡しとし、エネルギー市場の受方にあつては内航船及び中京石油市場の受方にあつてはタンクローリーによるものとする。</p> <p>(2) 受渡条件調整及び申告受渡にあつては、海上出荷又は陸上出荷のほか、インタクトランスファー（ITT）等受渡当事者間で合意し</p>	

内 容	備 考
<p>た方法により行うものとする。ただし、受渡品は、渡方から受方へ確実に移動させなければならない。</p> <p>②品質確認書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・渡方参加者は、受渡場所のうち、TOCOM が指定した場所のうち貯蔵所<sup>*87</sup>において受渡しを行う場合であって、受方参加者から品質確認書の添付要請がなされた場合には、これに応じなければならない。<sup>*101</sup>ただし、エネルギー市場にあつては、次の(2)の添付要請の場合には、受方参加者の都合による受渡日の変更により、渡方参加者が添付できない場合に限り、渡方参加者は次の(1)の添付に変えることができるものとする。</li> <li>・品質確認書は、揮発油等の品質の確保等に関する法律第 16 条の 2 に規定する登録分析機関又は登録分析機関に準ずる機関として TOCOM が認めた機関<sup>*102</sup>が、次のいずれかの方法により分析を行ったものであり、分析結果が受渡供用品に係る日本産業規格の品質基準を満たしているものでなければならない。</li> <li>・エネルギー市場の次の(2)の品質確認書の添付要請は、当月限が属する月の前月最終営業日の午後 3 時 30 分までに行わなければならない。</li> <li>・エネルギー市場 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該受渡品が蔵置されているタンクについて、当月限の 1 日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は順次繰り下げる。）に採取した試料を分析したもの。</li> <li>(2) 当該受渡品が蔵置されているタンクについて、受渡通知書に記載されている受渡日以前のタンクに最終搬入した時点で採取した試料を分析したもの。</li> </ul> </li> <li>・中京石油市場 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該受渡品が蔵置されているタンク若しくは蔵置されていたタンクについて、タンク 1 回転ごとに採取した試料を分析したもの。</li> <li>(2) 当該受渡品が蔵置されているタンク若しくは蔵置されていたタンクについて、1 ヶ月に 1 回定期的に採取した試料を分析したもの。</li> </ul> </li> </ul> <p>③内航船又はタンクローリーの手配</p>	<p>*101：海上出荷以外で受渡しを行う場合及びエネルギー受渡細則第 6 条に規定する受渡供用品以外で受渡しを行う場合は、応じる必要はないものとする。</p> <p>*102：認定分析機関は、別紙 20「石油 認定分析機関」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>(1) 内航船又はタンクローリーは、渡方参加者が手配する場合を除き受方参加者が手配するものとする。この場合において、受方参加者は、受渡場所の定める入港又は入構許可基準に合致した内航船又はタンクローリーを手配しなければならない。</p> <p>(2) 受方参加者は、内航船又はタンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方参加者に対し、その旨通知しなければならない。</p> <p>(3) 渡方参加者は、受方参加者から(2)の通知を受けたときは、受方参加者が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日まで完了するよう協力しなければならない。</p> <p>④受渡日の指定</p> <p>受渡日は、受渡当事者間で合意した日とする。</p> <p>ただし、基本受渡しにあっては、原則として受方が指定するものとするが、一顧客等若しくは一取引参加者の自己の計算による渡枚数が、30枚を超える場合には、渡方及び受方間で調整の上、受渡日を決定する。なお、指定若しくは決定した受渡日が次の一に該当する場合には、渡方及び受方間で調整の上、受渡日を決定する。</p> <p>(1) 内航船の入港又はタンクローリーの入構について受渡場所の許可が得られないとき。</p> <p>(2) 港内施設又は構内施設の使用状況等により、受渡しを行うことについて受渡場所の許可が得られないとき。</p> <p>(3) 受渡当事者の責めに帰することができない事由が生じたとき。</p> <p>⑤渡方参加者の責任範囲</p> <p>(1) エネルギー市場の受渡しにおける渡方の責任の範囲は、受渡場所の受渡設備の出荷ホースの先端フランジと内航船のマニホールドフランジの接続点を受渡品が全量通過するまでとする。</p> <p>(2) 中京石油市場の受渡しにおける渡方の責任の範囲は、受渡場所の受渡設備のタンクローリー用ローディングアームの先端を受渡品が全量通過するまでとする。</p> <p>(3) 受渡条件調整及び申告受渡しにあっては、受渡当事者で合意した範囲とする。</p> <p>⑥受渡諸費用の負担</p>	

内 容	備 考
<p>(1) 受渡時に発生する検査、検量及び積込み作業等に要する費用は、渡方参加者の負担とする。</p> <p>(2) 内航船又はタンクローリーの手配に要する費用は、受方参加者の負担とする。</p> <p>(3) 品質確認書を発行するために要する費用は、渡方参加者の負担とする。</p> <p>(4) その他本規則に定めのない費用の負担は、受渡当事者が合議の上決定するものとする。</p> <p>⑦軽油の受渡し</p> <p>軽油にあつては、受渡しによる決済を行うことができる者、軽油引取税、受渡しの上限数量等<sup>*103</sup>を定めるものとする。</p>	<p>*103：軽油による受渡しの特記事項は、別紙2 1「石油 軽油による受渡し」を参照。</p>
<p>VII. 農産物市場（一般大豆）</p>	
<p>1. 受渡供用品・倉荷証券</p>	
<p>(1) 受渡供用品の要件<sup>*104</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般大豆の受渡供用品は、アメリカ合衆国産黄大豆未選品（出港地がアメリカ合衆国又はカナダのもの）であつて、OSE が定める格付表<sup>*105</sup>に記載したもので、次の要件を満たしたものとする<sup>*106</sup>。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 遺伝子組換え又は遺伝子組換え不分別の大豆であるもの</li> <li>② アメリカ合衆国農務省穀物検査規格No.2 以上のものとして輸出され、アメリカ合衆国産黄大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、水分が14%以下のもの</li> <li>③ 通関を済ませ、かつ、植物防疫法（昭和25年法律第151号）並びに食品衛生法（昭和22年法律第233号）に抵触しないもの</li> <li>④ サイロに保管されているもの</li> <li>⑤ OSE が特定した業者<sup>*107</sup>が輸入し、OSE が認定<sup>*107</sup>した業者が倉荷証券上の寄託者となるもの</li> <li>⑥ 積来本船の入港日の属する月を含む6か月以内のもの</li> <li>⑦ 出港地がカナダであるアメリカ合衆国産黄大豆にあつては、ア</li> </ul> </li> </ul>	<p>*104：受渡条件調整及び申告受渡にあつては、受渡当事者間で合意した大豆とする。</p> <p>*105：格付表は別紙2 2「農産物 格付表」を参照。（以下、農産物市場において同様。）</p> <p>*106：受渡供用品の銘柄及び格差は、OSE が必要と認めたときは変更することができる。受渡供用品の銘柄及び格差を変更する場合は、原則、新甫発会日の属する月の前月15日までにこれを定め、当該新甫から適用するものとする。</p> <p>*107：一般大豆の特定業者及び</p>

内 容	備 考
<p>メリカ合衆国産黄大豆である旨の原産地証明書が添付されているもの</p> <p>⑧ 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に規定する食品に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植物防疫所の指示による菌核除去の作業のみを行ったものは、未選品として受渡しに供することができる。</li> <li>・ 次に該当する場合は受渡しに供用することは出来ない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 黄色種以外の特殊大豆</li> <li>② 倉荷証券に本船名、入港年月日を単独で記載できないもの</li> <li>③ 陸揚港の異なるもの及び陸揚港不明のもの</li> <li>④ 過去に出庫歴のあるもの（ただし、指定倉庫業者の都合により同一倉所内で倉替えしたものを除く。）</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 倉荷証券の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般大豆の倉荷証券は、次の事項を記載したものであって、譲渡に必要なすべての要件を備えたもの及び事故等のないものであり、かつ、同一銘柄（種類、生産国名、出港年月日及び等級が同一のものをいう。）につき受渡単位ごとに作成したものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 種類（国名、品名）</li> <li>② 数量</li> <li>③ 積来本船名、出港年月日、入港年月日</li> <li>④ 分別流通保管されていることが確認された遺伝子組換え大豆にあっては、その旨</li> <li>⑤ 分別流通保管されていることが確認できないものにあつては、遺伝子組換え不分別である旨</li> <li>⑥ 保管料及び出庫料等が納入済みである旨 <sup>*38*108</sup></li> <li>⑦ 原産地の属する国と出港地の属する国が異なる場合には、出港地</li> <li>⑧ 火災保険の契約先及びその附保金額</li> <li>⑨ その他必要事項</li> </ul> </li> </ul> <p>2. 受渡場所・指定倉庫</p>	<p>認定業者は、別紙 2 4 「農産物 特定業者及び認定業者」を参照。</p> <p>*108：渡方は、保管料及び出庫料を受渡日が属する期まで負担する。</p>



内 容	備 考
<p>一般大豆の指定倉庫は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県及び茨城県所在の営業 倉庫のうち、OSE が指定した倉庫<sup>*116</sup>とする。</p> <p>3. 受渡決済の事務手続き</p> <p>本受渡制度を用いて一般大豆の受渡しを行う場合は、以下の事務手続きによるものとする。基本受渡し以外の受渡方法により決済を行う場合は、事務手続きを適宜クリアリング機構に照会のうえ行うこと。</p> <p>(1) 取引最終日（納会日）</p> <p>【クローズアウト数量申告】<sup>*41-1</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、取引最終日を迎えた建玉について、17:00 までに cCran の「Actual Positions」画面からクローズアウト数量の申告を行う<sup>*41-2</sup>。クリアリング機構は、17:00 以降に、受渡決済の対象となる建玉を TOCOM-CUBE に連携し、当該数量を受渡決済分として cCran 上の建玉残高から減じる。</li> </ul> <p>【取引受渡証拠金情報取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、17:30 以降に「取引受渡証拠金計算票一覧」画面から取引受渡証拠金計算票を取得し、当該商品の受渡決済に係る取引受渡証拠金の所要額を確認する。</li> </ul> <p>【受渡玉入力・委託者情報登録】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、「建玉／予定玉／受渡玉入力（受渡明細届出書）」画面から、18:00 までに受渡玉の入力及び委託者情報の登録を行う。</li> <li>渡方参加者は、渡方委託者がインボイス発行事業者であること及び登録番号を OSE に通知していることを確認すること。登録番号を通知していない場合にあっては、速やかに TOCOM-CUBE の汎用通知によって OSE に通知すること。</li> </ul> <p>(2) 受渡日 2 営業日前まで</p> <p>【組合入力】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>渡方参加者は、「組み合わせ情報入力（一般大豆／小豆）（受渡品</li> </ul>	

内 容	備 考
<p>明細通知書)」画面から、14:00 までに組み合わせ情報の入力を行う<sup>*109</sup>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリアリング機構は、参加者が入力した情報に基づき抽選<sup>*43</sup>を行い、当該抽選内容に従って受方参加者の登録を行う。渡方参加者は、「組み合わせ情報入力(一般大豆/小豆)(受渡品明細通知書)」画面にて組み合わせの確認を行う。</li> </ul> <p>(3) 受渡日前営業日</p> <p>【資金決済データの確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者は、「受渡代金通知書一覧」画面から受渡代金通知書を取得し、決済日における受渡代金等の明細を確認する<sup>*44</sup>。</li> </ul> <p>(4) 受渡日<sup>*110</sup></p> <p>【受渡代金の授受】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受渡代金について、支払方参加者は 11:00 までにクリアリング機構への支払いを行い、受領方参加者は 13:00 以降にクリアリング機構から受領する。</li> </ul> <p>【倉荷証券の授受】<sup>*111</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡方参加者は、11:00 までに倉荷証券授受資格証<sup>*45</sup>及び引渡対象の倉荷証券をクリアリング機構窓口を持参する。受方参加者は、TOCOM-CUBE の汎用通知にて倉荷証券準備完了連絡を受領後、14:45 までに倉荷証券授受資格証<sup>*45</sup>をクリアリング機構窓口を持参し、引渡対象の倉荷証券を受領する。</li> </ul> <p>【インボイス等の交付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者は、受渡しが完了した後、TOCOM-CUBE から出力したインボイスを受方委託者に、精算書を渡方委託者に速やかに交付する。</li> </ul> <p>VIII. 農産物市場(小豆)</p> <p>1. 受渡供用品・倉荷証券</p>	<p>*109: 引渡対象の倉荷証券の写しを添付すること。</p> <p>*110: 当月限取引最終日の3営業日後から当月限最終営業日(ただし、12月にあっては、最終営業日から起算して4営業日前に当たる日)までとする。</p> <p>*111: 受方参加者は、受渡品受領後2か月以上経過し又は入庫後7か月以上経過した受渡品につき指定倉庫により引取りの請求があったときは、当該受渡品を引き取らなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>(1) 受渡供用品の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小豆の受渡供用品は、国内産小豆（正味 30kg 紙袋入）及び中国産又はカナダ産赤小豆（正味 30kg 紙袋入）であって、OSE が定める格付表<sup>*105</sup>に記載したもので、次の要件を満たしたものとする<sup>*112</sup>。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国内産小豆にあつては農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）に基づく検査に合格したもの</li> <li>② 外国産赤小豆にあつては次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 通関を済ませ（輸入許可前引取りの承認を受けた場合を含む。）、かつ、植物防疫法及び食品衛生法に抵触しないもの</li> <li>ロ 生産国内の港から積出されたもの</li> <li>ハ OSE の指定した機関<sup>*113</sup>により、OSE が定める票箋<sup>*113</sup>が貼付されているもの</li> <li>ニ 農産物規格規程（農林水産省告示第 244 号）に定める紙袋又はこれに準ずる紙袋に国内で詰替えられ、1 袋の量目が正味 30kg のもの</li> <li>ホ 一般流通品以上の品位を有し、OSE が定める品位基準<sup>*114</sup>に適するもの</li> <li>へ 出港地がアメリカ合衆国であるカナダ産赤小豆にあつては、カナダ産赤小豆である旨の原産地証明書が添付されているもの</li> </ul> </li> <li>③ 食品表示法に規定する食品に該当するもの</li> </ul> </li> <li>・ 次に該当するものは、受渡しに供用することができない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 赤小豆以外の特殊小豆</li> <li>② 国内産小豆であつて 1 受渡単位に異なる集荷業者が調整するものを混入するもの</li> <li>③ 外国産赤小豆であつて国内でみがいたもの</li> <li>④ 外国産赤小豆であつて北海道に所在する指定倉庫のもの</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 倉荷証券の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小豆の倉荷証券は、次の事項を記載したものであつて、譲渡に必要なすべての要件を備えたもの及び事故等のないものであり、かつ、同一銘柄（種類・品質、産年及び等級が同一のものをいう。）につき受渡単位ごとに作成したものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 種類・品質</li> </ul> </li> </ul>	<p>*112：受渡供用品の銘柄及び格差は、OSE が必要と認めたときは変更することができる。なお、変更する場合は、原則、新甫発会日の属する月の 15 日までにこれを定め、当該新甫から適用するものとする。</p> <p>*113：票箋の貼付方法等については、別紙 2 5「農産物 外国産赤小豆の票箋貼付及び品位基準について」を参照。</p> <p>*114：品位基準については、別紙 2 5「農産物 外国産赤小豆の票箋貼付及び品位基準について」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>② 個数</p> <p>③ 数量（個数が複数の場合にあつては、総量）</p> <p>④ 保管料及び出庫料等が納入済みである旨<sup>*38*108</sup></p> <p>⑤ 火災保険の契約先及びその附保金額</p> <p>⑥ その他必要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内産小豆にあつては、紙袋表示の集荷業者名が記載されていなければならない。</li> <li>・ 外国産赤小豆にあつては、原産地証明書のほか、船荷証券、送り状又は票箋等の書類に基づき、次の事項が記載されていなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 産年、産国名（中華人民共和国産赤小豆にあつては、このほか天津又は東北の別）、品名</li> <li>② 積出港名及び票箋貼付済みである旨<sup>*115</sup></li> </ul> </li> </ul>	<p>*115：票箋貼付済の記載のある倉荷証券の受渡有効期間は、供用期間中とする。</p>
<p>2. 受渡場所・指定倉庫</p> <p>小豆の指定倉庫は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県及び北海道所在の営業倉庫のうち、OSEが指定した倉庫<sup>*116</sup>とする。</p> <p>また、東京都特別区以外の指定倉庫における受渡しについては、OSEが定める貨物運送運賃<sup>*117</sup>を渡方より徴収し、受方に交付する。ただし、外国産赤小豆にあつては貨物運送運賃を徴収しない。</p>	<p>*116：指定倉庫等は、別紙26「農産物 受渡場所」を参照。</p> <p>*117：貨物運送運賃は、別紙26「農産物 受渡場所」を参照。</p>
<p>3. 受渡決済の事務手続き</p> <p>本受渡制度を用いて小豆の受渡しを行う場合は、以下の事務手続きによるものとする。基本受渡し以外の受渡方法により決済を行う場合は、事務手続きを適宜クリアリング機構に照会のうえ行うこと。</p> <p>(1) 受渡日<sup>*118</sup> 2営業日前（取引最終日（納会日））</p> <p>【クローズアウト数量申告】<sup>*41-1</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者は、取引最終日を迎えた建玉について、17:00までにcCranの「Actual Positions」画面からクローズアウト数量の申告を行</li> </ul>	<p>*118：毎月の最終営業日の前営業日とする。なお、12月においては24日（休業日に当たる場合には順次繰り上げ</p>

内 容	備 考
<p>う*<sup>41-2</sup>。クリアリング機構は、17:00 以降に、受渡決済の対象となる建玉を TOCOM-CUBE に連携し、当該数量を受渡決済分として cCran 上の建玉残高から減じる。</p> <p><b>【受渡玉入力・委託者情報登録】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、「建玉／予定玉／受渡玉入力（受渡明細届出書）」画面から、18:00 までに受渡玉の入力及び委託者情報の登録を行う。</li> <li>渡方参加者は、渡方委託者がインボイス発行事業者であること及び登録番号を OSE に通知していることを確認すること。登録番号を通知していない場合にあっては、速やかに TOCOM-CUBE の汎用通知によって OSE に通知すること。</li> </ul> <p><b>【組合入力（抽選依頼）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>渡方参加者は、「組み合わせ情報入力（一般大豆／小豆）（受渡品明細通知書）」画面から、18:00 までに組み合わせ情報の入力を行う。</li> </ul> <p>(2) 受渡日前営業日</p> <p><b>【抽選結果連絡】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クリアリング機構は、参加者が入力した情報に基づき抽選*<sup>43</sup>を行い、抽選内容に従って受方参加者の登録を行う。渡方参加者は、「組み合わせ情報入力（一般大豆／小豆）（受渡品明細通知書）」画面にて抽選結果の確認を行う。</li> </ul> <p><b>【資金決済データの確認】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は組み合わせ確定後、「受渡代金通知書一覧」画面から受渡代金通知書を取得し、決済日における受渡代金等の明細を確認する*<sup>44</sup>。</li> </ul> <p>(3) 受渡日*<sup>118</sup></p> <p><b>【受渡代金の授受】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受渡代金について、支払方参加者は 11:00 までにクリアリング機構への支払いを行い、受領方参加者は 13:00 以降にクリアリング機構から受領する。</li> </ul> <p><b>【倉荷証券の授受】</b></p>	<p>る。) とする。</p>

内 容	備 考
<p>・ 渡方参加者は、11:00 までに倉荷証券授受資格証<sup>*45</sup>及び引渡対象の倉荷証券をクリアリング機構窓口を持参する。受方参加者は、TOCOM-CUBE の汎用通知にて倉荷証券準備完了連絡を受領後、14:45 までに倉荷証券授受資格証<sup>*45</sup>をクリアリング機構窓口を持参し、引渡対象の倉荷証券及び貨物証明書<sup>*119</sup>を受領する。</p> <p>【インボイス等の交付】</p> <p>・ 参加者は、受渡し完了した後、TOCOM-CUBE から出力したインボイスを受方委託者に、精算書を渡方委託者に速やかに交付する。</p> <p>IX. 農産物市場（とうもろこし）</p> <p>1. 受渡供用品・受渡書類</p> <p>(1) 受渡供用品の要件</p> <p>・ とうもろこしの受渡供用品は、アメリカ合衆国産黄とうもろこしであって、OSE が定める格付表<sup>*105</sup>に記載したもので、次の要件を満たしたものである<sup>*120</sup>。</p> <p>① 船荷証券、本船荷渡指図書又は荷渡指図書にアメリカ合衆国産黄とうもろこしである旨が記載されているもの</p> <p>② 産地から船積みされ、直接日本の港に到着したものであって、荷受渡港において積来本船から艀内渡しされる未通関のバラ積みのももの</p> <p>③ 海上運賃及び海上保険料は、渡方が負担したものの</p> <p>④ 「反すう動物用飼料への動物由来たん白質混入防止に関するガイドライン」（平成 15 年 9 月 16 日付農林水産省消費・安全局長通知）に基づき A 飼料として、OSE が特定した業者<sup>*121</sup>が輸入したものの</p> <p>⑤ 品位は、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 No. 3 以上、水分 15% 以下で輸出されたもので送り状（Invoice）等により確認できるもの</p> <p>⑥ 産地を正常無事故の状態に積み出されたものであって、植物防疫法に抵触することなく、かつ、雨淡水濡れ、汗濡れ、海水濡れ、カビ損、高温障害等の事故品を取り除いたもの</p>	<p>*119：受方参加者が受け取りを希望した場合に限る。また、</p> <p>①国内産小豆にあつては、種類・品質、荷造の種類、数量（単量及び総量）、紙袋表示名、倉庫名・保管場所、入庫日及び倉荷証券の番号等、②外国産赤小豆にあつては、種類・品質、荷造の種類、数量（単量及び総量）、本船名、積出港、入港年月日、倉庫名・保管場所、入庫日及び倉荷証券の番号等を記載するものとする。</p> <p>*120：受渡供用品の銘柄及び格差は、OSE が必要と認めたときは変更することができる。なお、変更する場合は、原則、新甫発会日の属する月の前月 15 日までにこれを定め、当該新甫から適用するものとする。</p> <p>*121：とうもろこしの特定業者は、別紙 2 4 「農産物 特定業者及び認定業者」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>(2) 受渡書類の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ とうもろこしの受渡書類<sup>*122</sup>は、次に定める事項を備えたものでなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国際的契約、商慣習又は国内法規等により定められている事項の記載があるもの</li> <li>② 船荷証券 (Bill of Lading) 及び保険証券 (Policy) にあつては、譲渡に要するすべての条件を備えたもの</li> <li>③ 本船荷渡指図書 (Delivery Order) にあつては、OSE が特定した業者が最初に裏書したもの</li> <li>④ 荷渡指図書にあつては、OSE が特定した業者が発行したものであつて、送り状、船荷証券等の書類に基づき、次の内容が記載されたもの <ul style="list-style-type: none"> <li>産地品名等級、受渡数量、積来本船名、出港年月日、荷受渡港名 (埠頭名)、荷受渡予定日、輸入商社名及び旗振商社名、発行者名、発行年月日、海上保険会社名並びにその他必要事項</li> </ul> </li> <li>⑤ 通関に必要な書類にあつては、税関の要求する手続き等を備えたもの</li> </ol> </li> </ul> <p>2. 受渡場所・指定倉庫</p> <p>とうもろこしの指定埠頭は、川崎、横浜、千葉及び鹿島の各港に所在する荷受渡し (受渡品について荷卸を行うことをいう。) をすることができる埠頭のうち、OSE が指定した埠頭<sup>*116</sup>とする。<sup>*123</sup>。</p> <p>3. 受渡決済の事務手続き</p> <p>本受渡制度を用いてとうもろこしの受渡しを行う場合は、以下の事務手続きによるものとする。基本受渡し以外の受渡方法により決済を行う場合は、事務手続きを適宜クリアリング機構に照会のうえ行うこと。</p> <p>(1) 取引最終日 (納会日)</p> <p>【クローズアウト数量申告】<sup>*41-1</sup></p>	<p>*122：受渡書類とは、①船荷証券、本船荷渡指図書又は荷渡指図書、②送り状 (Invoice)、③保険料請求書 (Debit Note)、④傭船契約書の写、保険証券若しくは保険証明書の写又はその他税関により要求されるべきその他の書類のうち、OSE が必要と認めた書類をいう。なお、①については、受渡日に原本をクリアリング機構に提出すること。</p> <p>*123：受渡当事者間の合意がある場合は、当該合意した港の埠頭 (日本国内の埠頭に限る。) とすることができる。この場合、渡方及び受方は、合意した旨の書面を OSE に差し出さなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>・ 参加者は、取引最終日を迎えた建玉について、17:00 までに cCran の「Actual Positions」画面からクローズアウト数量の申告を行う<sup>*41-2</sup>。クリアリング機構は、17:00 以降に、受渡決済の対象となる建玉を TOCOM-CUBE に連携し、当該数量を受渡決済分として cCran 上の建玉残高から減じる。</p> <p><b>【取引受渡証拠金情報取得】</b></p> <p>・ 参加者は、17:30 以降に「取引受渡証拠金計算票一覧」画面から取引受渡証拠金計算票を取得し、当該商品の受渡決済に係る取引受渡証拠金の所要額を確認する。</p> <p><b>【受渡玉入力・委託者情報登録】</b></p> <p>・ 参加者は、「建玉／予定玉／受渡玉入力（受渡明細届出書）」画面から、18:00 までに受渡玉の入力及び委託者情報の登録を行う。</p> <p>(2) 取引最終日 2 営業日後</p> <p><b>【相手方の決定】</b></p> <p>・ クリアリング機構は、受渡当事者間での調整結果を確認し<sup>*91</sup>、渡方参加者及び受方参加者（委託者名を含む）を記載した「受渡先決定通知書」を、TOCOM-CUBE の汎用通知にて当該渡方参加者及び受方参加者に送付する。</p> <p>(3) 入港予定日 7 営業日前まで</p> <p><b>【組合入力】</b></p> <p>・ 参加者は、「組み合わせ情報入力（とうもろこし）（受渡品明細通知書）」画面から、12:00 までに組み合わせ情報の入力を完了させる<sup>*44</sup>。</p> <p>(4) 入港予定日 5 日前まで</p> <p><b>【本船荷捌会議の開催】</b></p> <p>・ 本船荷捌会議は、積来本船が当該荷受渡港に入港する予定日の 5 日前までに開催するものとし、受渡当事者の合議により荷捌きの方法を決定するものとする。</p> <p>(5) 荷受渡予定日<sup>*124</sup> 4 営業日前まで</p> <p><b>【入金登録】</b></p>	<p>※124：本船から実際に荷卸を行</p>



内 容	備 考
<p>・ 受方参加者は、「入金情報一覧」画面から決済を行おうとするレコードを選択し、毎営業日の 15:30 までに入金登録を行う。また、「受渡代金確認通知書一覧」画面から翌営業日に支払う分の受渡代金確認通知書を取得し、受渡代金等の明細を確認する。</p> <p><b>【受渡登録<sup>*125</sup>】</b></p> <p>・ 参加者は、「受渡情報一覧」画面から入金登録済みのレコードを選択し、12:00 までに各種受渡情報（受渡日や受渡数量等）の登録を行う。</p> <p>(6) 受渡日<sup>*126</sup></p> <p><b>【受渡代金の支払い】</b></p> <p>・ 支払方参加者は、11:00 までにクリアリング機構へ受渡代金の支払いを行う。</p> <p><b>【受渡書類の授受】</b></p> <p>・ 渡方参加者は、受渡日の 11:00 までに倉荷証券授受資格証<sup>*45</sup>及び各種受渡書類<sup>*122</sup>をクリアリング機構窓口を持参する。受方参加者は、TOCOM-CUBE の汎用通知にて受渡書類準備完了連絡を受領後、14:45 までに倉荷証券授受資格証<sup>*45</sup>をクリアリング機構窓口を持参し、引渡対象の各種受渡書類を受領する。</p> <p>(7) 受渡日以降<sup>*127</sup></p> <p><b>【受渡完了登録<sup>*128</sup>】</b></p> <p>・ 受方参加者は、毎営業日の 15:30 までに「受渡情報一覧」画面から受渡済みのレコードを選択し、受渡ステータスを「受渡完了」に変更する。また渡方参加者は、「受渡代金確認通知書一覧」画面から翌営業日に受領する分の受渡代金確認通知書を取得し、受渡代金等の明細を確認する。</p> <p>(8) 受渡完了登録翌営業日</p> <p><b>【受渡代金の受領】</b></p> <p>・ 受領方参加者は、13:00 以降にクリアリング機構から受渡代金を受領する。</p> <p>(9) 受渡完了登録日以降</p>	<p>う予定日を指す。</p> <p>*125：受渡品本船荷捌明細書に相当する。</p> <p>*126：当月限の 1 日から末日までのうち、当該最初の荷受渡予定日の前営業日とする。</p> <p>*127：原則として受渡日 2 営業日後までとする。</p> <p>*128：荷卸完了通知書に相当する。</p>

内 容	備 考
<p><b>【過不足報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受方参加者は、受渡数量に過不足があった場合<sup>*129</sup>、毎営業日の15:30までに「受渡情報一覧」画面から受渡済みのレコードを選択し、正味数量を入力のうえ受渡ステータスを「過不足報告」に変更する<sup>*16</sup>。また、検定機関<sup>*130</sup>の発行する「重量証明書」の写しをクリアリング機構宛に TOCOM-CUBE の汎用通知にて送付する。</li> </ul> <p>(10) 過不足報告日翌営業日まで</p> <p><b>【資金決済データの確認】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、「過不足調整代金通知書一覧」画面から過不足調整代金通知書を取得し、決済日における過不足調整金等の明細を確認する。</li> </ul> <p>(11) 過不足報告日5営業日後</p> <p><b>【過不足調整金の授受】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過不足調整金について、支払方参加者は11:00までにクリアリング機構への支払いを行い、受領方参加者は13:00以降にクリアリング機構から受領する。</li> </ul> <p>4. その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受渡諸費用の負担は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 荷卸費、検査料及び検量料は、受方の負担とする。</li> <li>② 揚港割増賃は、渡方の負担とする。</li> <li>③ 早出料の割戻しは、渡方の受取りとする。</li> <li>④ 滞船料並びに夜間及び休日等の特別な荷役料は、渡方の負担とする。ただし、受方の責に帰する場合は、受方の負担とする。</li> </ul> </li> <li>渡方及び受方は、とうもろこしの通常の輸入業務として商慣習により行われている共同荷捌きに準拠して積荷の荷卸を行わなければならない。</li> <li>渡方は、輸入業務及び海上保険求償等について受方の要請があった場合には、商慣習により行わなければならない。</li> </ul>	<p>*129：過不足重量（キログラム単位で算出し、キログラム未満は切り捨てる。）の増減割合は、受渡数量に対して5%以内とし、過不足重量が受渡数量に対して5%を超える減量が生じた場合は、渡方参加者は受方参加者に対して、不足分に相当する量を速やかに追加渡しすること。（5%を超える増量が生じた場合は、受方参加者は渡方参加者に対して、その超過分に相当する量の引取りを請求することができる。）この場合において、受渡当事者間で合意した場合は、クリアリング機構の承認を得て、他の方法で調整することができるものとする。</p> <p>*130：①一般社団法人 日本海事検定協会、②一般社団法人 日本貨物検数協会又は③一般財団法人日本穀物検定協会とする。</p>

内 容	備 考
<p>X. 商品先物取引受渡決済に関するその他事務処理上の留意点</p> <p>1. 基本受渡し以外の受渡方法について</p> <p>(1) 早受渡しによる受渡決済について</p> <p>① 指定市場開設者への申請手続き</p> <p>早受渡制度（合意早受渡し、両建早受渡しを含む。）を利用して受渡決済を行う場合、参加者は、指定市場開設者が定める期間内<sup>*131</sup>に早受渡申出書及び早受渡応諾書（合意早受渡の場合は合意早受渡申出書、両建早受渡の場合は両建早受渡申出書）を、TOCOM-CUBEの汎用通知にて指定市場開設者宛に送付すること<sup>*132</sup>。</p> <p>② 受渡決済事務</p> <p>参加者からの各種申請書の提出後、申請書に記載の情報に従って、当日中にクリアリング機構にて cCran への反対売買の約定の登録<sup>*133</sup>及び TOCOM-CUBE への組み合わせ情報の登録を行う。以降の事務処理については、各商品の基本受渡しに準じる<sup>*134</sup>。</p> <p>ただし、受渡日、受渡代金及び倉荷証券の授受時限等については、以下の記載に従うこと。</p> <p><b>【受渡日】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>早受渡しにより受渡決済を行う場合、受渡日は、原則として受渡品の渡方又は受方が決定した日の翌営業日とする<sup>*135*136</sup>。</li> </ul> <p><b>【受渡代金の授受】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受渡代金について、支払方参加者は受渡日の 11:00 までにクリアリング機構への支払いを行い、受領方参加者は受渡日の 13:00 以降にクリアリング機構から受領する<sup>*137</sup>。</li> </ul> <p><b>【倉荷証券等の授受】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受渡対象の倉荷証券等について、渡方参加者は受渡日の 11:00 までにクリアリング機構へ引き渡し、受方参加者は、TOCOM-CUBE の汎用通知にて倉荷証券等の準備完了連絡を受領後、受渡日の 14:45 までにクリアリング機構から受領する。</li> </ul>	<p>*131：詳細については、参考 10 「基本受渡し以外の受渡制度を利用する場合の申請期間」を参照。</p> <p>*132：各種申告書等は、Target-JSCC サイトの「書類ダウンロードー提出書類フォーマット」に掲載している。</p> <p>*133：参加者側の事務処理については、「X. 商品先物取引受渡決済に関するその他事務処理上の留意点 2. cCran に特異な約定が入る場合のクローズアウト数量申告」を参照。</p> <p>*134：Ⅲ. 商品先物受渡決済における事務における各商品の事務処理フローのうち、【組合入力】以降の事務処理を指す。</p> <p>*135：とうもろこしについては、当月限の 1 日から末日までのうち、当該最初の荷受渡予定日の前営業日とする。</p> <p>*136：両建早受渡しは、当月限取引最終日の前営業日までに行うことができる。</p>

内 容	備 考
<p>(2) 申告受渡による受渡決済について</p> <p>① 指定市場開設者への申請手続き</p> <p>申告受渡制度を利用して受渡決済を行うことを希望する場合、参加者は、指定市場開設者が定める期間内<sup>*131</sup>に、申告受渡希望申出書並びに申告受渡申請書を、TOCOM-CUBEの汎用通知にて指定市場開設者宛に送付すること<sup>*138</sup>。指定市場開設者は、当該申し出について市場管理上問題がないと認めるときは、これを承認するものとし、この承認をもって当該申し出が成立するものとする。</p> <p>② 受渡決済事務</p> <p>指定市場開設者による申告受渡の承認後、参加者から提出された申請書に記載の情報に従って、当日中にクリアリング機構にてcCranへの反対売買の約定の登録<sup>*133</sup>及びTOCOM-CUBEへの組み合わせ情報の登録を行う。以降の事務処理については、各商品の基本受渡し（石油の場合は、受渡条件調整）に準じる<sup>134</sup>。</p> <p>ただし、申告受渡により受渡決済を行う場合には、貴金属及びRSS3についても取引受渡証拠金の預託を要する<sup>*139</sup>。また、受渡日、受渡代金及び受渡書類の授受時限等については、以下の記載に従うこと。</p> <p><b>【受渡日】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受渡日（TSR20にあつては、船積日<sup>*140</sup>及び受渡日）は、指定市場開設者が定める期間内<sup>*131</sup>において、受渡当事者間で合意した日とする。</li> </ul> <p><b>【受渡代金・受渡書類の授受】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受渡代金及び受渡書類の授受の時限等については、Ⅲ. 商品先物取引受渡決済における事務 に記載の内容と同様<sup>*137*141</sup>。</li> </ul> <p>(3) 受渡条件調整による受渡決済について</p> <p>① 指定市場開設者への申請手続き</p> <p>受渡条件調整制度を利用して受渡決済を行う場合、参加者は、指定市場開設者が定める期間内<sup>*131</sup>に、受渡条件調整通知書を、TOCOM-CUBEの汎用通知にて指定市場開設者宛に送付すること<sup>*138*142</sup>。</p>	<p>*137：クリアリング機構は、受渡日前営業日までに、参加者に対し受渡代金等を通知する。</p> <p>*138：石油の受渡条件調整以外については、合意書も提出すること。</p> <p>*139：削除。</p> <p>*140：TSR20については、原則として、成立日の2営業日後から当月限の月末までとする。</p> <p>*141：貴金属、ゴム（RSS3）及び一般大豆については、倉荷証券だけでなく受渡当事者間で合意した各種受渡書類でも可。</p> <p>*142：石油<sup>*88</sup>については、TOCOM-CUBEの画面から入力</p>



内 容	備 考
<p>② 受渡決済事務</p> <p>参加者からの各種申請書の提出後、申請書に記載の情報に従って、当日中にクリアリング機構にてTOCOM-CUBEへの組み合わせ情報の登録を行う。</p> <p>ただし、受渡日、受渡代金及び受渡書類の授受時限等については、以下の記載に従うこと。</p> <p><b>【受渡日】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受渡日は、当該取引が成立した日の翌々営業日とする。</li> </ul> <p><b>【受渡代金の授受】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受渡代金について、支払方参加者は受渡日の前営業日の 11:00 までにクリアリング機構への支払いを行い、受領方参加者は受渡日の 13:00 以降にクリアリング機構から受領する<sup>*137</sup>。</li> </ul> <p><b>【受渡品の授受】<sup>*144</sup></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>渡方参加者は、受渡日の正午までに、受渡しに提供する受渡品に関し、受方参加者への所有名義の変更に係る手続きに関する指定倉庫への指示並びに受方への所有名義の変更に係る手続きを完了しなければならない。また、受方参加者は、受渡日から起算して 5 営業日以内に指定倉庫から受渡品を出庫する。</li> </ul> <p>(6) エネルギー市場における希望受渡し<sup>*10</sup>について</p> <p>① 指定市場開設者への申請手続き</p> <p>エネルギー市場において、希望受渡制度を利用して受渡決済を行うことを希望する場合、参加者は、指定市場開設者が定める期間内<sup>*131</sup>に、希望受渡希望申出書及び希望受渡申請書を、TOCOM-CUBE の汎用通知にて指定市場開設者宛に送付すること。指定市場開設者は、当該申し出について問題がないと認めるときは、これを承認するものとし、この承認をもって当該申し出が成立するものとする。</p> <p>② 受渡決済事務</p> <p>エネルギー市場における希望受渡しの事務については、エネルギー市場における申告受渡の実務に準じる。</p>	<p>*144：白金については、通常の倉荷証券にて受渡しを行う。</p>

内 容	備 考
<p>2. cCran に特殊な約定が入る場合のクローズアウト数量申告</p> <p>早受渡し、申告受渡及び希望受渡しが発生した場合、指定市場開設者は、当該成立日<sup>*145</sup>に cCran に対して反対売買の約定を登録する<sup>*146</sup>。参加者は、クリアリング機構からの連絡受領後速やかに、cCran の「Actual Positions」画面から当該約定に係るクローズアウト数量申告を行う<sup>*42*147</sup>。</p> <p>3. 参加者が受渡しを履行しない場合の処理</p> <p>受渡しによる決済を行うこととなった受渡玉について、参加者が受渡しを履行しない場合、クリアリング機構は以下に掲げる金額を当該参加者から受領し、当該受渡玉の相手方に交付することをもって、当該受渡玉が決済されたものとする。この場合において、当該参加者が負担する金額は、クリアリング機構がその都度定めて参加者に通知するものとする。</p> <p>① 当該参加者が受方の場合、渡方参加者が受渡しを履行するために要した費用、受渡品を販売するために必要となる費用、逸失利益及び遅延損害等に相当する額</p> <p>② 当該参加者が渡方の場合、受方参加者が受渡しを履行するために要した費用、受渡品を調達するために必要となる費用、逸失利益及び遅延損害等に相当する額</p> <p>4. 故障申立の処理</p> <p>受方参加者は、受渡品に故障があった場合には、クリアリング機構に対して故障の申し立てをすることができる<sup>*148*149</sup>。</p> <p>① T S R 2 0</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受方参加者は、受渡品について、品質（鉄片、加硫ゴムその他の異物の混入等を含む。以下同じ。）、量目及び包装、並びに異物の付着等（以下「コンディション」という。）について故障があると認めるときは、受渡品が仕向地の港で陸揚げされた日から 45 日以内に、故障申立書をもって、クリアリング機構に対し故障の申し立てをすることができる<sup>*79*150</sup>。</li> </ul>	<p>*145：早受渡しについては受渡品の渡方又は受方が決定した日、申告受渡及び希望受渡しについては当該申告受渡の申し出が指定市場開設者により承認された日とする。</p> <p>*146：例えば、商品の渡方として、取引単位に換算して 10 枚分の早受渡しが発生した場合、cCran に 10 枚分の買約定を登録する。</p> <p>*147：当該処理は、取引最終日における端数処理にも適用する。</p> <p>*148：申告受渡、受渡条件調整（石油<sup>*88</sup>、T S R 2 0 を除く）、希望受渡し及び A D P については、故障の申し立てをすることができない。</p> <p>*149：R S S 3 の故障申立については、参考 11 の 1. ゴム（R S S 3）（7）故障荷口</p>

内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査<sup>*151</sup>の結果、故障の程度が甚だしくなく、値引きによって受渡しを完了させて支障がないと認める場合、渡方参加者は、クリアリング機構が決定する値引き金額をクリアリング機構に支払い、クリアリング機構は当該値引き金額を受方参加者に支払う<sup>*80</sup>。</li> <li>・ 調査<sup>*151</sup>の結果、故障の程度が甚だしく、受渡しに適さないと認める場合は、渡方参加者は受方参加者に代品を提供すること<sup>*152</sup>。この場合、渡方参加者は、その代品分について、受方参加者の指定する場所への代品提供に係る費用及び当初の受渡日から起算して、その超えた1日につき受渡代金<sup>*153</sup>の100分の1を遅滞金としてクリアリング機構に支払い、クリアリング機構は、当該遅滞金を受方参加者に支払う<sup>*80</sup>。</li> <li>・ 故障処理に要した費用の負担は、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 故障の申立てが却下されたものについては、鑑定手数料及びその他調査のために要した実費は、受方参加者の負担とする。</li> <li>(2) 値引き処理又は代品提供処理を行ったものについては、鑑定手数料及びその他調査等の処理のために要した実費は、渡方参加者の負担とする。</li> <li>(3) T S R 国際契約で定められた仲裁センターの仲裁処理の結果、故障があると認められたときは、受渡当事者は、仲裁センターの処理結果に従って、それぞれ費用負担等の義務を負う。</li> </ul> </li> </ul> <p>② 石油</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受方参加者は、受渡品について量目不足、不純物の混入、水の混入又は品質が受渡供用品の基準に満たない等の故障があると認めるときは、受渡日翌営業日の17:00までに故障申立書をもって、故障の申立てをすることができる。</li> <li>・ 調査<sup>*154</sup>の結果、故障の程度が甚だしくなく、値引きによって受渡しを完了させて支障がないと認める場合は、渡方参加者は、クリアリング機構が決定する値引き金額をクリアリング機構に支払い、クリアリング機構は、当該値引き金額を受方参加者に支払う<sup>*80</sup>。</li> </ul>	<p>の処理を参照。</p> <p>*150：受方参加者は、必要な資料を併せて提出しなければならない。</p> <p>*151：クリアリング機構は、T S R 国際契約で定められた鑑定機関等に検査を依頼することができる。</p> <p>*152：受渡当事者間で調整のうえ行うこと。</p> <p>*153：消費税を含まない。</p> <p>*154：揮発油等の品質の確保用に関する法律で定められた鑑定機関等に検査を依頼することができる。</p>



内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査<sup>*154</sup>の結果、故障の程度が甚だしく、受渡しに適さないと認める場合は、検査結果を参加者に通知した日の翌営業日から5営業日以内に、渡方参加者は受方参加者に代品を提供すること<sup>*152</sup>。この場合、渡方参加者は、その代品分について、受渡代金<sup>*153</sup>（ガソリンにあつては揮発油税及び地方揮発油税、並びに軽油にあつては軽油引取税の税額分を除く。）に100分の1を乗じて得た金額に相当する遅滞金をクリアリング機構に支払い、クリアリング機構は、当該遅滞金を受方参加者に支払う<sup>*80</sup>。</li> <li>・ 故障処理に要した費用の負担は、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 調査の結果、故障申立が却下されたものについては、検査手数料及びその他調査のために要した実費は、受方参加者の負担とする。</li> <li>(2) 値引き処理又は代品提供処理を行ったものについては、検査手数料及びその他調査のために要した実費は、渡方参加者の負担とする。</li> </ul> </li> </ul> <p>③ 一般大豆<sup>*155</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受方参加者は、受渡日から起算して30日以内<sup>*28</sup>に出庫する受渡品について、当該受渡品を出庫する日の前営業日の14:00までに、クリアリング機構の定める検品請求書をもって、クリアリング機構に対して検品（品質に限る。）の請求をすることができる<sup>*156</sup>。</li> <li>・ 検品の結果、故障があつた場合は、参加者にその旨を通知する。当該通知日の2営業日後に、渡方参加者はクリアリング機構が決定する値引き金額をクリアリング機構に支払い、クリアリング機構は当該値引き金額を受方参加者に支払う。</li> <li>・ 故障処理に要した費用の負担は、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検品の結果、故障がないと認めたときは、受渡日の属する期の翌期から出庫日の属する期までの保管料、検品に係る分析費用及び検品のために要した実費は、受方参加者の負担とする。</li> <li>(2) 検品の結果、故障があると認めたときは、受渡日の属する期の翌期から出庫日の属する期までの保管料は、受方参加者の</li> </ul> </li> </ul>	<p>*155：受渡品検品の請求をするときは、当該受渡品の出庫時（小豆においては故障の処理を決定する日）まで当該受渡品の倉荷証券を解除してはならない。なお、小豆について、出庫又は証券回収が行われた場合は、当該故障の申立てを無効とし、検品手数料は受方参加者の負担とする。</p> <p>*156：分別生産流通管理された旨を証明されたアメリカ合衆国産黄大豆の受渡品であつて、当該分別生産流通管理の証明に係る事項及び遺伝子組換え大豆と非遺伝子組換え大豆の混入に係る事項について</p>

内 容	備 考
<p>負担とし、検品に係る分析費用及び検品のために要した実費は、渡方参加者の負担とする。</p> <p>④ 小豆<sup>*155*157*158</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受方参加者は、受渡品について品質不良、量目不足、包装不良その他の故障があると認め、故障申立申請を行う場合、受渡日の2営業日後の14:00までに「検査請求入力」画面から検査請求に係る入力を行う。クリアリング機構は、申請された情報に基づき品質裁定を行い、結果を同画面に入力する。</li> <li>・ 検査の結果、故障の程度が甚だしくなく、値引きによって受渡しを完了させて支障がないと認める場合は、参加者にその旨を通知する。当該通知日<sup>*159</sup>の2営業日後に、渡方参加者はクリアリング機構が決定する値引き金額をクリアリング機構に支払い、クリアリング機構は当該値引き金額を受方参加者に支払う<sup>*160</sup>。</li> <li>・ 検査の結果、故障の程度が甚だしく、受渡しに適さないと認める場合は、検査結果を参加者に通知した日から3営業日以内に、渡方参加者から代品を提供させ、クリアリング機構は代品が受渡しに適するか否かを決定（値引きによって受渡しを完了させて支障がないと認める時は値引き金額を定める。）し、適品と認める場合は、参加者にその旨を通知する。当該通知日の2営業日後に、渡方参加者又は受方参加者はクリアリング機構が決定する値引き金額及び格差額をクリアリング機構に支払い、クリアリング機構は当該値引き金額及び格差額を相手方参加者に支払う<sup>*161</sup>。この場合、渡方参加者は、その代品分について、受渡代金<sup>*153</sup>に100分の1を乗じて得た金額に相当する遅滞金をクリアリング機構に支払い、クリアリング機構は、当該遅滞金を受方参加者に支払う<sup>*80</sup>。</li> <li>・ 故障処理に要した費用の負担は、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検品の結果、故障の申立てが却下された部分については、受渡日の属する期の翌日から検品終了日の属する期までの保管料及び検品手数料は、受方参加者の負担とする。</li> <li>(2) 値引き処理を行ったものについては、受渡しを結了する日の属する期までの保管料は受方参加者の負担とし、検品手数料は渡方参加者の負担とする。</li> </ul> </li> </ul>	<p>は、この限りでない。</p> <p>*157：渡方参加者は、受渡品の決定する前に、指定倉庫への庫入れが完了した受渡品について、希望により前検査（以下「希望前検査」という。）を請求しようとするときは、クリアリング機構の定める希望前検査請求書を作成し、当月限納会日の10営業日前から5営業日前に当たる日までに、これをクリアリング機構に提出しなければならない。</p> <p>*158：クリアリング機構が必要と認めるときは、故障申立ての期限を延長することができる。</p> <p>*159：通常、受渡月の翌月第5営業日とする。</p> <p>*160：故障申立てによって値引合格となった受渡品が、供用期間中に再度受渡しされた場合には、受方参加者にその前歴を通知し、当該値引き金額の授受を行う。（決済日は通常の値引き金額の決済と同様。）なお、受方参加者が、当該前歴について異義のある場合には、故障の申立てをすることができる。</p> <p>*161：渡方参加者が代品を提供しないとき、又は代品を提供</p>

内 容	備 考
<p>(3) 代品提供処理を行ったものについては、受渡しに適さないと認められた受渡品の検品手数料及びあらかじめクリアリング機構の検査を経て提供された代品につき受渡しを結了する日の属する期までの保管料及び検品手数料は、渡方参加者の負担とする。</p> <p>5. 受渡品提供後の滅失損傷</p> <p>貴金属市場、ゴム市場におけるRSS3並びに農産物市場における一般大豆及び小豆について、渡方参加者が受渡しのため倉荷証券をクリアリング機構に提出した後、クリアリング機構がこれを受方参加者に交付するまでに、受渡当事者の責めに帰することができない原因によってその目的物の全部又は一部が滅失又は損傷した場合、以下の手続きにより処理するものとする。</p> <p>渡方参加者は、速やかにその旨クリアリング機構に届け出て、その申し出の日の翌営業日から5営業日（農産物市場における一般大豆及び小豆については3営業日）以内に、その滅失又は損傷したものの代品の倉荷証券を提出して受渡しを履行しなければならない<sup>*152</sup>。なお、代品の全部又は一部を提供することができないときは、クリアリング機構の承認を得てその部分の受渡しを拒むことができる。この場合、クリアリング機構は受渡しが完了したものとみなし、クリアリング機構に支払った受渡代金のうち、その滅失又は損傷したもので代品の提供がなかった部分の金額を受方参加者に返還する。以上の場合において、受方参加者は、その受渡しを拒むことができない。</p> <p>また、農産物市場における一般大豆及び小豆に関し、代品を提供して受渡しを完了した渡方参加者は、その代品分について、受渡代金<sup>*153</sup>の100分の1を乗じて得た金額に相当する遅滞金をクリアリング機構に支払い、クリアリング機構は、当該遅滞金を受方参加者に支払う<sup>*80</sup>。</p> <p>6. 受渡不能の処理</p>	<p>しても故障の程度が甚しく、受渡しに適さないと認めるときは、最初から代品を提供しなかったものとみなす。</p>

内 容	備 考
<p>ゴム市場におけるT S R 2 0、エネルギー市場、中京石油市場及び農産物市場におけるとうもろこしについて、受渡当事者の責めに帰することができない事由<sup>*162</sup>により、受渡日に受渡しが行われなかった場合、以下の手続きにより処理するものとする<sup>*163</sup>。</p> <p>当該限月の受渡日の期間内又はクリアリング機構が認める期間内において、渡方参加者及び受方参加者は、協議の上再度受渡日（T S R 2 0については、船積日及び受渡日）を設定し、受渡しが完了していない数量について、受渡しを行うものとする<sup>*152</sup>。ただし、当該期間内に再度受渡しを行うことが不可能である場合又は再度受渡しを行うことは非効率的であるとクリアリング機構が認めた場合には、当該数量についてクリアリング機構が定める受渡値段をもって清算することにより、受渡しが完了したものとみなす。</p> <p>また、ゴム市場におけるT S R 2 0及び農産物市場におけるとうもろこしについては、以下のとおり、遅滞金の授受を行う<sup>*80</sup>。</p> <p>①T S R 2 0</p> <p>受渡品を船積みする船舶が、船積期限を超えることが判明した場合、当該渡方参加者及び受方参加者は、その遅延の事由書を関連書類とともに、速やかにクリアリング機構に届け出なければならない。クリアリング機構は、当該事由書を元に遅延事由を裁定し、結果に応じて、当該渡方参加者又は受方参加者は、その超えた1日につき受渡代金<sup>*153</sup>に100分の1を乗じて得た金額に相当する遅滞金をクリアリング機構に支払い、クリアリング機構は、当該遅滞金を相手方参加者に支払う<sup>*80*164</sup>。</p> <p>②とうもろこし</p> <p>受渡日が受渡期間を超えて受渡しを完了する渡方参加者は、その超えた1日につき受渡代金<sup>*153</sup>に100分の1を乗じて得た金額に相当する遅滞金をクリアリング機構に支払い、クリアリング機構は、当該遅滞金を受方参加者に支払う<sup>*80</sup>。</p> <p>7. 登録番号のない売方の受渡玉の処理</p> <p>II. 6. (1)に掲げるインボイス・精算書交付の対象取引において、登録番号のない売建玉が受渡玉となった場合は、登録番号のある受渡玉と</p>	<p>*162：天災地変、戦争、暴動、船舶事故や、船内荷役又は沿岸荷役のストライキ、その他やむを得ない事由としてクリアリング機構が認めた場合等を指す。</p> <p>*163：T S R 2 0については、*162の事由が発生する以前に船積通知書をクリアリング機構に提出していた場合に限る。</p> <p>*164：クリアリング機構が裁定する以前に受渡当事者間で合意が成立した場合には、裁定及び遅滞金の徴収は行わない。この場合、渡方参加者及び受方参加者は、当該合意書をクリアリング機構に届け出なければならない。</p>

内 容	備 考
<p>もに基本受渡しと同様の方法で処理するものとする。ただし、当該処理により受方当事者（当該売建玉の相手方となる買建玉を保有する受方の顧客又は参加者）がインボイスを受領できないことで損失を被る場合には、渡方の参加者及び受方の参加者は次の手順により、当該損失について解決するものとする。この場合において、渡方の参加者及び受方の参加者は受方当事者が不利益を負うことがないよう細心の注意を払い、問題解決に努めるものとする。</p> <p><b>【手順】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受方の参加者から渡方の参加者に対し、協議の申し入れを行う。</li> <li>(2) 渡方の参加者及び受方の参加者は受方当事者が被った損失額等について協議し、渡方の参加者が負担すべき補償額を確定する。</li> <li>(3) 渡方の参加者は、受方の参加者を通じて受方当事者に当該補償額を支払う。</li> </ol> <p>XI. 株式会社堂島取引所上場商品の取扱い</p> <p>ODE における農産物市場及び砂糖市場での受渡決済については、OSE 及び TOCOM の上場商品における受渡決済の事務手続きとは異なる<sup>*165</sup> ため、ODE に照会のうえ行うこと。</p> <p><b>【問合せ先】</b></p> <p>(株) 堂島取引所 業務部・市場システム部 TEL : 06-6531-7932</p> <p>XII. TOCOM-CUBE 等の障害時の対応</p> <p>1. TOCOM-CUBE 障害時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ TOCOM-CUBE に障害が発生し、TOCOM-CUBE を利用した業務が困難な場合、クリアリング機構は、直ちにクリアリング機構 HP 及び Target-JSCC サイトを通じて参加者に通知する。</li> <li>・ クリアリング機構は、TOCOM-CUBE の障害復旧後、直ちにクリアリング機構 HP 及び Target-JSCC サイトを通じて参加者に通知し、順</li> </ul>	<p>*165 : 受渡代金の授受について、引き続き ODE の口座を介して行う。また、受渡決済の管理について、引き続き ODE のシステムを用いて行う。 (TOCOM-CUBE は使用しない。)</p>

内 容	備 考
<p>次業務を再開する。</p> <p>2. CUBE-Plus 障害時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CUBE-Plus に障害が発生し、CUBE-Plus を利用した業務が困難な場合、クリアリング機構は、直ちにクリアリング機構 HP 及び Target-JSCC サイトを通じて参加者等（RSS3 の受渡しに係る指定倉庫及び顧客を含む。以下、本章において同じ。）に通知する。</li> <li>・ クリアリング機構は、CUBE-Plus の障害復旧後、直ちにクリアリング機構 HP 及び Target-JSCC サイトを通じて参加者等に通知し、順次業務を再開する。</li> <li>・ CUBE-Plus の障害復旧に相当の時間を要すると見込まれる場合には、代替措置（書面の荷渡指図書（D/O）による指図等）を実施するものとし、クリアリング機構は、当該措置実施の決定後直ちにクリアリング機構 HP 及び Target-JSCC サイトを通じて参加者等に通知する。</li> </ul> <p>3. 参加者等側通信装置障害時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者等側通信装置等に障害が発生し、TOCOM-CUBE 又は CUBE-Plus を利用した事務が困難な場合、直ちにクリアリング機構に連絡し、その後の業務対応について、クリアリング機構と協議する。</li> <li>・ 参加者等は、TOCOM-CUBE 又は CUBE-Plus に入力する情報について、Target-JSCC サイトに掲載している障害時用フォーマットに必要事項を記入し、Target-JSCC サイト等にて適宜クリアリング機構に送付する。<sup>*166</sup></li> <li>・ データ照会については、クリアリング機構からメール又は F A X でデータを受領する。</li> <li>・ 参加者等は、障害の回復状況等について、適宜、クリアリング機構に連絡する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>*166：RSS3 の受渡しに係る指定倉庫及び顧客との障害時用フォーマットの授受はメール等で行う。</p>

受渡代金の授受の単位

商品先物取引の受渡代金については、下表#1～14の単位で授受を行う。

#	商品/市場	グループ	受払金額	受渡システムの帳票	帳票内の項目
1	貴金属市場	自己・アフィリエイト	受入金合計と渡入金合計の差引金額	受渡代金通知書	差額（自己・アフィリエイト）
2		委託			差額（委託）
3	ゴム（RSS）	自己・アフィリエイト		受渡代金通知書	差額（自己・アフィリエイト）
4		委託			差額（委託）
5	ゴム（TSR）	自己・アフィリエイト		受渡代金確認通知書	差額（自己・アフィリエイト）
6		委託			差額（委託）
7	エネルギー市場・中京石油市場	自己・アフィリエイト		受渡代金確認通知書	差額（自己・アフィリエイト）
8		委託			差額（委託）
9	一般大豆	自己・アフィリエイト		受渡代金通知書	差額（自己・アフィリエイト）
10		委託			差額（委託）
11	小豆	自己・アフィリエイト		受渡代金通知書	差額（自己・アフィリエイト）
12		委託			差額（委託）
13	とうもろこし	自己・アフィリエイト		受渡代金確認通知書	差額（自己・アフィリエイト）
14		委託			差額（委託）

※本資料は公表情報として不適のため、記載を省略。



## 【取引受渡証拠金適用対象一覧】

## 1. OSE 上場商品

	商品	料率	基本受渡	早受渡	申告受渡	受渡条件調整	ADP
貴金属市場	金	10%	×	×	○	×	×
	銀	10%	×	×	○	×	×
	白金	10%	×	×	○	×	×
	パラジウム	10%	×	×	○	×	×
ゴム市場	RSS3	10%	×	×	○	×	×
	TSR20	10%	○	—	○	○	×
農産物市場	一般大豆	5%	○	○	○	○	×
	小豆	—	×	×	—	—	×
	とうもろこし	5%	○	○	—	—	×

## 2. TOCOM 上場商品

	商品	料率	基本受渡	早受渡	申告受渡	受渡条件調整	ADP
エネルギー市場	ガソリン <sup>2</sup>	10%	○	—	○	○	×
	灯油 <sup>2</sup>	10%	○	—	○	○	×
	軽油	10%	○	—	○	○	×

## 3. ODE 上場商品

	商品	料率	基本受渡	早受渡
農産物市場	小豆	—	×	×
	大豆	—	×	×
	とうもろこし	5%	○	○
	粗糖	5%	○	○

(凡例) ○：受渡証拠金の適用対象 ×：受渡証拠金の適用対象外 —：当該受渡方法不可

<sup>1</sup> エネルギー市場に関しては、希望受渡しについても取引受渡証拠金が適用される。(料率は10%とする。)

<sup>2</sup> 中京ガソリン、中京灯油についても同様。

## 【倉庫保管料の徴収代行業務について】

クリアリング機構及び清算参加者は、倉庫保管料の徴収代行業務について、以下のとおり行うものとする。

### ① 用語の定義

#### ・ 倉庫保管料の徴収代行業務

指定倉庫業者が保管する株式会社大阪取引所（以下「OSE」という。）の上場商品構成物品につき、指定倉庫業者がクリアリング機構の清算参加者に対して有する保管料債権に係る請求並びに受領の代行業務について、指定倉庫業者からクリアリング機構が受任する業務。

#### ・ 指定倉庫業者

OSEの業務規程に規定する指定倉庫業者のうち、クリアリング機構と倉庫保管料の徴収代行業務に係る契約を締結している倉庫会社等。

#### ・ 保管料等

指定倉庫業者が清算参加者から徴収する保管料等及びこれに付随する消費税等の総額。

#### ・ 取扱手数料等

クリアリング機構が清算参加者から徴収する取扱手数料及びこれに付随する消費税等の総額。

### ② 対象物品

- ・ 貴金属市場においては、金地金、銀地金、白金地金及びパラジウム地金
- ・ 農産物市場においては、一般大豆及び小豆

### ③ 契約等の締結

クリアリング機構は、②における各対象物品につき、清算参加者からの申出に基づき新たに倉庫保管料の徴収代行業務を受任するときは、当該申出に係る指定倉庫業者と契約を締結するものとする。

### ④ 届出事項

清算参加者は、新たに倉庫保管料の書換えをクリアリング機構に申請しようとするときは、当該業務に係る担当部署及び担当者をあらかじめクリアリング機構に届

け出なければならない。

⑤ 倉荷証券記載事項変更申請等

- ・ 清算参加者は、クリアリング機構に倉荷証券記載事項の保管料起算日に係る変更（以下、「保管料変更」という。）の申請をしようとするときは、クリアリング機構が定める保管料書換申請書により申出なければならない。
- ・ クリアリング機構は、清算参加者より保管料変更の申出を受けた場合は、指定倉庫業者に対し保管料等の計算書を発行し、その記載内容につき当該指定倉庫業者に確認を行なった上で当該清算参加者に請求するものとする。
- ・ 保管料等の計算方法は当該指定倉庫業者の定めるところによる。

⑥ 保管料変更等

クリアリング機構は、清算参加者又は株式会社だいこう証券ビジネスより保管料変更のために倉荷証券が持ち込まれた場合は、保管料書換申請書と倉荷証券の記載内容を確認のうえ、当該倉荷証券に係る保管料変更を行うものとする。

⑦ 清算参加者に対する保管料等の請求

- ・ クリアリング機構は、毎月の第5営業日に、前月分の保管料等及び取扱手数料等を、清算手数料等とあわせて請求し、清算参加者は、同月の20日に（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）納入するものとする。
- ・ クリアリング機構が清算参加者より徴収する取扱手数料は別表のとおりとする。

⑧ 保管料等の振込

クリアリング機構は、清算参加者より支払われた保管料等及び取扱手数料等の総額からクリアリング機構が徴収すべき取扱手数料等を控除した金額を指定倉庫業者に支払うものとする。なお、支払方法等その他必要な事項については、クリアリング機構と指定倉庫業者との間で別に定めるものとする。

⑨ 報告事項

清算参加者は、④の届出内容を変更した場合は、遅滞なくその内容をクリアリング機構に報告しなければならない。また、クリアリング機構がその内容に照らして報告の必要があると認める場合は、その都度報告を求めるものとする。

## 別 表

市場名	取扱手数料 (税抜)
貴金属市場	① ②及び③以外の営業日における取扱手数料 300円/枚
	②取引最終日の前営業日～受渡日の2営業日前の間における 取扱手数料 400円/枚
	③ 受渡日の前営業日における取扱手数料 1,200円/枚
農産物市場	保管料総額の1%相当額 (100円未満は切り捨て) ただし、100円に満たない場合は最低手数料として100円 を徴収する。

## 【貴金属 受渡供用品の指定方法】

## ①受渡供用品の指定

供用品の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は必要事項を記載した供用品指定申請書を OSE に提出し、承認を得るものとする。

## ②申請者の要件

- (1) 金、銀、白金及びパラジウムの生産または精錬操業の年数が申請前5年以上あること。
- (2) 過去5年間の平均年間生産量がプレートまたはインゴットで金にあつては5トン、銀にあつては30トン、白金にあつては1トン、パラジウムにあつては500kg以上あること。
- (3) 申請者が、London Bullion Market Association（以下「LBMA」という。）又は London Platinum and Palladium Market（以下「LPPM」という。）において、当該申請商品に係る認定を受けていること。
- (4) 原則として20億円以上の純資産額を有すること。ただし、次に掲げる事項のすべての要件に該当する場合は、この限りでない。

イ 申請者又は申請者の親会社（申請者の発行済株式の総数又は出資の総額の二分の一以上の株式又は出資を所有している者であつて、20億円以上の純資産額を有している者に限る。）が、(3)に係る認定を受けている団体（「LBMA」又は「LPPM」）の会員であること（白金及びパラジウムの申請については、OSEが適当と認めた場合を除く。）。

ロ 当該親会社から申請者に係る保証誓約書の提出があること。

## ③申請書への添付書類

供用品指定申請書には以下の事項を記載した書面を添付するものとする。

- (1) 過去5年間の累積生産量
- (2) 他市場における実績（登録等）
- (3) 直近3年間の会社の財務諸表（申請者と特別の利害関係のない監査法人の監査証明を受けたもの。）なお、申請者が子会社の場合は連結決算書を含む。
- (4) 精錬所の名称と住所
- (5) 供用品への指定を受けようとする塊のカラー写真
- (6) 当該塊の塊面に表示される刻印を明瞭に示す図面
- (7) 海外または国内の工業用需要家（地金商を含む。）2社による推薦
- (8) 貴金属部取引参加者による推薦

#### ④品質及び形状の基準

- (1) 下記【貴金属受渡供用品の指定に係る品質及び重量の鑑定方法】（以下、「鑑定方法」という。）に定める方法による分析結果が供用品で定める純度以上及び重量であること。

##### 【貴金属受渡供用品の指定に係る品質及び重量の鑑定方法】

###### ① 鑑定用サンプルの提出

- (1) 申請者は、受渡供用品単位の地金 3 本をサンプル地金として OSE に提出するものとする。
- (2) OSE は、提出されたサンプル地金が申請書類のサンプル地金の写真・図面と当該サンプルが同一であること及び供用品の形状基準に合致していることを確認し、これが確認されたときは、OSE の定める指定鑑定者に当該サンプル地金 1 本を分析委託のため送付する。

###### ② 秤量及び分析用サンプリング

提出されたサンプル地金についての秤量及び分析用のサンプリングは、次の各号に掲げるとおりとする。

###### (1) 秤 量

表示重量の桁数より 1 桁多く秤量し、最後の 1 桁の数字を切り捨てた結果が表示重量以上であること。

###### (2) サンプリング

サンプル地金を溶解の上、分析用サンプルとして鑑定用及び予備（OSE 保管）を各 1 個採取する。なお、サンプル重量は、金約 10 g / 個、銀約 100 g / 個、白金約 20 g / 個及びパラジウム約 20 g / 個とする。

###### ③ 秤量及び分析結果の通知

OSE は、申請者に秤量及び分析結果の適・否を文書で通知する。

###### ④ 分析及びサンプリング費用

- ・分析及びサンプリング作製に要する費用は申請者の負担とし、次の各号に掲げる料金とする。

###### (1) 分析料（消費税別）

金	15,000 円 / 個
銀	50,700 円 / 個
白金及びパラジウム	65,700 円 / 個

###### (2) 溶解、サンプリング料（消費税別）

金、白金及びパラジウム 50,000 円/件

銀 60,000 円/件

- ・溶解及び分析に伴うロス分は申請者の負担とし、溶解及び分析に使用したサンプルの残分はそのままの形状で返還する。

#### ⑤ 標準サンプルと費用

- ・OSE は、申請者の分析能力を確認する試料として分析用サンプル(以下「標準サンプル」という。)を作製し、その費用は申請者の負担とする。
- ・標準サンプル種類、重量等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) サンプルの種類 申請対象とする金、銀、白金及びパラジウム毎に各 10 種類

(2) サンプルの重量 金 約 10 g/個

銀 約 100 g/個

白金 約 20 g/個

パラジウム 約 20 g/個

(3) サンプルセット数 同じサンプル 3 個で 1 セット

申請者用 1 個

指定鑑定者用 1 個

予備 1 個

(4) 分析用サンプル組 異なる種類のサンプル 10 個で 1 組

(5) 地金代金とサンプル製造費用

(サンプル重量×サンプル納入月の直近の受渡値段)+(④の(2)で定める溶解、サンプリング料と同額の費用)×10 (セット数)

#### ⑥ 標準サンプルの分析

- ・OSE は、申請者及び指定鑑定者に標準サンプル各 1 組を送付し、申請者及び指定鑑定者は、OSE に対し送付後 1 ヶ月以内に、分析結果を書面で報告するものとする。
- ・分析方法及び分析値等については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 分析方法 金、銀、白金及びパラジウムとも各社が定める方法による。

(2) 分析値 金、銀、白金及びパラジウムの有効数字は 4 桁とする。ただし、OSE へは 6 桁目を四捨五入し 5 桁までの数値を報告する。

(3) 分析費用 指定鑑定者が行う分析費用は、申請者の負担とする。(④の(1)で定める分析費用と同額の費用)×10

#### ⑦ 審査及び合否通知

OSE は、申請者及び指定鑑定者の報告に基づき審査し、結果を書面にて申請者に通知

する。

⑧ 費用等

- ・申請者は、原則として、1商品につき300,000円（消費税別）の申請料をOSEに支払うものとする。
- ・本規則に基づき要した送付費用等は、すべて申請者の負担とする。

費 用 一 覧

項 目	金 額	負 担
(1)申請料(消費税別) (申請者→取引所)	300,000 円 (1商品あたり)	申請者
(2)鑑定用サンプル		
① 鑑定用サンプル送料(申請者→取引所)	実費	申請者
②     "          (取引所→指定鑑定者)	"	"
③ サンプルング、分析費用(消費税別)		
金	65,000 円	"
銀	110,700 円	"
白金	115,700 円	"
パラジウム	115,700 円	"
④ 鑑定用サンプル送料 (指定鑑定者→取引所)	実費	"
⑤     "          (取引所→申請者)	"	"



(3) 標準サンプル		
⑥ サンプル送料(指定鑑定者→取引所)	実費	申請者
⑦ サンプル代金・サンプル製造費用 (消費税別)	〃	〃
金	(サンプル重量×サンプル 納入月の受渡値段)+ 50,000 円×セット数	〃
銀	( 〃 ) + 60,000 円×セット数	〃
白金	( 〃 ) + 50,000 円×セット数	〃
パラジウム	( 〃 ) + 50,000 円×セット数	〃
⑧ 標準サンプル送料(取引所→申請者)	実費	〃
⑨ 〃 (取引所→指定鑑定者)	〃	〃
⑩ 指定鑑定者分析費用(消費税別)		
金	150,000 円	〃
銀	507,000 円	〃
白金	657,000 円	〃
パラジウム	657,000 円	〃

(2) 形状は OSE の供用品に準ずるものとし、表面は金・白金にあってはなめらかであって不整、へこみ又は気泡があってはならない。

銀・パラジウムにあっては、著しい不整、へこみ又は気泡があってはならない。

#### ⑤ 供用品の表示項目

- (1) ブランドマークとアセイヤーマーク
- (2) 重量表示は (キロ) グラム
- (3) 品位
- (4) バーナンバー

#### ⑥ 品質及び重量の鑑定

- ・申請者は、供用品指定申請書提出後 OSE の求めにより鑑定用のサンプルを提出し、OSE は鑑定方法に沿って指定鑑定者に、当該サンプルの品質（純分）及び重量の鑑定を依頼し、鑑定結果の報告を受けるものとする。
- ・OSE は申請者に対し、鑑定方法に定める方法により鑑定用のサンプルを与え、申請者はその

サンプルの分析結果を OSE に報告するものとする。

⑦鑑定に要する費用等

申請者は、鑑定に際して、OSE に申請料を支払うものとする。また、鑑定に要する費用は申請者の負担とし、鑑定にかかる料金は鑑定方法に定めるところによるものとする。

⑧貴金属市場の信頼性維持のため、指定を受けた供用品については、必要に応じ品質検査や当該供用品の生産者の業務体制の調査（※）を行うこととする。

（※）業務体制の調査においては、市場の清廉性の確保の観点から、「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンス」における内容を念頭に、サプライチェーンにおけるデューデリジェンス等の適切な遂行、及び監査におけるその確認状況のチェックを行うことがある。

⑨指定の取消し又は一時停止

OSE は、供用品が LBMA 又は LPPM から認定の取消しを受けた場合等、当該供用品について社会的信用を失墜すること等があったとき（上記⑧の調査において不適切な業務体制が確認された場合、及び調査において供用品の生産者等から十分な協力が得られず適切な業務体制が確認できなかった場合を含む）は、当該指定の取消し又は一時停止を行うことができるものとする。

【貴金属 商号又は商標一覧】

(1) 金

イ 石福金属興業株式会社、住友金属鉱山株式会社、田中貴金属工業株式会社、中外鉱業株式会社、株式会社徳力本店、松田産業株式会社、三井金属鉱業株式会社、三菱マテリアル株式会社、JX 金属製錬株式会社、アサヒメタルファイン株式会社

DOWA メタルマイン株式会社、日鉱金属株式会社、日鉱製錬株式会社、古河メタルリソース株式会社、パンパシフィック・カッパー株式会社、アサヒプリテック株式会社

ロ ASAHI REFINING CANADA、ASAHI REFINING USA、ARGOR-HERAEUS S.A.、CREDIT SUISSE、METALOR、METALOR HONG KONG、METALOR SINGAPORE、METALOR U.S.A.、NAVOI MINING AND METALLURGICAL COMPLEX、PAMP、PERTH MINT、RAND REFINERY、ROYAL CANADIAN MINT、UBS AG、VALCAMBI S.A.、LS MNM

AGR、ARGOR S.A.、COMPTOIR LYON ALEMAND LOUYOT、DEGUSSA、ENGELHARD、ENGELHARD-CLAL(PARIS、LONDON)、GOLDEN WEST REFINING、JOHNSON MATTHEY(LONDON、AUSTRALIA、CANADA、SALT LAKE CITY、HONG KONG)、LG METALS、LG-NIKKO、SWISS BANK、UNION BANK OF SWITZERLAND、LS-NIKKO

(2) 銀

イ 石福金属興業株式会社、住友金属鉱山株式会社、田中貴金属工業株式会社、中外鉱業株式会社、東邦亜鉛株式会社、DOWA メタルマイン株式会社、株式会社徳力本店、松田産業株式会社、三菱マテリアル株式会社、三井金属鉱業株式会社、横浜金属株式会社、JX 金属製錬株式会社、アサヒメタルファイン株式会社

日鉱金属株式会社、古河メタルリソース株式会社、JX 金属株式会社、アサヒプリテック株式会社

ロ CCR CANADA、KOREA ZINC、METALOR U.S.A.、PAMP、PENOLES、VALCAMBI S.A.

ASARCO AMARILLO、COMPTOIR LYON ALEMAND LOUYOT、CP PERU、DEGUSSA、ENGELHARD-CLAL(PARIS)、SUNSHINE

(3) 白金

イ 石福金属興業株式会社、田中貴金属工業株式会社、株式会社徳力本店、株式会社フルヤ金属、松田産業株式会社、三菱マテリアル株式会社、アサヒメタルファイン株式会社

株式会社ジャパンエナジー、住友金属鉱山株式会社、DOWA メタルマイン株式会社、三井金属鉱業株式会社、アサヒプリテック株式会社

ロ CREDIT SUISSE、JOHNSON MATTHEY (UK) 、JOHNSON MATTHEY (U.S.A.) 、PAMP、VALCAMBI S.A.

株式会社ヒラコ、ALMAS、COMPTOIR LYON ALEMAND LOUYOT、DEGUSSA、ENGELHARD (LONDON) 、ENGELHARD (U.S.A.) 、ENGELHARD-CLAL(PARIS、LONDON、U.S.A.)、P.G.P.、WESTERN PLATINUM

(4) パラジウム

イ エヌ・イーケムキャット株式会社、昭栄化学工業株式会社、住友金属鉱山株式会社、松田産業株式会社、三菱マテリアル株式会社、アサヒメタルファイン株式会社

株式会社ジャパンエナジー、アサヒプリテック株式会社

ロ ARGOR-HERAEUS S.A.、JOHNSON MATTHEY (LONDON)、KRASNOYARSK※、PAMP、STATE REFINERY、VALCAMBI S.A.

COMPTOIR LYON ALEMAND LOUYOT、DEGUSSA AG、ENGELHARD (LONDON、PARIS)、ENGELHARD-CLAL(PARIS、LONDON)、INCO EUROPE、METAUX PRECIEUX S.A. METALOR、P.G.P.、W.C. HERAEUS GMBH、WESTERN PLATINUM

※(4)ロの KRASNOYARSK については、当分の間、受渡供用品の指定を一時停止する。ただし、当該措置の実施日（2022年4月8日）の前日以前に製造されたものについては、この限りでない。

## 【貴金属 倉荷証券の取扱いの特例等】

## ①貴金属に係る倉荷証券の書換えの手続き等

- (1) 保管料の起算日変更及び保管期限の延長の記載により、貴金属に係る倉荷証券の表面に余白がなくなった等、当該倉荷証券を発行した貴金属指定倉庫が必要と認めたときは、当該指定倉庫が当該倉荷証券を所持する取引参加者又は顧客に対し、次回、当該倉荷証券の提示時において、新たな倉荷証券に切り替えることを通知するものとする。
- (2) 新たな倉荷証券の発行の手続きについては、貴金属指定倉庫の定めによるものとする。なお、新規に発行された倉荷証券の寄託者については、書換前の倉荷証券を所持する取引参加者又は顧客とする。
- (3) (1)及び(2)により、新たに発行された倉荷証券については、旧倉荷証券の証券番号及び原始寄託者名を記載するものとする。
- (4) (1)による倉荷証券の書換えのほか、裏書が行われたことにより、裏書譲渡欄に余白がなくなったときは、補箋で処理することができる。

## ②認定供給者を介した倉荷証券の発行手続き

- ・ 貴金属指定倉庫に対して、認定供給者を介した貴金属地金の倉荷証券の発行手続きを行おうとする者（以下「原始寄託者」という。）は、認定供給者とコンサイメント契約又はこれに類する契約を締結していることを証する書面を添付の上、OSE に対して届出を行うものとする。
- ・ OSE は、前項の届出を受理したときは、届出を行った者及び貴金属指定倉庫に対し、届出を受理した旨通知する。
- ・ 届出を受理された者が倉荷証券の発行手続きを行おうとするときは、貴金属指定倉庫に対して、当該貴金属地金に関する流通経路等を証するため、以下の書面を差し入れるものとする。

- (1) 税関の輸入許可証
- (2) 本邦入着時の通関インボイス
- (3) 認定供給者から当該地金を購入したことを証する書面の写し
- (4) 貴金属地金のバーナンバー
- (5) 原始寄託者が、当該貴金属地金の品位及び重量等に関して責任を負う旨を記載した書面

## ③認定業者及び認定受託取引参加者による倉荷証券の発行手続き

- ・ 貴金属指定倉庫に対して、OSE が認定した業者（以下「認定業者」という。）に係る貴金属地金の倉荷証券の発行手続きを行おうとする受託取引参加者は、認定業者における貴金属地金取扱実績及び OSE の指定ブランドとコンサイメント契約又はこれに類する契約を締結してい

ることを証する書面等を添付の上、当該業者に係る原始寄託者となることについて OSE に対して申請し、OSE の承認を得なければならない。

- ・ OSE は、当該申請を承認したときは、申請を行った者（以下「認定受託取引参加者」という。）及び貴金属指定倉庫に対し、申請を承認した旨を通知する。
- ・ 認定受託取引参加者が倉荷証券の発行手続きを行おうとするときは、OSE 及び貴金属指定倉庫に対して、当該貴金属地金に関する流通経路等を証するため、以下の書面を差し入れるものとする。
  - (1) 税関の輸入許可証
  - (2) 本邦入着時の通関インボイス
  - (3) OSE の指定ブランドの製造元から当該地金を購入したことを証する書面の写し
  - (4) 貴金属地金のバーナンバー
  - (5) 認定業者及び認定受託取引参加者が、当該貴金属地金の品位及び重量等に関して責任を負う旨を記載した書面
  - (6) その他 OSE が必要と認めた書類

#### ④指定倉庫内での名義変更による倉荷証券の発行手続き

- ・ 貴金属指定倉庫に対して、指定倉庫内での名義変更による貴金属地金の倉荷証券の発行手続きを行おうとする者は、指定ブランドの製造元である者又は指定業者が、当該貴金属地金について直接貴金属指定倉庫に引渡したこと及び受渡供用品に該当することを確認したこと並びに貴金属指定倉庫が当該貴金属地金について出庫が行われていないこと等を確認したことを証する書面を添付の上、OSE に対して届出を行うものとする。
- ・ OSE は、当該届出を受理したときは、届出を行った者及び貴金属指定倉庫に対し、届出を受理した旨を通知する。

#### ⑤指定の一時停止を受けたブランドの停止日の前日以前に製造された貴金属地金による倉荷証券の発行手続き

- ・ 貴金属指定倉庫に対して、別紙 6 に規定する指定の一時停止を受けたブランドの貴金属地金の倉荷証券の発行手続きを行おうとする者は、対象となる貴金属地金が措置の実施日（以下「停止日」という。）の前日以前に製造されたものである場合には、対象となる貴金属地金が停止日の前日以前に製造されたものであることを証する書面を添付の上、OSE に対して届出を行うものとする。
- ・ OSE は、前項の届出を受理したときは、届出を行った者及び貴金属指定倉庫に対し、届出を受理した旨を通知する。
- ・ 届出を受理された者が倉荷証券の発行手続きを行おうとするときは、貴金属指定倉庫に対して、当該貴金属地金に関する製造時期等を証するため、以下のいずれかの書面を差し入れるものとする。

- (1) 税関の輸入許可証
- (2) 本邦入着時の通関インボイス
- (3) 貴金属地金の指定倉庫への入庫日を証する書面の写し
- (4) 指定ブランドの製造元が発行した当該地金の製造時期を証する書面の写し
- (5) その他 OSE が必要と認めた書類

⑥ 証明書類の保存

貴金属指定倉庫は、②、③及び⑤の手続きにより倉荷証券の発行を行ったときは、それぞれに定める書面を保存しなければならない。なお、当該地金の倉荷証券が解除された場合は、解除された日から3年間保存しなければならない。

## 【貴金属・受渡場所】

2020年7月27日現在

〔東京都〕	7社9倉庫
三菱倉庫(株)	青海倉庫
三井倉庫(株)	大手町トランクルーム、辰巳SSセンター
(株)住友倉庫	住友ツインビルトランクルーム営業所、大井営業所
澁澤倉庫(株)	青海倉庫
(株)ヤマタネ	深川営業所
ケイヒン(株)	港南流通センター
ブリンクスジャパン(株)	東京オペレーションセンター ※申告受渡制度及び受渡条件調整制度に限定した 指定倉庫とする。

以上



【貴金属 渡方及び指定鑑定業者による鑑定の方法】

- ① 渡方は、貴金属地金を指定鑑定業者に引き渡した後、指定鑑定業者より貴金属地金の預り証の交付を受けるものとする。なお、渡方は、当該地金の引き渡しに関して、指定鑑定業者より本人確認、品位確認及び入手元に係る書類等の提示を求められた場合は、速やかに応じなければならない。
- ② 指定鑑定業者は、渡方より貴金属地金を引き受けた日から5営業日以内に鑑定を終了しなければならない。
- ③ 当該鑑定等のために要する費用は、渡方の負担とする。
- ④ 渡方より引受けた貴金属地金が受渡供用品に該当する場合には、指定鑑定業者は、遅滞なく、渡方にその旨を連絡するとともに、指定倉庫に渡方より引受けた貴金属地金を引渡さねばならない。
- ⑤ ④の場合において、指定倉庫は、すみやかに渡方に倉荷証券を発行しなければならない。ただし、別段の指示がある場合は、この限りでない。
- ⑥ 当該受渡供用品を引き取り、倉荷証券を発行する指定倉庫は、OSEが指定するものとする。
- ⑦ 渡方より引受けた貴金属地金が受渡供用品に該当しない場合には、指定鑑定業者は、遅滞なく、渡方にその旨を通知し、渡方より引受けた貴金属地金を返還しなければならない。

## 【指定鑑定業者】

2021年4月1日現在

社名	住所
JX 金属株式会社	東京都港区虎ノ門2丁目10番4号 オークラ プレス テージタワー
松田産業株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番2号
横浜金属株式会社 ※銀のみ	神奈川県相模原市橋本台3丁目5番2号
三井金属鉱業株式会社	東京都品川区大崎1丁目11番1号

以上

## 【指定業者（コンサイメント契約等締結者）】

2020年7月27日現在

商品	業者名
金	三菱マテリアル株式会社、住友金属鉱山株式会社、DOWA メタルマイン株式会社、古河メタルリソース株式会社、中外鉱業株式会社、日鉄鉱業株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、三井物産株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、ICBC Standard Bank Plc、豊田通商株式会社、三菱商事 RtM ジャパン株式会社
銀	JX 金属株式会社、三菱マテリアル株式会社、三井金属鉱業株式会社、住友金属鉱山株式会社、DOWA メタルマイン株式会社、古河メタルリソース株式会社、中外鉱業株式会社、日鉄鉱業株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、三井物産株式会社、ICBC Standard Bank Plc、豊田通商株式会社、三菱商事 RtM ジャパン株式会社
白金	三菱マテリアル株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、三井物産株式会社、豊田通商株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、ICBC Standard Bank Plc、三菱商事 RtM ジャパン株式会社
パラジウム	住友商事株式会社、双日株式会社、三井物産株式会社、豊田通商株式会社、三菱商事 RtM ジャパン株式会社

以上

**【認定供給者（製造元に相当する供給者であると認められる者）】**

(1) 金

The Bank of Nova Scotia-ScotiaMocatta、Barclays Bank Plc、HSBC Bank USA, NA.、  
Deutsche Bank AG、Société Générale

(2) 銀

The Bank of Nova Scotia-ScotiaMocatta、HSBC Bank USA, NA.、Deutsche Bank AG

(3) 白金

CREDIT SUISSE FIRST BOSTON、UBS AG

(4) パラジウム

CREDIT SUISSE FIRST BOSTON、UBS AG、Norilsk Nickel(ASIA) Limited

以上

**【認定業者及び認定受託取引参加者】**

※現在は、認定なし

## 【RSS・受渡場所】

2024年4月1日現在

〔東京都〕	2社3倉庫
(株)上組	大井物流センター
三井倉庫(株)	東京港第1事務所(ワールド流通センター倉庫)、大井事務所

〔神奈川県〕	8社15倉庫
相模運輸倉庫(株)	本社(横須賀)倉庫、本牧埠頭倉庫
鈴江コーポレーション(株)	本牧埠頭A突堤営業所、本牧埠頭C突堤営業所
(株)住友倉庫	南本牧第一営業所(本牧・本牧第2・新山下)、大黒営業所
東洋埠頭(株)	東扇島倉庫
三井倉庫(株)	本牧事務所(千若倉庫・本牧埠頭倉庫)、横須賀
三菱倉庫(株)	大黒第一営業所
(株)八楠	大黒埠頭営業所倉庫
横浜新港倉庫(株)	大黒倉庫

〔千葉県〕	3社3倉庫
東陽倉庫(株)	市川営業所
不二倉業(株)	トラックセンター(市原)
(株)住友倉庫	千葉新港倉庫

〔愛知県〕	4社7倉庫	運賃格差額 8円/kg
川西倉庫(株)	名古屋港流通センター営業所(東浜)	
東陽倉庫(株)	稲永倉庫、金城ふ頭倉庫	
三井倉庫(株)	築港事務所	
三菱倉庫(株)	金城営業所(金城倉庫・稲永倉庫)、飛島営業所	

〔兵庫県〕	2社2倉庫	運賃格差額 12円/kg
三井倉庫(株)	新港事務所	
篠崎倉庫(株)	兵庫オペレーションセンター	

以上

## 【RSS3 生ゴムに係る取扱方法】

## ①生ゴム受入体制

指定倉庫は生ゴム受入について、次に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) 各営業所には、生ゴムの商品特性を熟知した作業員及び担当者を配置するものとする。
- (2) 倉庫内及び荷役作業場は、生ゴムに塵埃及び異物が付着することなきよう、常に十分な清掃を行うものとする。
- (3) 荷役及び保管に木製パレットを使用する場合は、老朽・破損したパレットの木屑や木片が生ゴムに付着することなきよう十分に留意し、パレットは常にサウンド品を備え、老朽・破損品は使用しないものとする。
- (4) 保管されている生ゴムに湿気に起因するカビが発生することなきよう、倉庫内は常に一定の通気性を維持するものとする。また、港湾倉庫においては、生ゴムが潮風に当たらぬよう、蔵置場所の選定には十分注意するものとする。
- (5) 穀物等異物の付着を防止するため、この種の貨物とは混蔵しないものとする。やむを得ず混蔵する場合は一定間隔をおき、或は効果的セパレーションを施し、生ゴムに異物が付着することなきよう十分留意するものとする。

## ②入庫時のチェック及び仕訳

指定倉庫は、入庫時のチェック及び仕訳について、次に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) 倉入作業に際しては、水ぬれ、カビ等の損傷及び異物付着の有無について十分にチェックし、損傷及び異物付着が発見されたときは、関係荷主の立会いを求め、その確認を受けておくものとする。
- (2) 仕訳はB/L別に行うものとする。万一、マークミックス等の事由でB/L別に仕訳が出来ず、ミックス状態ではい付けせざるをえないときは、その旨、事前に当該荷主に通知し、同意を得るものとする。
- (3) はい付けに際しては、保管中の変形を最小限度に止めるため、ベール内に積み重ねてあるシートが床面に水平になるよう1ベールずつ入念に積み重ねるものとする。
- (4) 著しい変形、損傷及び異物付着のベールが認められた時は、検品等に備えるため、正常品とは明確に区別してはい付けを行うものとする。

## ③保管

- (1) 指定倉庫は、万一、正常品として荷渡し困難と認められる生ゴムを発見したときは、直ち



に荷主に通知し、その指示に従い善後策を講ずるとともに、その旨を OSE に通知するものとする。

- (2) 指定倉庫は、保管中に著しい経時変形を認めるときは、OSE に通知し、荷主の指示に従い適切な措置を講ずるものとする。

#### ④出庫

指定倉庫は、出庫に際しては、品種、等級及び荷主記号等をチェックし、ミスデリバリーを起こさぬよう、また、生ゴムに付着した塵埃等の清掃を行い、円滑な荷役を行うよう十分留意するものとする。万一、損傷、異物または塵埃付着等異常を認めるときは、直ちに当該荷主に通知し、その指示に基づく適切なる措置を講ずるものとする。

#### ⑤品質検査のための見本摘出

- (1) 指定倉庫は、営業所ごとに検品用サンプラーを 1 台以上保有し、取引参加者又は荷主から検査荷口について見本摘出の依頼があったときは、指定された日時までにその作業を完了させておくものとする。
- (2) 指定倉庫は、見本を摘出したベールは、当該荷口に係るはいの上部又は前面に並べておくものとする。
- (3) 指定倉庫は、サンプリングが終了した際、残ったすべてのサンプリングに係るシートを(2)のベールに戻すものとする。
- (4) 指定倉庫は、検査荷口を出庫する場合において、(2)に定めるベールが、特定の出荷に偏ることがなく均等に出荷するよう留意するものとする。

#### ⑥現業事務所の指導及び監督

指定倉庫は、各営業所に対し、本取扱方法に基づく適切な作業を行うよう、平素から十分な連絡、指導及び監督を行うものとする。

#### ⑦協議

OSE 及び指定倉庫は、OSE における受渡し、生ゴムの保管及び荷捌きの円滑化を図るため、随時協議して適切なる措置を確立するよう相互に協力し合うものとする。

## 【RSS3 生ゴムに係る取扱方法】

## ①生ゴム受入体制

指定倉庫は生ゴム受入について、次に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) 各営業所には、生ゴムの商品特性を熟知した作業員及び担当者を配置するものとする。
- (2) 倉庫内及び荷役作業場は、生ゴムに塵埃及び異物が付着することなきよう、常に十分な清掃を行うものとする。
- (3) 荷役及び保管に木製パレットを使用する場合は、老朽・破損したパレットの木屑や木片が生ゴムに付着することなきよう十分に留意し、パレットは常にサウンド品を備え、老朽・破損品は使用しないものとする。
- (4) 保管されている生ゴムに湿気に起因するカビが発生することなきよう、倉庫内は常に一定の通気性を維持するものとする。また、港湾倉庫においては、生ゴムが潮風に当たらぬよう、蔵置場所の選定には十分注意するものとする。
- (5) 穀物等異物の付着を防止するため、この種の貨物とは混蔵しないものとする。やむを得ず混蔵する場合は一定間隔をおき、或は効果的セパレーションを施し、生ゴムに異物が付着することなきよう十分留意するものとする。

## ②入庫時のチェック及び仕訳

指定倉庫は、入庫時のチェック及び仕訳について、次に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) 倉入作業に際しては、水ぬれ、カビ等の損傷及び異物付着の有無について十分にチェックし、損傷及び異物付着が発見されたときは、関係荷主の立会いを求め、その確認を受けておくものとする。
- (2) 仕訳はB/L別に行うものとする。万一、マークミックス等の事由でB/L別に仕訳が出来ず、ミックス状態ではい付けせざるをえないときは、その旨、事前に当該荷主に通知し、同意を得るものとする。
- (3) はい付けに際しては、保管中の変形を最小限度に止めるため、ベール内に積み重ねてあるシートが床面に水平になるよう1ベールずつ入念に積み重ねるものとする。
- (4) 著しい変形、損傷及び異物付着のベールが認められた時は、検品等に備えるため、正常品とは明確に区別してはい付けを行うものとする。

## ③保管

- (1) 指定倉庫は、万一、正常品として荷渡し困難と認められる生ゴムを発見したときは、直ち

に荷主に通知し、その指示に従い善後策を講ずるとともに、その旨を OSE に通知するものとする。

- (2) 指定倉庫は、保管中に著しい経時変形を認めるときは、OSE に通知し、荷主の指示に従い適切な措置を講ずるものとする。

#### ④出庫

指定倉庫は、出庫に際しては、品種、等級及び荷主記号等をチェックし、ミスデリバリーを起こさぬよう、また、生ゴムに付着した塵埃等の清掃を行い、円滑な荷役を行うよう十分留意するものとする。万一、損傷、異物または塵埃付着等異常を認めるときは、直ちに当該荷主に通知し、その指示に基づく適切なる措置を講ずるものとする。

#### ⑤品質検査のための見本摘出

- (1) 指定倉庫は、営業所ごとに検品用サンプラーを 1 台以上保有し、取引参加者又は荷主から検査荷口について見本摘出の依頼があったときは、指定された日時までにその作業を完了させておくものとする。
- (2) 指定倉庫は、見本を摘出したベールは、当該荷口に係るはいの上部又は前面に並べておくものとする。
- (3) 指定倉庫は、サンプリングが終了した際、残ったすべてのサンプリングに係るシートを(2)のベールに戻すものとする。
- (4) 指定倉庫は、検査荷口を出庫する場合において、(2)に定めるベールが、特定の出荷に偏ることがなく均等に出荷するよう留意するものとする。

#### ⑥現業事務所の指導及び監督

指定倉庫は、各営業所に対し、本取扱方法に基づく適切な作業を行うよう、平素から十分な連絡、指導及び監督を行うものとする。

#### ⑦協議

OSE 及び指定倉庫は、OSE における受渡し、生ゴムの保管及び荷捌きの円滑化を図るため、随時協議して適切なる措置を確立するよう相互に協力し合うものとする。

## 【RSS3 生ゴムに係る取扱方法】

## ①生ゴム受入体制

指定倉庫は生ゴム受入について、次に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) 各営業所には、生ゴムの商品特性を熟知した作業員及び担当者を配置するものとする。
- (2) 倉庫内及び荷役作業場は、生ゴムに塵埃及び異物が付着することなきよう、常に十分な清掃を行うものとする。
- (3) 荷役及び保管に木製パレットを使用する場合は、老朽・破損したパレットの木屑や木片が生ゴムに付着することなきよう十分に留意し、パレットは常にサウンド品を備え、老朽・破損品は使用しないものとする。
- (4) 保管されている生ゴムに湿気に起因するカビが発生することなきよう、倉庫内は常に一定の通気性を維持するものとする。また、港湾倉庫においては、生ゴムが潮風に当たらぬよう、蔵置場所の選定には十分注意するものとする。
- (5) 穀物等異物の付着を防止するため、この種の貨物とは混蔵しないものとする。やむを得ず混蔵する場合は一定間隔をおき、或は効果的セパレーションを施し、生ゴムに異物が付着することなきよう十分留意するものとする。

## ②入庫時のチェック及び仕訳

指定倉庫は、入庫時のチェック及び仕訳について、次に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) 倉入作業に際しては、水ぬれ、カビ等の損傷及び異物付着の有無について十分にチェックし、損傷及び異物付着が発見されたときは、関係荷主の立会いを求め、その確認を受けておくものとする。
- (2) 仕訳はB/L別に行うものとする。万一、マークミックス等の事由でB/L別に仕訳が出来ず、ミックス状態ではい付けせざるをえないときは、その旨、事前に当該荷主に通知し、同意を得るものとする。
- (3) はい付けに際しては、保管中の変形を最小限度に止めるため、ベール内に積み重ねてあるシートが床面に水平になるよう1ベールずつ入念に積み重ねるものとする。
- (4) 著しい変形、損傷及び異物付着のベールが認められた時は、検品等に備えるため、正常品とは明確に区別してはい付けを行うものとする。

## ③保管

- (1) 指定倉庫は、万一、正常品として荷渡し困難と認められる生ゴムを発見したときは、直ち

に荷主に通知し、その指示に従い善後策を講ずるとともに、その旨を OSE に通知するものとする。

- (2) 指定倉庫は、保管中に著しい経時変形を認めるときは、OSE に通知し、荷主の指示に従い適切な措置を講ずるものとする。

#### ④出庫

指定倉庫は、出庫に際しては、品種、等級及び荷主記号等をチェックし、ミスデリバリーを起こさぬよう、また、生ゴムに付着した塵埃等の清掃を行い、円滑な荷役を行うよう十分留意するものとする。万一、損傷、異物または塵埃付着等異常を認めるときは、直ちに当該荷主に通知し、その指示に基づく適切なる措置を講ずるものとする。

#### ⑤品質検査のための見本摘出

- (1) 指定倉庫は、営業所ごとに検品用サンプラーを1台以上保有し、取引参加者又は荷主から検査荷口について見本摘出の依頼があったときは、指定された日時までにその作業を完了させておくものとする。
- (2) 指定倉庫は、見本を摘出したベールは、当該荷口に係るはいの上部又は前面に並べておくものとする。
- (3) 指定倉庫は、サンプリングが終了した際、残ったすべてのサンプリングに係るシートを(2)のベールに戻すものとする。
- (4) 指定倉庫は、検査荷口を出庫する場合において、(2)に定めるベールが、特定の出荷に偏ることがなく均等に出荷するよう留意するものとする。

#### ⑥現業事務所の指導及び監督

指定倉庫は、各営業所に対し、本取扱方法に基づく適切な作業を行うよう、平素から十分な連絡、指導及び監督を行うものとする。

#### ⑦協議

OSE 及び指定倉庫は、OSE における受渡し、生ゴムの保管及び荷捌きの円滑化を図るため、随時協議して適切なる措置を確立するよう相互に協力し合うものとする。

## 【承認工場】

No	工場 コード	工場 (生産者)	場所
1	BD1	SRI TRANG AGRO-INDUSTRY PUBLIC CO., LTD	THUNGSONG
2	BD2	SRI TRANG AGRO-INDUSTRY PUBLIC CO., LTD	SIKAO
3	BD5	SRI TRANG AGRO-INDUSTRY PUBLIC CO., LTD	UBON RATCHATHANI
4	BQ	NAM HUA RUBBER CO., LTD	SADAO
5	CI	RUBBERLAND PRODUCTS CO., LTD	BUNGKARN
6	AG	THAITECH RUBBER CORP., LTD	HATYAI
7	BJ1	SOUTHLAND RESOURCES CO., LTD	THAMPHANNARA
8	BJ2	SOUTHLAND RESOURCES CO., LTD	BANGKLAM
9	BJ4	SOUTHLAND RESOURCES CO., LTD	BEUNGKAN
10	BJ5	SOUTHLAND RESOURCES (CHUMPHON) CO., LTD	CHUMPHON
11	AJ1	VON BUNDIT CO., LTD	SURATTHANI
12	AJ3	VON BUNDIT CO., LTD	UDONTHANI
13	AZ	GUANGKEN RUBBER (SATUN) CO.,LTD	SATUN
14	CP	GUANGKEN RUBBER (MEKONGRIVER) CO.,LTD	UDONTHANI
15	DB	GUANGKEN RUBBER (THAI SOUTHERN) CO.,LTD	SURATTHANI
16	AX	HUA TAI RUBBER CO., LTD	SADAO
17	BK	THAI HUA RUBBER PUBLIC CO., LTD	RAYONG
18	CR	THAI HUA RUBBER PUBLIC CO., LTD	UDONTHANI

19	BN2	THAI HUA RUBBER PUBLIC CO., LTD	PHITSANULOK
20	BS	THAIMAC STR CO., LTD	KRABI
21	CA	SIN TONG THAI RUBBER CO., LTD	RAYONG
22	BD6	SRI TRANG AGRO-INDUSTRY PUBLIC CO., LTD	PHITSANULOK
23	BD7	SRI TRANG AGRO-INDUSTRY PUBLIC CO., LTD	SAKAE0
24	BD8	SRI TRANG AGRO-INDUSTRY PUBLIC CO., LTD	KALASIN

備考)

・No. 22、No. 23 及び No. 24 については、2021 年 7 月限に係る受渡決済分より適用。

以上

## 【TSR・受渡場所】

2020年7月27日現在

国	2か国3港
タイ	バンコク (BANGKOK) 港
	レムチャバン (LAEM CHABANG) 港
マレーシア	ペナン (PENANG) 港

以上



【石油 受渡供用品の要件】

(1) ガソリン

蒸気圧：寒候用（1月限～3月限及び12月限）のものの上限值は93kPa、夏季用（6月限～9月限）のものの上限值は65kPa 及びその他（4月限～5月限及び10月限～11月限）のものの上限值は78kPa とする。

(2) 灯油

DTBP (2,6-di-tert-butylphenol)：含まないものとする。

(3) 中京ガソリン

E 3（エタノールを3%含有するガソリン）を除くものとする。

## 【エネルギー/中京石油・受渡場所】

2022年9月9日現在

〔エネルギー市場〕	製造所及び貯蔵所（3社3貯蔵所）
製造所	海上出荷設備を有する東京都、神奈川県及び千葉県に所在する製造所
セントラル・タンクターミナル(株)	横浜事業所
大東タンクターミナル(株)	横浜油槽所
丸紅エネックス(株)	千葉ターミナル

〔中京石油市場〕	貯蔵所（3社3貯蔵所）
セントラル・タンクターミナル(株)	名古屋事業所
豊通エネルギー(株)	名古屋油槽所
丸中興産(株)	名古屋油槽

以上

【石油 認定分析機関】

- 一般社団法人全国石油協会
- 一般財団法人新日本検定協会
- 一般社団法人日本海事検定協会

## 【石油 軽油による受渡し】

## ①軽油の受渡しによる決済を行うことができる者

- ・渡方にあつては(1)、受方にあつては次の一に該当する者とする。ただし、(2)に該当する者は、申告受渡及び現金決済先物取引における希望受渡しを行う場合に限り、渡方となることができる。
  - (1) 元売業者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 144 条第 1 項第 2 号に規定する元売業者であり、かつ、同法第 144 条の 15 第 3 項に規定する登録特別徴収義務者（以下「登録特別徴収義務者」という。）である者をいう。以下同じ。）である市場取引参加者若しくは受託取引参加者又は元売業者からの委託に基づき受渡しを行う受託取引参加者
  - (2) 軽油現受渡業者（特約業者（地方税法第 144 条第 1 項第 3 号に規定する特約業者であり、かつ、登録特別徴収義務者である者）であつて、別紙 1 4 「軽油現受渡業者の登録方法」に基づき TOCOM に登録した者をいう。以下同じ。）である市場取引参加者若しくは受託取引参加者又は軽油現受渡業者からの委託に基づき受渡しを行う受託取引参加者
  - (3) 販売業者（主として自動車の燃料として軽油を販売することを業として行う者であつて、(1)及び(2)に規定する者を除く者をいう。以下同じ。）である市場取引参加者若しくは受託取引参加者又は販売業者からの委託に基づき受渡しを行う受託取引参加者
  - (4) 需要家（バス事業者、トラック運送業者等、軽油を使用して事業を行う者であつて、(1)、(2)及び(3)に規定する者を除く者をいう。以下同じ。）である市場取引参加者若しくは受託取引参加者又は需要家からの委託に基づき受渡しを行う受託取引参加者
- ・市場取引参加者又は受託取引参加者は、軽油の受渡しによる決済を行うときは、次に定める内容（自己の計算による受渡しを行う場合は(3)、委託者の計算による受渡しを行う場合は(2)を除く。）を当該受渡しの相手方である市場取引参加者又は受託取引参加者に通知しなければならない。
  - (1) 名称
  - (2) 事務所の所在地及び連絡先
  - (3) 委託者の名称、委託者の事務所の所在地及び連絡先
  - (4) 受渡数量、受渡場所及び受渡日
- ・受託取引参加者は、当該通知を受けたときは、遅滞なくその内容を委託者に通知しなければならない。
- ・市場取引参加者又は受託取引参加者は、自己（自己の計算による受渡しを行う場合に限る。）又は委託者が通知の内容を確認したことを証する書面（以下「軽油受渡当事者確認

書」という。)を TOCOM に提出しなければならない。

- ・委託に基づき受渡を行う受託取引参加者は、委託を受けるに当たり、あらかじめ、元売業者、軽油現受渡業者、販売業者及び需要家から、業務規程第 60 条に定める内容を通知することについて同意する旨の書面の提出を受け、これを遅滞なく TOCOM に提出しなければならない。ただし、委託者が取引参加者である場合は、この限りでない。

### ②軽油の受渡しに係る軽油引取税

軽油の受渡しについては、以下のいずれにも該当しないものにより行うものとする。

- (1) 既に軽油引取税を課された軽油
- (2) 地方税法第 144 条の 21 (同法附則第 12 条の 2 の 7 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)に定める軽油

### ③軽油の受渡しに係る上限数量等

- ・以下の者の受渡しに係る上限数量は、次の受渡単位当たりの数量とする。

(1) 元売業者 各限月につき 500 枚

(2) 軽油現受渡業者

イ 資本金 5,000 万円以上又は常時使用する従業員が 50 名以上の者  
各限月につき 100 枚

ロ 資本金 5,000 万円未満かつ常時使用する従業員が 50 名未満の者  
各限月につき 3 枚

- ・次の者が受方のときは、受渡しに係る上限数量は、次の受渡単位当たりの数量とする。

(1) 販売業者 各限月につき 3 枚

(2) 需要家 各限月につき 100 枚

- ・軽油現受渡業者は、委託により受渡しによる決済を行おうとするときは、当該委託者を TOCOM に軽油現受渡業者として登録した受託取引参加者に委託をしなければならない。ただし、取引参加者たる軽油現受渡業者にあつては、この限りでない。

## 【石油 軽油現受渡業者の登録方法】

## ①登録の申請

- ・取引参加者は、軽油現受渡業者となろうとするときは、その旨を TOCOM へ登録しなければならない。取引参加者は、当該登録を行った後でなければ、軽油現受渡業者として他の受託取引参加者に受渡しを委託することができない。
- ・受託取引参加者は、委託に基づき軽油の受渡しを行おうとするときは、当該委託者を軽油現受渡業者として TOCOM へ登録しなければならない。ただし、既に登録されている取引参加者から委託を受けるときは、この限りでない。
- ・当該登録（登録の更新を含む。以下同じ。）を行おうとする取引参加者は、次に定める内容を記載した登録申請書を TOCOM に提出しなければならない。
  - (1) 名称（委託者の名称）
  - (2) 代表者名、事務所の所在地及び連絡先
  - (3) 資本金の額又は出資の総額
  - (4) 常時使用する従業員の数
- ・取引参加者は、登録申請書に次の書類を添付しなければならない。
  - (1) 登録申請書に記載された者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 144 条第 1 項第 3 号に規定する「特約業者」であり、かつ、同法第 144 条の 15 第 3 項に規定する「登録特別徴収義務者」である者であることを証する書面
  - (2) 登録申請書に記載された者が地方税法第 144 条の 15 第 2 項の規定による登録を受けた都道府県の一覧表
  - (3) 登録申請書に記載された者が TOCOM の諸規程、指示等に従うことを約する書面
  - (4) 登録申請書に記載された者が次のいずれか一に該当するに至ったときは、その旨を直ちに委託先である受託取引参加者に通知する旨を約する書面
    - イ 第 3 条第 1 号に定める事項に変更があったとき
    - ロ 地方税法第 144 条第 1 項第 3 号に規定する「特約業者」の資格を喪失したとき
    - ハ 地方税法第 144 条の 15 第 3 項に規定する「登録特別徴収義務者」の資格を喪失したとき
  - (5) その他 TOCOM が必要と認めた書類
- ・登録申請書に記載された者が、小規模事業者該当する場合には、1 年ごとに登録の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。登録の更新の申請は、登録の有効期間満了日の 20 日前（休業日にあたる場合は順次繰り上げる。）までに行わなければならない。

## ②登録の承認等

TOCOM は、①の登録申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果適当と認めるときは、登録の申請を行った取引参加者に対し、当該登録申請書に記載された者を軽油現受渡業者として登録した旨、書面をもって通知するとともに、TOCOM に備える登録原簿に次の事項を登録する。

- (1) 軽油現受渡業者の氏名、代表者名及び事務所の所在地
- (2) 登録申請を行った（委託先）受託取引参加者名
- (3) 登録年月日及び登録承認番号

## ③登録の拒否

TOCOM は、登録申請書の提出があった場合において、当該登録申請書に記載された者が⑤の一に該当するとき、登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき、又は当該登録申請書に記載された者が既に登録されている場合には、その登録を拒否するものとする。

## ④届出事項

- ・軽油現受渡業者としての登録を受けた取引参加者は、①の4項目(4)イからハのいずれか一の事由に該当するに至ったときは、直ちにその旨を TOCOM に届け出なければならない。
- ・受託取引参加者は、①の4項目(4)に定める書面に基づく軽油現受渡業者からの通知を受けたときは、直ちにその旨を TOCOM に届け出なければならない。

## ⑤登録の取消し

- ・TOCOM は、軽油現受渡業者が次に掲げる事項に該当したときは、当該軽油現受渡業者に係る登録を取消すものとする。
  - (1) TOCOM の諸規程、指示等に従わないとき
  - (2) 地方税法第 144 条第 1 項第 3 号に規定する「特約業者」の資格を喪失したとき
  - (3) 地方税法第 144 条の 15 第 3 項に規定する「登録特別徴収義務者」の資格を喪失したとき
  - (4) その他、軽油現受渡業者として TOCOM が適当でないと認めたとき
- ・前項各号の規定に基づき、登録を取消された者は、取消の日から 5 年間は再登録ができない。

## ⑥登録の抹消

- ・TOCOM は、次に該当する場合には、その登録を抹消するものとする。
  - (1) 軽油現受渡業者である取引参加者又は軽油現受渡業者の委託先となった受託取引参加者から当該軽油現受渡業者の登録を抹消したい旨の書面の提出があった場合であって、その

理由が妥当であると認められるとき

(2) ⑤により登録を取り消したとき

- TOCOM は、登録の抹消を行った場合には、その旨を当該取引参加者又は受託取引参加者に通知するものとする。



## 【農産物 格付表】

農産物市場における各商品の格付表は、次のとおりとする。

・ 農産物市場（一般大豆）

サイロ保管品 1,000kg につき

標 準 品	受 渡 供 用 品	
	銘 柄	格 差
アメリカ合衆国産黄大豆未選品 アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 No 2  （出港地がアメリカ合衆国又はカナダのものであって、遺伝子組換え大豆を分別又は不分別のもの）	アメリカ合衆国産黄大豆未選品 アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 No 1  （出港地がアメリカ合衆国又はカナダのものであって、遺伝子組換え大豆を分別又は不分別のもの）	同 格

備考)

1. 供用期限は、積来本船の入港日の属する月を含む6か月以内のもの
2. 受渡供用品の要件
  - (1) 遺伝子組換え又は遺伝子組換え不分別の大豆であるもの
  - (2) アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 No. 2 以上のものとして輸出され、アメリカ合衆国産黄大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、水分が14%以下のもの
  - (3) 通関を済ませ、かつ、植物防疫法並びに食品衛生法に抵触しないもの
  - (4) サイロに保管されているもの
  - (5) OSE の特定した輸入業者が輸入し、OSE の認定した業者が倉荷証券上の寄託者となるもの

- (6) 出港地がカナダであるアメリカ合衆国産黄大豆にあつては、アメリカ合衆国産である旨の原産地証明書の添付があるもの
- (7) 食品表示法に規定する食品に該当するもの
- 3. 植物防疫所の指示による菌核除去の作業のみを行なったものは、これを未選品として、受渡しに供用することができる
- 4. 次の各号の一に該当するものは、受渡しに供用することができない。
  - (1) 黄色種以外の特殊大豆
  - (2) 倉荷証券に本船名、入港年月日を単独で記載できないもの
  - (3) 陸揚港の異なるものおよび陸揚港不明のもの
  - (4) 過去に出庫歴のあるもの（ただし、指定倉庫業者の都合による同一倉所内で倉替えしたものを除く）

・ 農産物市場（小豆）

<2022年11月限～2023年10月限 適用>

30 kgにつき

標準品	受 渡 供 用 品							
	産地・品種銘柄	格			差			
		令和4年産（2022年産）			令和3年産（2021年産）			
		1等	2等	3等	1等	2等	供用期限	
令和4年産 北海道産 検査規格一般小豆 （普通小豆）2等合格 品 （正味30kg紙袋入）	国内産小豆 検査規格一般小豆	北海道産（普通）小豆	格上 500円		格下 3,500円	格下 500円	格下 1,000円	2022年 12月限まで
	豆 （正味30kg紙袋入）	北海道産大納言小豆	格上 500円	同 格				
	外国産赤小豆 （正味30kg紙袋入）	中華人民共和国産天津赤小豆	格下 10,000円			格下 11,000円		2022年 12月限まで
		中華人民共和国産東北赤小豆	格下 10,000円			格下 11,000円		
		カナダ産赤小豆	格下 9,000円			格下 10,000円		

備考)

1. 受渡品故障申立て（品質のみ）の値引限度額は、30kgにつき500円とする。
2. 供用期間は、本表に特に定めのあるもののほか2023年10月限までとする。
3. 令和5年産の北海道産（普通）小豆および北海道産大納言小豆は2023年10月限より、本表の格差と同格で供用できる。
4. 中華人民共和国産赤小豆の区分（省）は以下のとおりとする。
  - (1) 天津赤小豆：河北省、山東省、陝西省又は山西省のいずれかを生産地とするもの
  - (2) 東北赤小豆：黒龍江省、吉林省、遼寧省又は内蒙古自治区のいずれかを生産地とするもの

5. 外国産赤小豆の受渡供用条件

- (1) 通関を済ませ（輸入許可前引取りの承認を受けた場合を含む。）、かつ、植物防疫法並びに食品衛生法に抵触しないもの
- (2) 生産国内の港から積出されたもの
- (3) OSE の指定した機関により所要事項を記載した票箋が貼付されているもの
- (4) 農産物規格規程に定める紙袋又はこれに準ずる紙袋に国内で詰替えられ、1袋の量目が正味 30kg のもの
- (5) 一般流通品以上の品位を有するもの

6. 1受渡単位は、産地、品種銘柄、等級ごとに、正味 30kg 紙袋入りの 80 袋とする。

7. 次の各号の一に該当するものは、受渡しに供用することができない。

- (1) 赤小豆以外の特殊小豆
- (2) 国内産小豆であって1受渡単位に異なる集荷業者が調整するものを混入するもの
- (3) 外国産赤小豆であって国内でみがいたもの
- (4) 外国産赤小豆であって北海道に所在する指定倉庫のもの

8. 貨物運送運賃は次のとおりとする。

- (1) 北海道に所在する指定倉庫において受渡しを行う場合は、1枚につき 40,000 円
- (2) 北海道及び東京都特別区以外の地域に所在する指定倉庫において受渡しを行う場合は、1枚につき 5,000 円。ただし、外国産赤小豆にあつては貨物運送運賃を徴収しない。

<2023年11月限～2024年10月限 適用>

30 kgにつき

標準品	受 渡 供 用 品							
	産地・品種銘柄	格			差			
		令和5年産(2023年産)			令和4年産(2022年産)			
		1等	2等	3等	1等	2等	供用期限	
令和5年産 北海道産 検査規格一般小豆 (普通小豆) 2等合格 品 (正味30kg紙袋入)	国内産小豆 検査規格一般小豆 (正味30kg紙袋入)	北海道産(普通)小豆	格上 500円		格下 3,500円	格下 500円	格下 1,000円	2023年 12月限まで
		北海道産大納言小豆	格上 500円	同 格				
	外国産赤小豆 (正味30kg紙袋入)	中華人民共和国産天津赤小豆	格下 10,000円			格下 11,000円		2023年 12月限まで
		中華人民共和国産東北赤小豆	格下 10,000円			格下 11,000円		
		カナダ産赤小豆	格下 9,000円			格下 10,000円		

備考)

- 受渡品故障申立て(品質のみ)の値引限度額は、30kgにつき500円とする。
- 供用期間は、本表に特に定めのあるもののほか2024年10月限までとする。
- 令和6年産の北海道産(普通)小豆および北海道産大納言小豆は2024年10月限より、本表の格差と同格で供用できる。
- 中華人民共和国産赤小豆の区分(省)は以下のとおりとする。
  - 天津赤小豆: 河北省、山東省、陝西省又は山西省のいずれかを生産地とするもの
  - 東北赤小豆: 黒龍江省、吉林省、遼寧省又は内蒙古自治区のいずれかを生産地とするもの
- 外国産赤小豆の受渡供用条件
  - 通関を済ませ(輸入許可前引取りの承認を受けた場合を含む。)、かつ、植物防疫法並びに食品衛生法に抵触しないもの

- (2) 生産国内の港から積出されたもの
  - (3) OSE の指定した機関により所要事項を記載した票箋が貼付されているもの
  - (4) 農産物規格規程に定める紙袋又はこれに準ずる紙袋に国内で詰替えられ、1袋の量目が正味 30kg のもの
  - (5) 一般流通品以上の品位を有するもの
6. 1 受渡単位は、産地、品種銘柄、等級ごとに、正味 30kg 紙袋入りの 80 袋とする。
7. 次の各号の一に該当するものは、受渡しに供用することができない。
- (1) 赤小豆以外の特殊小豆
  - (2) 国内産小豆であって 1 受渡単位に異なる集荷業者が調整するものを混入するもの
  - (3) 外国産赤小豆であって国内でみがいたもの
  - (4) 外国産赤小豆であって北海道に所在する指定倉庫のもの
8. 貨物運送運賃は次のとおりとする。
- (1) 北海道に所在する指定倉庫において受渡しを行う場合は、1 枚につき 40,000 円
  - (2) 北海道及び東京都特別区以外の地域に所在する指定倉庫において受渡しを行う場合は、1 枚につき 5,000 円。ただし、外国産赤小豆にあつては貨物運送運賃を徴収しない。

・ 農産物市場（とうもろこし）

1,000 kgにつき

標 準 品	供 用 品	
	銘 柄	格 差
アメリカ合衆国産黄とうもろこし アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 No.3	アメリカ合衆国産黄とうもろこし アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 No. 1	同 格
	アメリカ合衆国産黄とうもろこし アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 No. 2	同 格

備考)

1. 供用期間は、OSE が変更するまでとする。
2. 受渡しに供用するものは、次の要件を満たしたものに限る。
  - (1) 船荷証券、本船荷渡指図書又は荷渡指図書にアメリカ合衆国産黄とうもろこしである旨が表示されているもの
  - (2) 産地から船積みされ、直接日本の港に到着したものであって、荷受渡港において積来本船から艀内渡しされる未通関のバラ積みのもの
  - (3) 海上運賃及び海上保険料は、渡方が負担したもの
  - (4) 「反すう動物用飼料への動物由来たん白質混入防止に関するガイドライン」（平成 15 年 9 月 16 日付農林水産省消費・安全局長通知）に基づき A 飼料として、OSE が特定した業者が輸入したもの
  - (5) 品位は、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 No.3 以上、水分 15%以下で輸出されたもので、送り状（Invoice）等により確認できるもの
  - (6) 産地を正常無事故の状態で見出されたものであって、植物防疫法に抵触することなく、かつ、雨淡水濡れ、汗濡れ、海水濡れ、カビ損、高温障害等の事故品を取り除いたもの

<sup>i</sup> 各商品の格付表は、OSE が必要と認めた場合は変更することができる。

## 【農産物市場の特定業者及び認定業者】

OSE が農産物市場において特定及び認定する業者は、以下のとおりとする。<sup>1</sup>

### 農産物市場（一般大豆）

- ・ 特定業者

伊藤忠商事株式会社、カーギルジャパン合同会社、兼松株式会社、三幸食品株式会社、住友商事株式会社、全国農業協同組合連合会、双日株式会社、太洋物産株式会社、東邦物産株式会社、豊田通商株式会社、丸紅株式会社、三井物産株式会社、三菱商事株式会社、株式会社ミルトン、株式会社ヴォークス・トレーディング

- ・ 認定業者

伊藤忠商事株式会社、カーギルジャパン合同会社、兼松株式会社、互明商事株式会社、三幸食品株式会社、丸市株式会社、丸紅株式会社

### 農産物市場（とうもろこし）

- ・ 特定業者

伊藤忠商事株式会社、カーギルジャパン合同会社、兼松株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、豊田通商株式会社、丸紅株式会社、三井物産株式会社、三菱商事株式会社、株式会社ヴォークス・トレーディング

---

<sup>1</sup> OSE が必要と認めた場合は、適宜、追加・削除を行うものとする。



## 【農産物 外国産赤小豆の票箋貼付及び品位基準について】

農産物市場（小豆）の外国産赤小豆における票箋貼付及び品位基準については、以下のとおりとする。

1. 外国産赤小豆における票箋貼付は、次のとおりとする。

- (1) OSE が指定する票箋貼付の機関は、一般財団法人日本穀物検定協会、一般社団法人日本海事検定協会及び指定倉庫とする。
- (2) 票箋貼付の申込みは、荷口の荷主が随時上記の実施機関に対して行うものとする。
- (3) 上記による申込みを受けた実施機関は、当該荷口につき原産地証明書、船荷証券又はインボイス等の書類により確認するものとする。
- (4) 票箋は、実施機関の責任において確認した当該荷口に対し、次に定める所要事項を印刷したものを毎個に貼付するものとし、その方法はシール貼付によるものとする。
- (5) 票箋の記載事項及び様式は、次のとおりとする。

## イ 記載事項

産年、産国名（中華人民共和国産赤小豆にあつては、このほか天津又は東北の別）、品名、積出港、量目（正味 30 kg）、貼付年月日、倉庫略名及び所在地、票箋貼付機関名

## ロ 様式

票箋の大きさは、原則として、12 cm×6 cmとし、ラベルシート A 4 判 6 面を使用する。また、活字は 10.5 ポイント以上、色は黒とする。

## 《印刷記載例》

カナダ産赤小豆

産年	〇〇〇〇年産	6cm
産国名・品名	カナダ産赤小豆	
積出港	バンクーバー	
量目	正味 30kg	
貼付年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
倉庫名及び所在地	〇〇倉庫 横浜 大黒	
貼付機関名	〇〇検定協会 〇〇支部	
12cm		

中華人民共和国産赤小豆

産年	〇〇〇〇年産	6cm
産国名・品名	中華人民共和国産天津赤小豆	
積出港	天津港	
量目	正味 30kg	
貼付年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
倉庫名及び所在地	〇〇倉庫 横浜 本牧	
貼付機関名	〇〇倉庫 横浜 本牧	
12cm		

- (6) 票箋貼付済のものは、他の荷口と別ハイとして保管するものとする。  
 (7) 票箋貼付に要する諸経費は、荷主が負担するものとする。

2. 外国産赤小豆の品位基準は、次のとおりとする。

(1) 中華人民共和国産赤小豆

- イ 水分：16.0%以内
- ロ 夾雑物：1.0%以内
- ハ 不完全粒及び夾雑物の合計：10.0%以内
- ニ 形質：一般流通品以上
- ホ 完全粒：90.0%以上

(2) カナダ産赤小豆

- イ 水分：16.0%以内
- ロ 夾雑物：1.0%以内
- ハ 不完全粒及び夾雑物の合計：2.0%以内
- ニ 形質：一般流通品以上
- ホ 完全粒：98.0%以上

(3) 品位基準における用語の定義は次のとおりとする。

- イ 完全粒は、産地固有の粒形及び色沢を有する成熟粒（中華人民共和国産赤小豆にあつては直径4.5ミリメートルの丸目ふるいの上に残る粒、カナダ産赤小豆にあつては9スロット（64分の9インチ）の縦目ふるいの上に残る粒）で、不完全粒及び夾雑物を除いた粒をいう。
- ロ 形質は、皮部の厚薄、充実度、粒形、色沢、粒ぞろい等をいう。
- ハ 不完全粒は、被害粒（病害粒、虫害粒、変質粒、欠損粒、皮切れ粒等）、未熟粒及び異色粒をいう。
- ニ 夾雑物は、異種穀粒及び異物をいう。

## 【農産物・受渡場所】

2023年10月1日現在

## 1. 小豆

※北海道及び東京都特別区以外の地域所在の倉庫における受渡しについては、貨物運送運賃を適用する。ただし、外国産赤小豆にあつては適用しない。

〔東京都〕	6社6倉庫
乾汽船(株)	平和島倉庫
岩崎倉庫(株)	北立川倉庫 ※運賃格差額 5,000円/1枚
川西倉庫(株)	大井営業所倉庫
東京食料センター(株)	辰巳倉庫
東京倉庫運輸(株)	五色橋倉庫
三井倉庫(株)	東京港事務所(青海)

〔神奈川県〕	13社22倉庫	運賃格差額 5,000円/枚
乾汽船(株)	大黒埠頭倉庫	
F-LINE(株)	大黒埠頭倉庫	
(株)上組	本牧埠頭倉庫、南本牧物流センター、大黒埠頭倉庫	
川西倉庫(株)	本牧営業所倉庫、大黒営業所倉庫	
国際埠頭(株)	豊浦倉庫	
鈴江コーポレーション(株)	大黒埠頭倉庫営業所	
中外倉庫運輸(株)	子安営業所、本牧営業所、大黒埠頭第二営業所	
(株)日新	本牧東倉庫、新興倉庫	
富士倉庫(株)	本牧埠頭A突事業所、本牧埠頭B突事業所、新山下第2事業所、大黒埠頭事業所	
三井倉庫(株)	千若倉庫	

三菱倉庫(株)	本牧倉庫
(株)八楠	大黒埠頭倉庫営業所
横浜倉庫(株)	鈴繁埠頭営業所

<b>〔北海道〕</b>	<b>3社3倉庫</b>	<b>運賃格差額 40,000円/枚</b>
(株)梶原倉庫	帯広1号倉庫	
北菱産業埠頭(株)	札幌倉庫課、石狩倉庫課	
豆の国十勝協同組合	共同倉庫(帯広)	

## 2. 一般大豆

<b>〔千葉県〕</b>	<b>2社2倉庫</b>
千葉グリーンセンター(株)	(新港)
日本サイロ(株)	千葉事業所

<b>〔茨城県〕</b>	<b>3社3倉庫</b>
(株)上組	鹿島支店
昭和産業(株)	鹿島工場
全農サイロ(株)	鹿島支店

<b>〔神奈川県〕</b>	<b>4社4倉庫</b>
国際埠頭(株)	豊浦倉庫
東洋埠頭(株)	川崎支店
日清物流(株)	磯子サイロセンター
横浜倉庫(株)	鈴繁埠頭営業所

### 3. とうもろこし

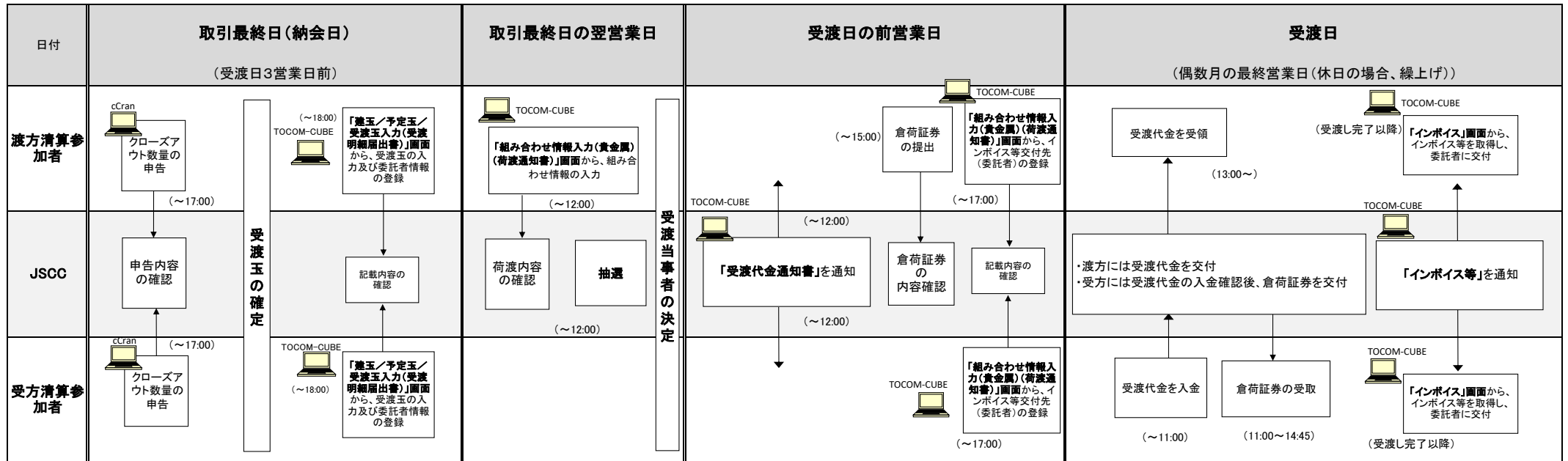
〔神奈川県 横浜港〕		2社2埠頭
国際埠頭(株)	(豊浦)	
日清物流(株)	磯子事業所	

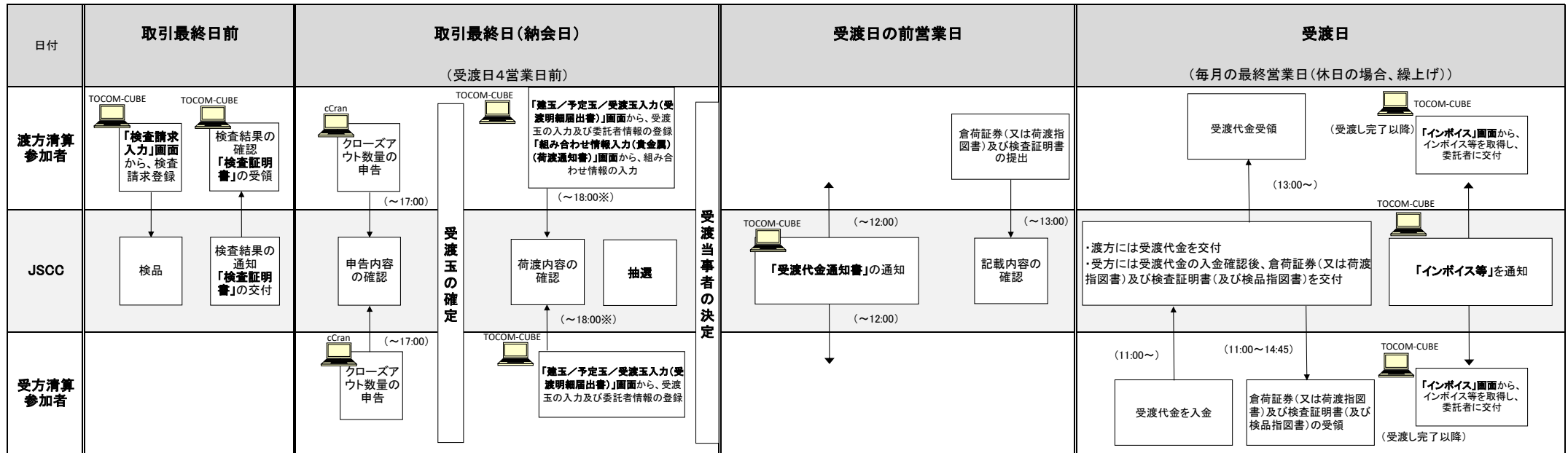
〔神奈川県 川崎港〕		1社1埠頭
東洋埠頭(株)	川崎支店	

〔千葉県 千葉港〕		3社3埠頭
千葉共同サイロ(株)	(新港)	
千葉グレーンセンター(株)	COバース	
日本サイロ(株)	千葉事業所	

〔茨城県 鹿島港〕		2社2埠頭
昭和産業(株)	鹿島工場	
全農サイロ(株)	鹿島支店	

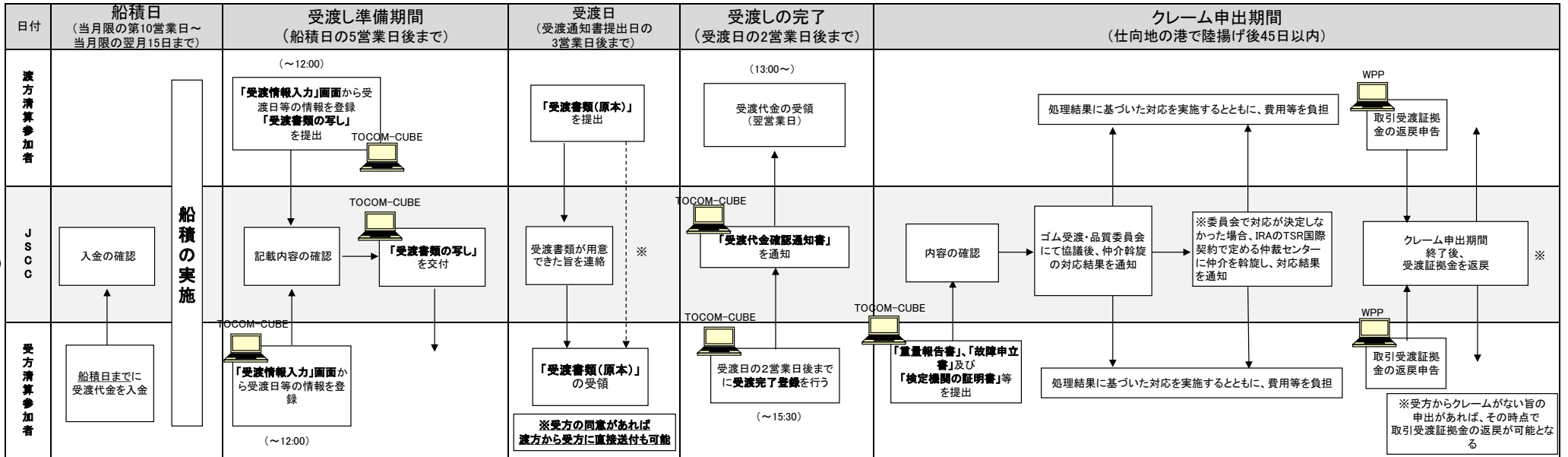
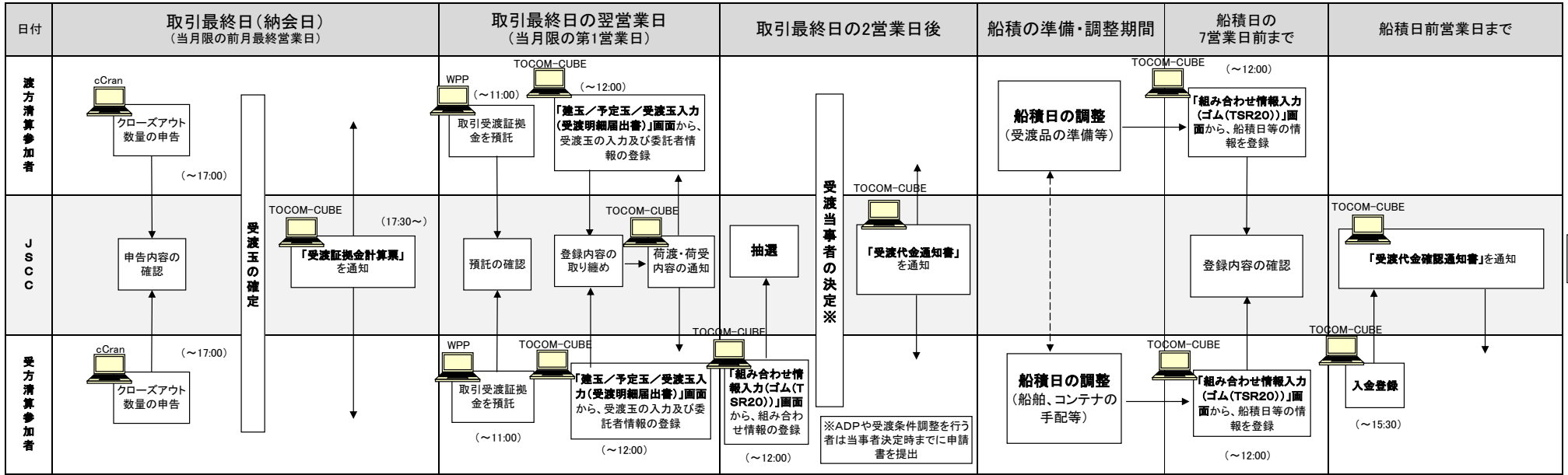
以上



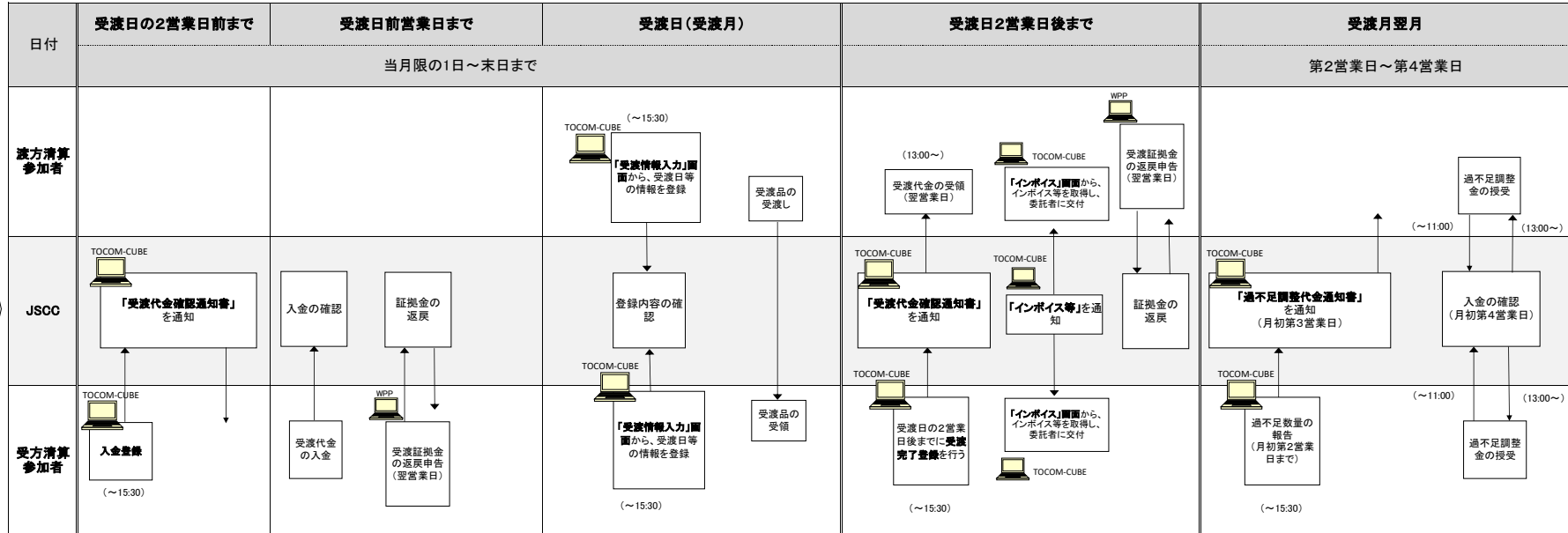
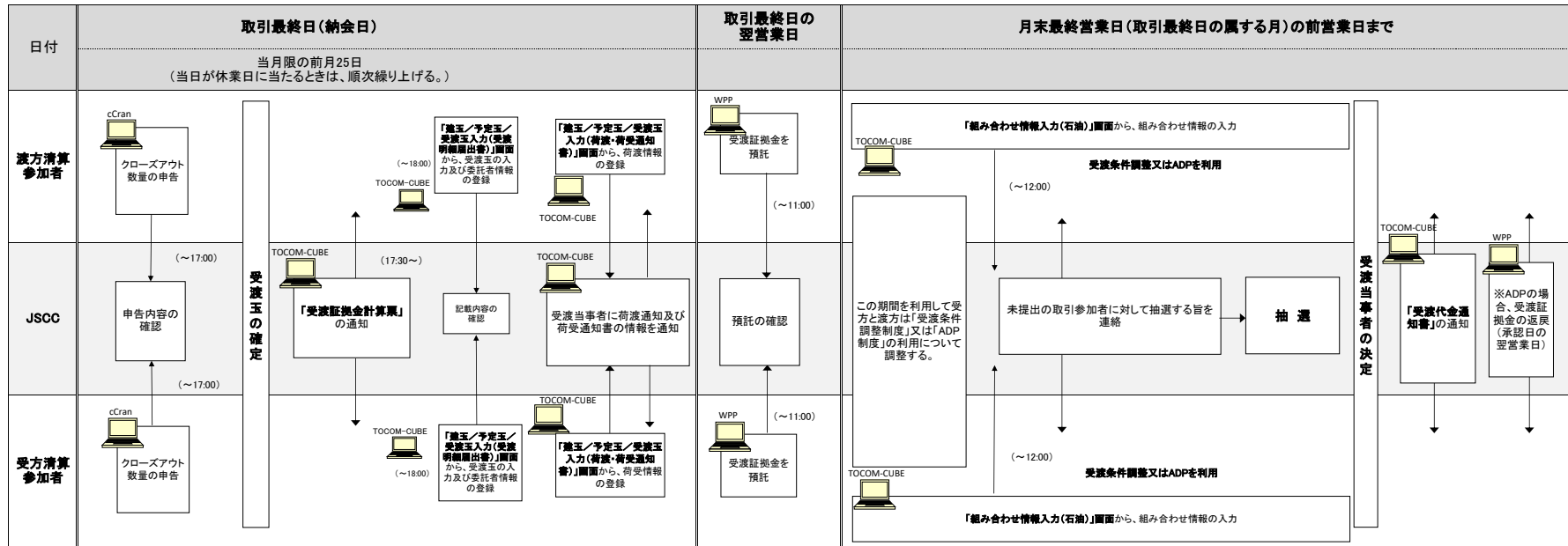


※当該時限を過ぎる場合には、クリアリング機構に事前連絡し、取引最終日翌営業日の13時まで登録を完了させること。

ゴム(TSR20) 基本受渡しの流れ

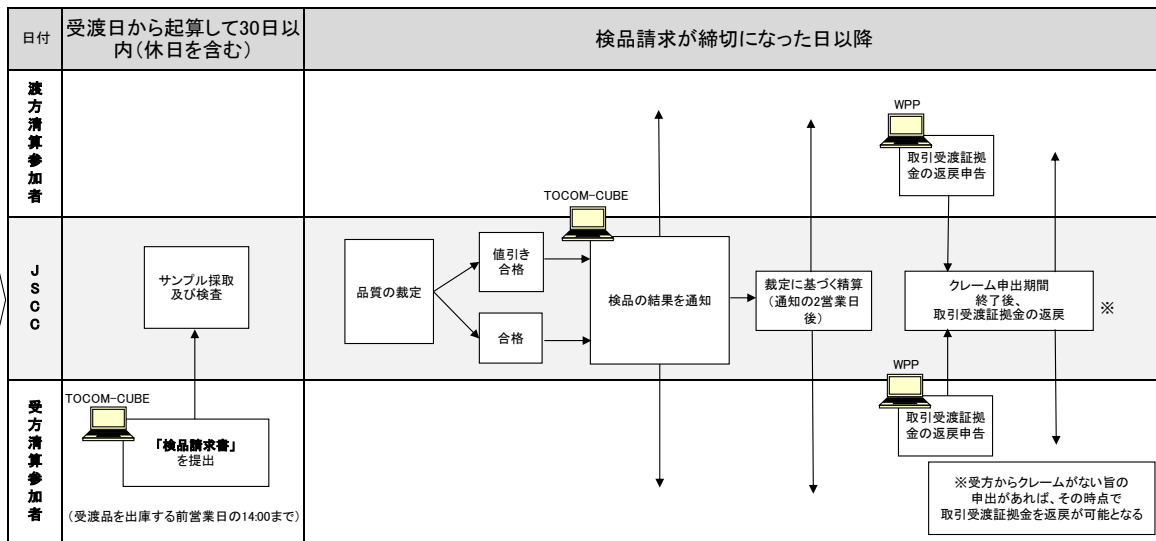
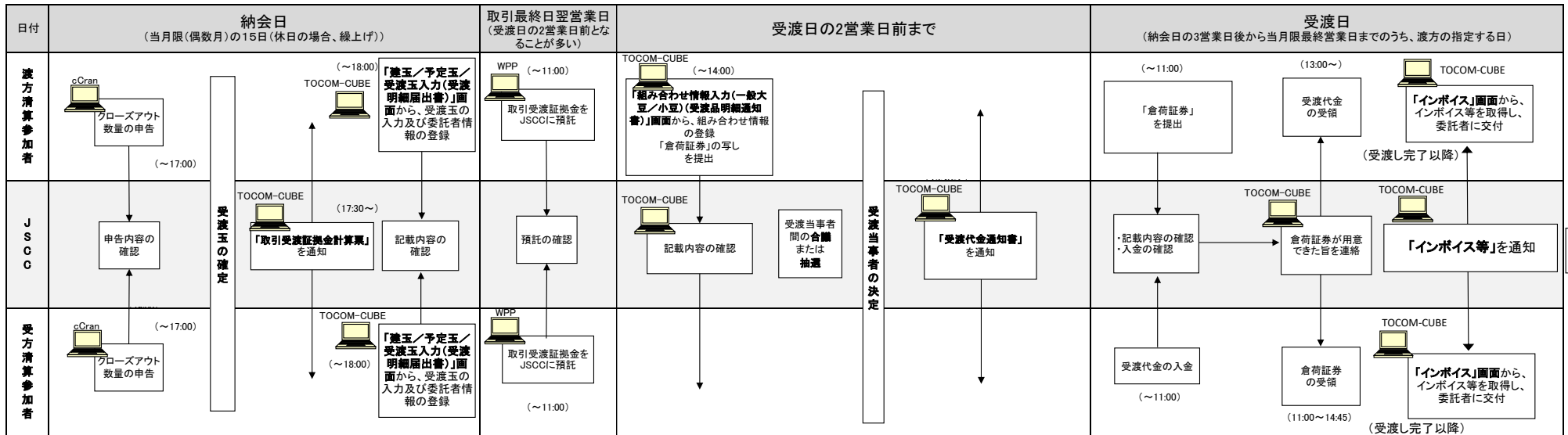


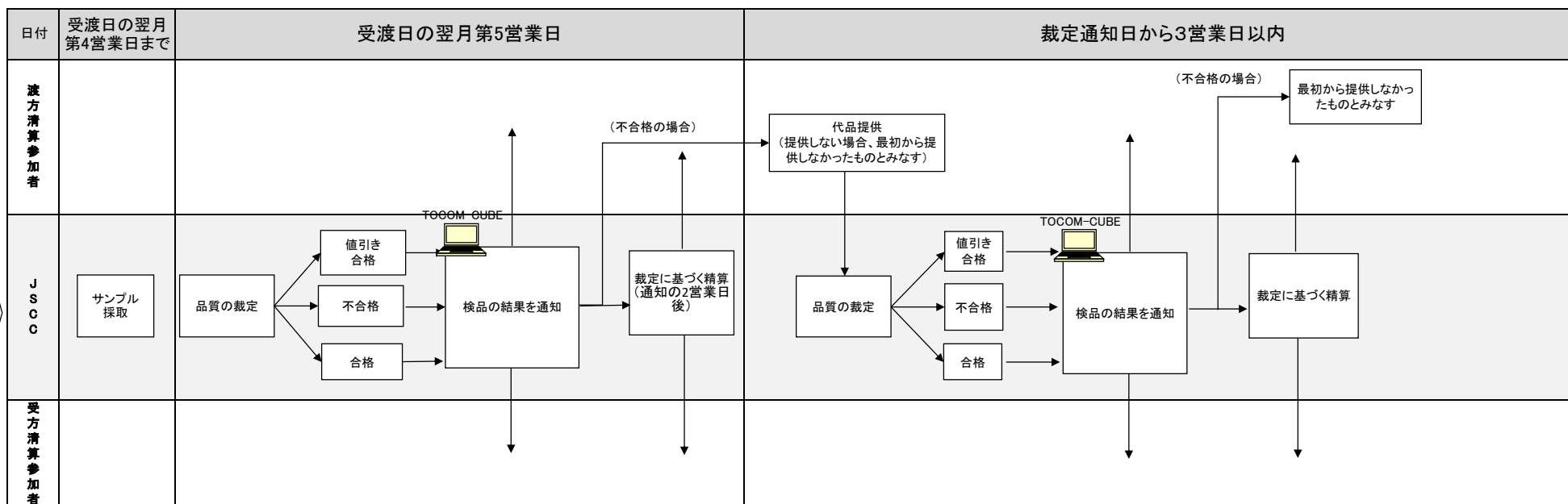
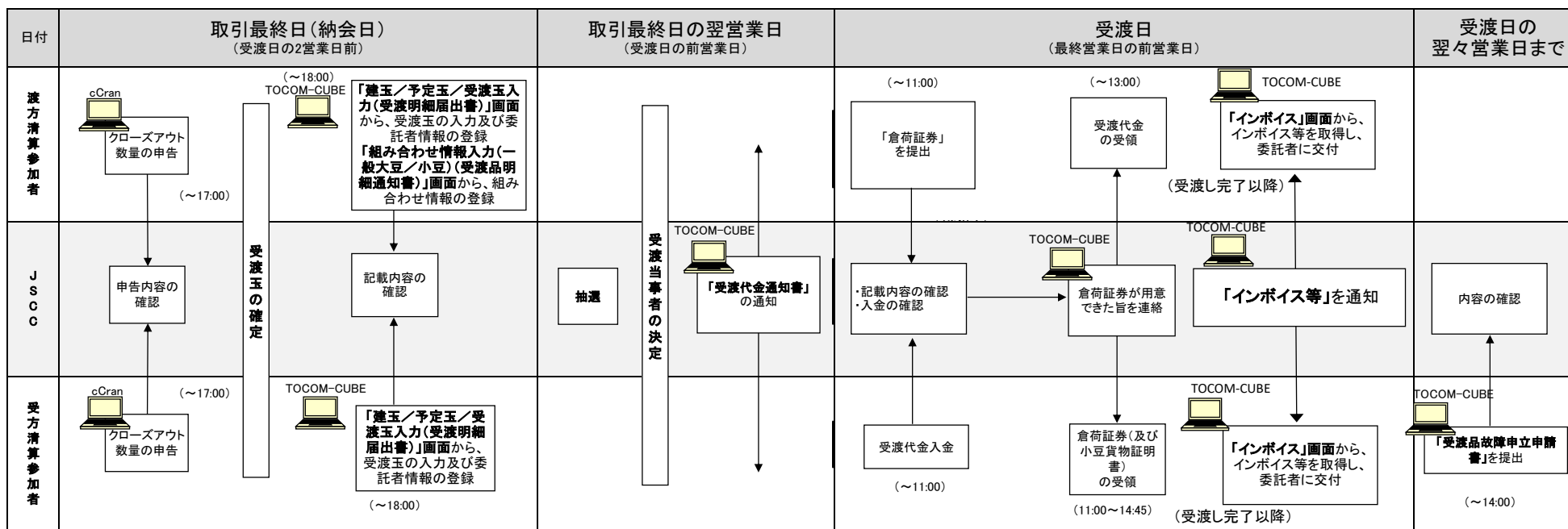


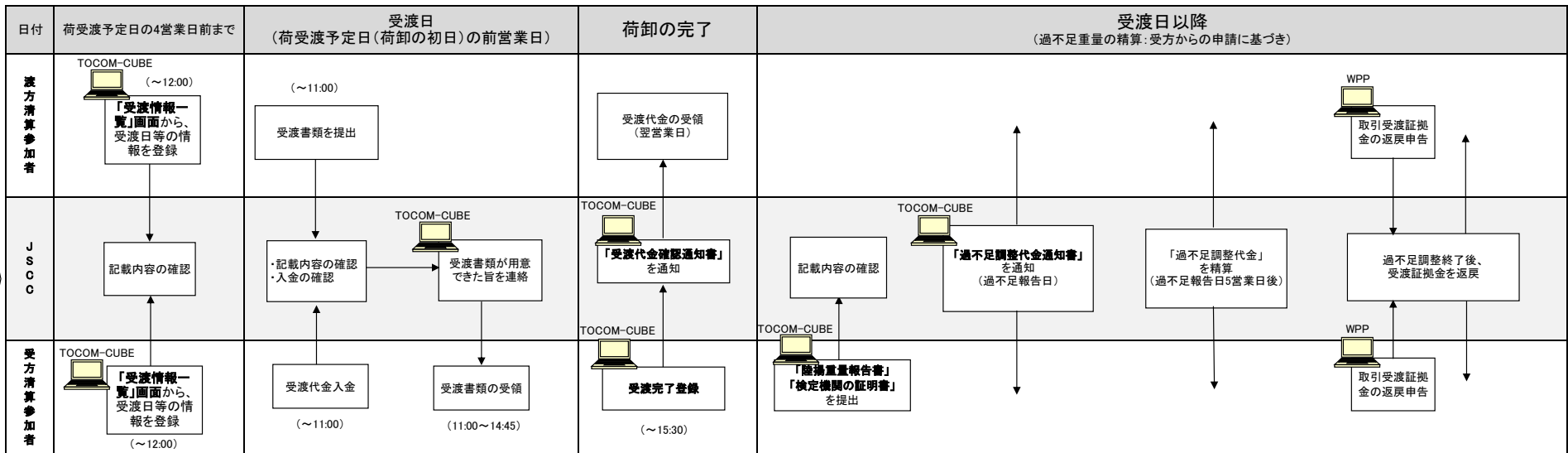
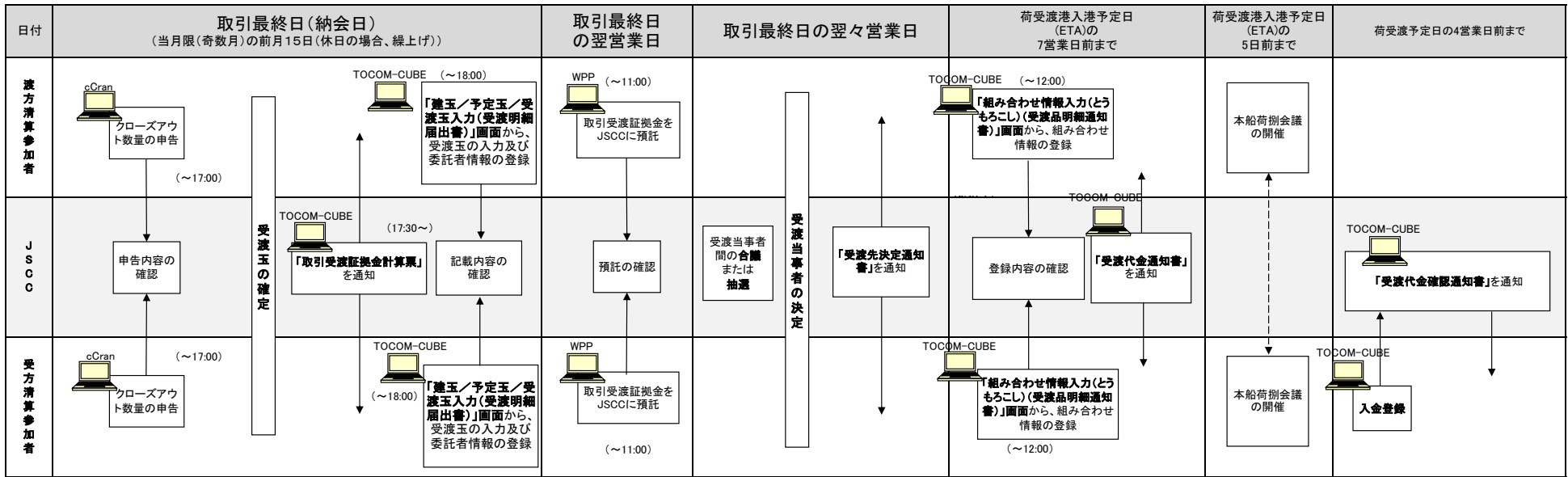


(参考) 1. 基本受渡しにおいて受渡日は原則的に受方に選択権がある  
2. 基本受渡しにおいて受渡場所は渡方に選択権がある

※ADPの場合、受渡しは取引所を経由せず、受渡当事者間で行う







## 商品先物取引の受渡決済に係る受渡代金の算出式

## 【貴金属・ゴム（RSS3）・一般大豆・小豆の場合】

$$\text{受渡玉1枚あたりの受渡代金（税込み）} = \text{受渡玉1枚あたりの受渡代金（税抜き）} + \text{消費税・地方消費税} \quad \dots (1)$$

$$\text{受渡玉1枚あたりの受渡代金（税抜き）} = \text{受渡値段} \times \text{受渡単位の倍率} \quad \dots (2)$$

## 【ゴム（TSR20）・石油・とうもろこしの場合】

$$\text{受渡代金（税込み）} = \text{受渡代金（税抜き）} + \text{消費税・地方消費税}^1 \quad \dots (3)$$

$$\text{受渡代金（税抜き）} = \text{受渡値段} \times \left( \text{受渡数量} / \text{呼値} \right)^2 \quad \dots (4)$$

（注1）円位未満の端数が生じた場合は、各計算の都度切り捨てる。

（注2）貴金属、ゴム（RSS3）、一般大豆及び小豆の受渡代金（税込み）は、式（1）の受渡玉1枚あたりの受渡代金（税込み）を、受渡玉の枚数分合算した金額とする。

（注3）受渡値段は、原則としてクリアリング機構が定める当月限の最終清算値段とする。ただし、早受渡しについては、受渡品の渡方又は受方が決定した日の当月限（貴金属の場合、1番限月）の清算値段とし、申告受渡については、申告受渡の申し出がクリアリング機構により承認された日の当月限（貴金属、ゴム（RSS3及びTSR20）の場合、1番限月）の清算値段とする。また、貴金属における希望受渡しについては、成立日の清算値段とし、石油における希望受渡しについては、成立日の当月限の清算値段（ただし、前月限25日（休業日に当

<sup>1</sup> TSR20及びとうもろこしについては、未通関貨物のためゼロとする。

<sup>2</sup> TSR20については、重量単位(kg)に受渡枚数を乗じた値とする。

たる場合は順次繰り上げる。)の翌営業日から当該月末営業日までの間において2番限月で成立した場合は、当該限月の清算値段)とする。

(注4) 申告受渡において、OSEが定める受渡供用品以外の大豆を受渡しする場合、受渡値段について受渡当事者の合意があるときは、当該合意した値段を受渡値段とする。

(注5) 式(2)における受渡単位の倍率は、受渡単位を呼値で除した値とする。ただし、貴金属については受渡品の量目を呼値で除した値とする。

(注6) 軽油について軽油引取税が課される受渡しを行う場合、式(3)に受渡数量に応じた軽油引取税の税額分を加算した金額を受渡代金とする。

(注7) ガソリンについては、式(4)に受渡数量に応じた揮発油税及び地方揮発油税の税額分を加算した金額を受渡代金とする。

(注8) 受渡しに賦課される消費税及び地方消費税は、式(2)における受渡玉1枚あたりの受渡代金(税抜き)又は式(4)における受渡代金(税抜き)を課税標準として算出した金額とする。(円位未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。)

(注9) 消費税及び地方消費税について、一般大豆及び小豆に関しては軽減税率を適用する。

(注10) ゴム市場のうちRSS3及び農産物市場において標準品以外の受渡供用品の受渡しを行う場合は、式(2)又は式(4)の受渡値段から当該受渡供用品の格差を加減する。

(注11) 運賃格差が適用される受渡しを行う場合には、式(2)又は式(4)の受渡値段から当該運賃格差を加減する。ただし、小豆については式(1)の受渡玉1枚あたりの受渡代金(税込み)から運賃格差を加減した額とする。

## 商品先物取引の受渡決済に係る取引受渡証拠金の算出式

$$\text{取引受渡証拠金所要額} = 1 \text{枚あたりの取引受渡証拠金} \times \text{受渡未了枚数}$$

$$1 \text{枚あたりの取引受渡証拠金} = \text{受渡値段} \times \text{受渡単位の倍率} \times \text{料率}$$

(注1) 円位未満の端数が生じた場合は、各計算の都度切り捨てる。

(注2) 受渡値段は、原則としてクリアリング機構が定める当月限の最終清算値段とする。ただし、早受渡しについては、受渡品の渡方又は受方が決定した日の当月限の清算値段とし、申告受渡については、申告受渡の申し出がクリアリング機構により承認された日の当月限（貴金属、ゴム（RSS3及びTSR20）の場合、1番限月）の清算値段とする。なお、石油における希望受渡しについては、成立日の当月限の清算値段（ただし、前月限25日（休業日に当たる場合は順次繰り上げる。）の翌営業日から当該月末営業日までの間において2番限月で成立した場合は、当該限月の清算値段）とする。

(注3) 受渡単位の倍率は、受渡単位を呼値で除した値とする。

(注4) 受渡未了枚数は、受渡し完了していない受渡玉の枚数とする。

(注5) 石油の分割受渡しにおいて、受渡未了枚数は受渡が完了していない数量（単位はklとする。）を受渡単位で除した値とする。（円位未満の端数が生じた場合は、切り上げる。）

(注6) 料率については各商品により異なる。詳細は別紙3「取引受渡証拠金適用対象一覧」を参照。

**【基本受渡し以外の受渡制度を利用する場合の申出期間】**

基本受渡し以外の受渡制度を用いて商品先物取引の受渡決済を行おうとする場合は、以下に示す期間内において、指定市場開設者宛に各種申請書を提出すること。

**1. 貴金属****① 早受渡し**

- ・ 早受渡しにおいて相手方を求めようとするときは、当月限取引最終日の属する月の前月1日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、当月限取引最終日から起算して3営業日前に当たる日の14:30まで<sup>1</sup>に、早受渡申出書を提出すること。
- ・ 早受渡しの希望について応諾しようとするときは、早受渡しの申し出を行った取引参加者の指定する最終受渡期日<sup>2</sup>の前営業日までの毎営業日14:30までに、早受渡応諾書を提出すること。

**② 合意早受渡し／両建早受渡し**

- ・ 合意早受渡し又は両建早受渡しにより受渡しを行おうとするときは、当該合意早受渡日（当月限取引最終日の前営業日以前とする。）の前営業日の12:00までに、合意早受渡申出書又は両建早受渡申出書を提出すること。

**③ 申告受渡**

- ・ 申告受渡において相手方を求めようとするときは、当月限取引最終日が属する月の前月第1営業日から、最終申出期日（当月限取引最終日の2営業日前）の前営業日の14:30までに、申告受渡希望申請書を提出すること。
- ・ 相手方の決定後、申告受渡により受渡しを行おうとするときは、当月限取引最終日の2営業日前までの毎営業日14:30までに、申告受渡申請書を提出すること。ただし、受渡日の2営業日前の14:30までに提出すること。
- ・ 受渡日については、成立日の翌々営業日から当月限最終営業日までのうち、受渡当事者間で合意した日とする。

**④ 受渡条件調整**

---

<sup>1</sup> 早受渡し申出日の翌営業日を最終受渡期日にしようとするときは、当該申出日の12:00までに申し出なければならない。

<sup>2</sup> 当月限取引最終日の前営業日までとする。



- ・ 受渡条件調整により受渡しを行おうとするときは、当月限取引最終日の翌営業日の 15:00 までに、受渡条件調整通知書を提出すること。

#### ⑤ ADP

- ・ ADPにより受渡しを行おうとするときは、当月限取引最終日の日中立会終了時から、当月限取引最終日の翌営業日の 14:00 までに、ADP申請書及び合意書を提出すること。

#### ⑥ 希望受渡し

- ・ 希望受渡しにより受渡しを行おうとするときは、希望受渡しが成立した日の 15:30 までに、金限日取引の希望受渡しに係る通知書を提出すること。
- ・ 希望受渡しに係る受渡日は、当該取引が成立した日の翌々営業日とする。

## 2. RSS3

### ① 早受渡し

- ・ 早受渡しにおいて相手方を求めようとするときは、当月 1 日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、当月限取引最終日から起算して 3 営業日前に当たる日の 14:30 まで<sup>1</sup>に、早受渡申出書を提出すること。
- ・ 早受渡しの希望について応諾しようとするときは、早受渡しの申し出を行った取引参加者の指定する最終受渡期日<sup>2</sup>の前営業日までの毎営業日 14:30 までに、早受渡応諾書を提出すること。

### ② 合意早受渡し／両建早受渡し

- ・ 1. 貴金属 ②合意早受渡し／両建早受渡し と同様。

### ③ 申告受渡

- ・ 申告受渡において相手方を求めようとするときは、前月限取引最終日の翌営業日から最終申出期日（当月限取引最終日の 2 営業日前）の前営業日の 14:30 までに、申告受渡希望申請書を提出すること。
- ・ 相手方の決定後、申告受渡により受渡しを行おうとするときは、当月限取引最終日の 2 営業日前の毎営業日 14:30 までに、申告受渡申請書及び合意書を提出すること。ただし、受渡日の 2 営業日前の 14:30 までに提出すること。

### ④ 受渡条件調整

- ・ 受渡条件調整により受渡しを行おうとするときは当月限取引最終日の翌営業日

の 14:00 までに、受渡条件調整通知書及び合意書を提出すること。

⑤ ADP

- ・ 1. 貴金属 ⑤ADP と同様。

3. TSR20

① 申告受渡

- ・ 申告受渡において相手方を求めようとするときは、前月限取引最終日の翌営業日から最終申出期日(当月限取引最終日の2営業日前)の前営業日の14:30までに、申告受渡希望申請書を提出すること。
- ・ 相手方の決定後、申告受渡により受渡しを行おうとするときは、当月限取引最終日の2営業日前の毎営業日14:30までに、申告受渡申請書及び合意書を提出すること。ただし、船積日の2営業日前の14:30までに提出すること。

② 受渡条件調整

- ・ 受渡条件調整により受渡しを行おうとするときは、当月限取引最終日の2営業日後の14:00までに、受渡条件調整通知書及び合意書を提出すること。なお、受渡品の受渡し先が決定した後に申請する場合は、当該受渡しに係る船積日の3営業日後の12:00までに提出すること。

③ ADP

- ・ 3. TSR20 ②受渡条件調整 と同様。ただし、提出する申請書は、ADP申請書及び合意書とする。

4. 石油

① 申告受渡

- ・ 申告受渡において相手方を求めようとするときは、前月限取引最終日の翌営業日から最終申出期日(当月限取引最終日の2営業日前)の前営業日の14:30までに、申告受渡希望申請書を提出すること。
- ・ 相手方の決定後、申告受渡により受渡しを行おうとするときは、当月限取引最終日の2営業日前の毎営業日14:30までに、申告受渡申請書を提出すること。ただし、受渡日の2営業日前の14:30までに提出すること。

② 受渡条件調整

- ・ 受渡条件調整により受渡しを行おうとするときは、当月限取引最終日の属する月の最終営業日前営業日の 12:00 までに、受渡条件調整通知書を提出すること。なお、受渡品の受渡し先が決定した後に申請する場合は、当該決定した日の翌営業日の 15:30 までに提出すること。

### ③ ADP

- ・ 4. 石油 ②受渡条件調整 と同様<sup>3</sup>。ただし、提出する申請書は、ADP 申請書及び合意書とする。

### ④ 希望受渡し

- ・ 希望受渡しにおいて相手方を求めようとするときは、前月限 25 日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の翌営業日から、最終申出期日（当月限の末日の 2 営業日前）の前営業日の 14:30 までに、希望受渡希望申出書を提出すること。
- ・ 相手方の決定後、希望受渡しにより受渡しを行おうとするときは、当月限取引最終日の 2 営業日前の毎営業日 14:30 まで、希望受渡申請書を提出すること。ただし、受渡日の 2 営業日前の 14:30 までに提出すること。

## 5. 一般大豆

### ① 早受渡し

- ・ 早受渡しにおいて相手方を求めようとするときは、当月限取引最終日の属する月の最初の営業日から、当月限取引最終日から起算して 4 営業日前に当たる日の 14:30 までに、早受渡申出書を提出すること。
- ・ 早受渡しの希望について応諾しようとするときは、当該申し出を行った取引参加者の指定する最終受渡期日<sup>4</sup>の前営業日までの毎営業日 14:30 までに、早受渡応諾書を提出すること。

### ② 申告受渡

- ・ 申告受渡において相手方を求めようとするときは、当月限取引最終日が属する月の第 1 営業日から最終申出期日（当月限取引最終日の 2 営業日前）の前営業日の 14:30 までに、申告受渡希望申請書を提出すること。
- ・ 相手方の決定後、申告受渡により受渡しを行おうとするときは、当月限取引最終

---

<sup>3</sup> 受渡当事者間で合意したときは、当月限第 1 営業日から、当月限最終営業日の前営業日の 15:30 まで。この場合、当該受渡しにおいて受渡し完了していない数量の全てを申し出なければならない。

<sup>4</sup> 最終受渡期日の指定は、早受渡申出の日から 4 営業日以降の日（その日が当月限取引最終日の前営業日を超える場合は、当月限取引最終日の前営業日とする。）としなければならない。

日の2営業日前の毎営業日14:30までに、申告受渡申請書を提出すること。ただし、受渡日の前営業日の14:30までに提出すること。

③ 受渡条件調整

- ・ 受渡条件調整により受渡しを行おうとするときは、受渡品の受渡し先が決定したときから、当該合意した受渡日の前営業日14:30までに、受渡条件調整通知書を提出すること。

④ ADP

- ・ ADPにより受渡しを行おうとするときは、当月限取引最終日の日中立会終了時から、基本受渡しにおける受渡日の2営業日前に当たる日の14:00までに、ADP申請書及び合意書を提出すること。

6. 小豆

① 早受渡し

- ・ 早受渡しにおいて相手方を求めようとするときは、当月限の最初の営業日から、当月限取引最終日から起算して4営業日前に当たる日の14:30までに、早受渡申出書を提出すること。
- ・ 早受渡しの希望について応諾しようとするときは、当該申し出を行った取引参加者の指定する最終受渡期日<sup>4</sup>の前営業日までの毎営業日14:30までに、早受渡応諾書を提出すること。

② ADP

- ・ ADPにより受渡しを行おうとするときは、当月限取引最終日の日中立会終了時から、基本受渡しにおける受渡日の前営業日に当たる日の14:00までに、ADP申請書及び合意書を提出すること。

7. とうもろこし

① 早受渡し

- ・ 早受渡しにおいて相手方を求めようとするときは、当月限取引最終日の属する月の前月16日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、当月限取引最終日から起算して4営業日前に当たる日の14:30までに、早受渡申出書を提出すること。
- ・ 早受渡しの希望について応諾しようとするときは、当該申し出を行った取引参加

者の指定する最終応諾申出日<sup>5</sup>までの毎営業日 14:30 までに、早受渡応諾書を提出すること。

② ADP

- ・ ADPにより受渡しを行おうとするときは、当月限取引最終日の日中立会終了時から、当月限取引最終日の2営業日後に当たる日の14:00までに、ADP申請書及び合意書を提出すること。なお、受渡品の受渡し先が決定した後に申請する場合は、積来本船が当該荷受渡港に入港する予定日の7営業日前の12:00までに提出すること。

---

<sup>5</sup> 最終応諾申出日の指定は、早受渡申出の日から4営業日以降の日（その日が当月限取引最終日の2営業日前を超える場合は、当月限取引最終日の2営業日前とする。）としなければならない。

## 【受渡品の検品方法】

クリアリング機構は、受渡品の検品について、商品毎に以下のとおり行うものとする。

## 1. ゴム (RSS3)

## (1) 検品及び検量の方法

- ① 受渡品について、参加者から検品又は検量の請求があった場合、又は受渡品の故障の処理のため必要がある場合は、クリアリング機構が定める検査日にその受渡品の検品又は検量を行い、検査証明書を発行する。この場合において必要があると認めるときは、適当と認める第三者に委嘱して、検品又は検量を行わせることができる。 なお、既に検品又は検量を行った受渡品であって、その検査証明書の有効なものについては、検品又は検量を行わない。
- ② 検品及び検量の方法は、検査荷口ごとに次に掲げる梱数を摘出し、その摘出した梱につき、検品については、国際規格を基準としてその品質を判定し、検量については、指定倉庫業者が備え付ける計量器によりその量目を算出するものとする。
  - A) 検品の場合  
検査荷口が受渡単位当り 24 枚までのとき      10 梱  
検査荷口が受渡単位当り 24 枚を超えるときは、  
受渡単位当り 24 枚を増すごとに                      10 梱増し  
ただし、受渡単位当り 24 枚を増すごとに、それぞれ別々にハイ付しなければならない。
  - B) 検量の場合  
検査荷口ごとにその 100 分の 10 に相当する梱数以内で当事者が合意した梱数
- ③ ②において摘出した梱について異議のある場合は、更に当事者又は受渡・品質委員の希望する梱数を摘出するものとする。
- ④ 検品の目的をもって見本を採取するときは、②及び③により摘出した梱ごとに、各 0.4 キログラムを超えない範囲内において採取するものとする。
- ⑤ 参加者は、①による検品又は検量の請求について、当該検査日の直前営業日までに書面をもってクリアリング機構に申し出て、これを取り下げることができる。
- ⑥ クリアリング機構は、①の検品又は検量を行うため、その引取日時までに決済を結了させることができないと認める受渡しについては、受方参加者から受渡代金を、渡方参加者から倉荷証券又は荷渡指圖書を、当該引取日時までにクリアリン

グ機構に供託させ、その受渡しが可能となるまで決済を繰り延べる。

(2) サンプルングの方法

- ① サンプルングは、原則として受渡・品質委員会委員、臨時委員及びクリアリング機構が指定した者（以下「サンプラー」という。）のうち2名で行う。ただし、検査件数又は枚数の状況に応じ、1名で行うことができる。
- ② 検査請求者又は渡方参加者は、以下の基準に従い、倉庫に指示し、検査荷口、サンプルシート、検量及び試貫表の準備をサンプルング実施日までに完了させておかなければならない。

- A) 検査荷口が1件につき受渡単位当り 24 枚を超える場合には、受渡単位当り 24 枚を増すごとに別々にハイ付けを行い、それぞれについて所定の梱数を開梱する。
- B) 検査荷口が複数のコンテナによって新規に入庫された場合には、開梱を行う梱は、それぞれのコンテナから均等に摘出する。なお、既に入庫済のものを検査荷口とする場合には、ハイ付けされている当該検査荷口からそれぞれ無作為に摘出する。
- C) 検査荷口の開梱シート数は1梱当り 7 枚とし、1枚当りの基準は、原則として、タテ 28 cm、ヨコ 18 cm (円形サンプルシートの場合は、504c m<sup>2</sup>) とする。ただし、当該シートについては、当該基準の 10%以内の増減を認める。
- D) 開梱シートは当該梱上に置くものとし、開梱所定数のうち2梱は、サンプル切付けに止めることとする。
- E) 検査荷口が受渡単位当り 24 枚を超える場合には、受渡単位当り 24 枚を増すごとに別々に検量を行い、その結果に基づく試貫表をそれぞれ作成する。

(参考) 試貫表

検査請求書に添付する試貫表については、次に定める梱数につき梱ごとに計量した量目を記載したものでなければならない。

- ・検査荷口が受渡単位当り 24 枚までのとき、10 梱(当該 10 梱の平均量目が目減限度 を超えるときは、20 梱)とする。
- ・検査荷口が受渡単位当り 24 枚を超えるときは、受渡単位当り 24 枚を増すごとに 10 梱増し(当該梱の平均量目が目減限度 1 を超えるときは、当該梱の倍数)とする。

- ③ サンプルングの手順及び検査荷口の取扱い等については、以下に掲げるとおりとする。
  - A) サンプラーは、倉庫において検査荷口に係るデバンニングレポートの備考欄を確認する。
  - B) サンプラーは、検査荷口のサンプルングを行う対象梱の中から、受渡・品質

委員会に提示するシートを、1 梱当たり 2 枚無作為に抽出する。

- C) サンプラーは、残ったすべてのシートについての品質確認を行い、次位の等級品以下と判断したシートが混入されていた場合には、その枚数を記録するとともに、検査荷口全体のコンディションについて綿密に確認し状況を記録する。
- D) サンプラーは、品質又は外装上問題があると認めた場合は、鋸切断又は 3 梱を限度として新たに開梱することができる。なお、問題があると認めたシートについては、参考シートとして、受渡・品質委員会に提示する。
- E) ②A) 及び②E) の場合の検査件数は、1 件として取り扱う。
- F) 開梱シート数が 7 枚に満たない場合は、原則としてサンプリングを行わない。

### (3) 検査方法及び判定

- ① 品質及び外装の判定は、「天然ゴム各種等級品の国際品質包装標準(グリーンブック)」を基準とし、日本ゴムトレーディング協会が定める「シッパー及びパッキングハウスの登録制度」に基づき行う。
- ② 品質検査要領は、以下のとおりとする。
  - A) 品質検査に先立ち、出席委員全員が国際規格公式見本に基づき等級付けした 3 号及び 4 号(シート 4 号に係る判定の場合は、4 号及び 5 号)の品質確認を行い、検査対象荷口のうち第 1 番目の荷口については、各委員が、サンプルシートのすべてにつき規格外品であるか否かを口頭で発表する。
  - B) 出席委員は、第 2 番目の荷口以降の各荷口について、規格外品が何枚あるかを記録し、無記名にて投票する。
  - C) 議長は、次の方法により合否の判定を行う。
    - ・ 投票されたサンプルシート総数に占める当該規格外品枚数の比率を算出する。
    - ・ サンプルシート総数に占める規格外品枚数の比率が 10%以下の場合は、適格品とする。
    - ・ サンプルシート総数に占める規格外品枚数の比率が 10%を超える場合は、不適格品とする。
    - ・ サンプラーは、各検査荷口について、倉庫で行った自己検査と判定結果に大きな差があると認める場合は、自己検査の結果及びコメントを発表し、議長に対し再投票の申入れを行うことができる。
    - ・ 議長は、サンプラーから再投票の申入れがあった場合又は必要があると認めた場合は、合議の上、再投票又は議長裁定により当該検査荷口の判定を行うことができる。
  - D) 再検査の場合には、当該検査荷口に異常を認めない限り、サンプリング及び



品質の検査を省略することができる。

③ 外装の検査及び判定は、以下のとおりとする。

- A) 出席委員は、外装（梱の変形、汚れ、水濡れ、カビ、ヘビーコーティング等）にあつては、サンプラーの所見、参考シート及び写真等に基づき検査を行う。
- B) 議長は、合議の上、値引きの要否及びその額又は不適合の判定を行う。この場合の値引き額は、50 銭刻みをもって決定する。

(4) 検量の例外

- ・ 再検査の場合には、当該検査荷口に異常を認めない限り、量目の算出を省略することができる。

(5) 変形の基準

- ・ 梱 1 辺の長さは 80 cm を基準とし、これを超えるものを変形梱とする。

(6) 受方参加者の検品及び検量

受渡品の決定した受方参加者は、以下の場合を除き、受渡しを行うまでに渡方参加者が提供した受渡品について検品及び検量を行うものとする。（検品及び検量を行う場合の費用は、受方の負担とする。）ただし、受渡しの決定した日の翌営業日の17:00 を超えることができない。

- ・ 受方が受渡品の決定した日の翌営業日の午前10時までに（1）①による検品又は検量を請求する場合
- ・ 検査証明書が受渡品に添付されている場合

(7) 受渡品の開梱

- ・ 基本受渡し又は早受渡しの申出若しくはその応諾の申出を行う場合は、渡方参加者は、受渡しに提供する受渡品について、当該荷口ごとに、（1）②に規定する梱数を開梱するものとする。この場合の開梱費は、渡方参加者の負担とする。なお、受渡品の決定する前に検品を請求する場合においても、同様に開梱するものとする。

(8) 故障荷口の処理

- ① 受方は、（6）による検品又は検量の結果、受渡品を故障荷口と認めるときは、その受渡品の決定した日の翌営業日の 17:00 までに、クリアリング機構の定める様式による書面をもって、クリアリング機構及び渡方参加者に対し故障の申立てをすることができる。ただし、クリアリング機構が検品又は検量を行った受渡品であつて、その検査証明書が有効なものについては、この限りでない。

- ② クリアリング機構は、前項の規定による故障の申立てを受けたときは、(1) ①による検品又は検量を行い、その結果故障がないと認めるときは当該申立てを却下し、故障があると認めるときは次に掲げる方法によって処理する。
- A) 故障が外装に係るものであり、その程度が甚しくなく、値引きによって受渡しを結了させて支障がないと認めるもの（以下「格落品」という。）であるときは、クリアリング機構が決定する値段に受渡数量を乗じて得た金額を値引きさせて、受渡しを結了させる。
- B) 故障が品質又は外装に係るものであり、その程度が甚しく、受渡しに適しないと認めるときは、その決定した日の翌営業日から5営業日以内に、渡方参加者をして、代品を提供させて受渡しを結了させる。この場合において、渡方参加者は、代品の提供について、クリアリング機構が定める荷渡通知書及び適格品（R S S 3号に該当するものにあつては、格落品を含む。）である旨のクリアリング機構の検査証明書をクリアリング機構に差し出してしなければならない。
- C) B)による代品の提供をしないとき、又は代品を提供しても故障の程度が甚しく、受渡しに適しないと認めるときは、最初からその提供がなかったものとみなす。
- D) 受渡品の量目が目減限度を超えるときは、渡方に対し、その全目減量について受渡値段により算出した金額 A) による値引き金額があるときは、当該値引き金額を加えた金額) を値引きさせて、受渡しを結了させる。
- ③ クリアリング機構は、(1) により検品又は検量（故障の処理のためにする場合を除く。）を行った結果、故障があると決定した受渡品の受渡しについては、②の規定により処理する。
- ④ 渡方参加者は、②B)により渡方に代品を提供させて受渡しを結了させる場合において、代品の提供がその月の最終営業日を超えたときは、その超えた1日につき、受渡値段の1,000分の3に受渡数量を乗じて得た金額に相当する延滞金をクリアリング機構に支払い、クリアリング機構は、当該延滞金を相手方参加者に支払う。
- ⑤ クリアリング機構は、故障の処理を決定したときは、遅滞なく、当事者に通知するものとする。この場合において、当事者は、その決定に従わなければならない。
- ⑥ 受方参加者は、故障の申立てを行った後に当事者間でその取下げに合意したときは、当該検査日の直前営業日までに書面をもってクリアリング機構に申し出て、これを取り下げることができる。
- ⑦ クリアリング機構は、②及び③による故障の処理を行うため、その引取日時までに決済を結了させることができないと認める受渡しについては、受方参加者から受渡代金を、渡方参加者から倉荷証券又は荷渡指図書を、当該引取日時までにク

リアリング機構に供託させ、その受渡しが可能となるまで決済を繰り延べる。

⑧ 参加者は、故障の処理のためクリアリング機構の検品又は検量に要した費用を、以下のとおり負担する。

(1) 検品の場合 渡方参加者

(2) 検量の場合

- ・故障がないと認め申立てを却下したときは、受方参加者
- ・故障があると認め②D)に掲げる処理をしたときは、渡方参加者

## 2. 一般大豆

① クリアリング機構は、同一積来本船のもので受渡単位の整数倍で出庫するものに限りに、検品の請求を受け付ける。

② 見本の採取方法は、受渡品を出庫する際、検量後、原則として10トン当たり2か所から見本を採取し、1受渡単位ごとに混合する。ただし、出庫形態が車両又はコンテナの場合は、車両又はコンテナごとに最低1か所から採取する。

③ クリアリング機構は、前号により採取した見本を次のいずれかの検定機関にて分析を依頼することができる。その場合、検定機関はクリアリング機構が任意に選定するものとする。

- ・ 一般財団法人日本穀物検定協会
- ・ 一般社団法人日本油料検定協会

④ クリアリング機構は、採取した見本及び③による分析結果を受渡・品質委員会に提示し、故障の程度を決定する。

## 3. 小豆

(1) 希望前検査及び故障申立品の検査

① 検査の対象は、当該検査荷口に係るハイ全体とし、クリアリング機構は、ハイの枚数に従って原則として次に掲げる点数の検体を無作為に摘出するものとする。

検査対象の ハイの枚数	採取点数
1 ～ 3 枚	10 点
4 ～ 6 〃	20 〃
7 ～ 12 〃	30 〃
13 ～ 20 〃	40 〃
21 ～ 30 〃	50 〃

② 品質の検査に係る見本は、前項により摘出した検体ごとに2カ所から採取し検体

ごとに混合するものとする。

- ③ 量目の検査は、②により摘出した検体について皆掛けで試貫を行うものとする。

(2) 品質の検査

- ① 品質については、(1) ②により採取した見本を受渡・品質委員会に提示し、故障の程度を決定する。
- ② 値引きの限度は30kgにつき500円とし、それを超えるものを不合格とする。
- ③ 国定検査合格品で採取見本中に国で定めた規格に該当しない見本があっても、①②に準じて受渡しさせることができる。

(3) 量目の検査

- ① 量目については、(1) ③により試貫した結果が、以下の許容量目以上の場合は合格、一部又は全部がそれ以下の場合は量目不足として値引きの対象とする。
- ・ 国内産小豆 30kg 紙袋入 30.2kg
  - ・ 外国産赤小豆 30kg 紙袋入 30.2kg
- ② ①により値引きの対象となったものは、以下のとおり決定する。
- ・ 試貫した数量のうち欠減袋の割合が20%以下又は80%以上の場合は、試貫袋総数の平均値が許容量目以上のものは合格、それ以下のものは許容量目との差を平均欠減量として決定する。
  - ・ 上記以外の場合は、欠減袋の欠減量の平均値に欠減割合を乗じた値を算出し、これを平均欠減量として決定する。
- ③ 欠減による値引額の計算は、受渡値段に格付格差及び品質値引額を加減した額を基礎として算出し、円位未満は四捨五入(消費税の円位未満は切り捨て)とする。

(4) 早受渡制度を利用する場合の検品

- ① 早渡しの受渡品について、早受けの応諾をするための検品を希望する参加者は、クリアリング機構が発行する俵見許可書を当該指定倉庫に提示してこれを行うことができる。この場合、摘出した見本は原袋に差し戻さなければならない。
- ② 受渡品の故障の申立ては、量目不足の場合を除き、早受渡しの受方参加者に対しては適用しない。ただし、早受渡しによって、早受けの希望を申し出た参加者に対し早渡しの応諾の申出があった場合は、この限りでない。

## 【抽選の方法】

クリアリング機構は、組み合わせの決定に係る抽選について、商品毎に以下のとおり行うものとする。

### 1. 貴金属

クリアリング機構は、受渡条件調整又はADPにより受渡先が決定した受渡品以外の受渡品について、両建玉の受渡しに係るものを除いた部分の受方参加者が複数あるときは、クリアリング機構において抽選を行い、それぞれの受方参加者が引き取るべき受渡品を決定する。この場合の抽選は、クリアリング機構の定める方法により、クリアリング機構の指示する時刻に当該受渡しに係る受方参加者が行うものとし<sup>1</sup>、受方参加者が指示する時刻までに出頭しないときは、クリアリング機構社員が代行する。

### 2. ゴム（RSS3）

クリアリング機構は、受渡条件調整又はADPにより受渡先が決定した受渡品以外の受渡品について、両建玉の受渡しに係るものを除いた部分の受方参加者が複数あるときは、次に掲げる方法により割当て又は抽選を行い、それぞれの受方参加者が引き取るべき受渡品を決定する。この場合の割当て又は抽選は、クリアリング機構の指示する時刻に当該受渡しに係る受方参加者が行うものとし<sup>1</sup>、受方参加者がクリアリング機構の指示する時刻までに出頭しないときは、クリアリング機構の社員が代行する。

- ① 受渡しに提供された受渡品のうち格落品については、これを希望する受方参加者に優先して割当てることができる。
- ② 受渡しに提供された受渡品のうち、標準品以外の受渡供用品については、これを受方参加者の引取数量に按分して割当て（受渡単位未満は、受渡しの単位に調整する。）、各割当数量につき受方参加者が引き取るべき受渡品を決定する。
- ③ 受渡しに提供された標準品の供用期限が、翌月の当月限納会日の前日までに満了する荷口については、これを受方参加者の引取数量に按分して割当て（受渡単位未満は、受渡しの単位に調整する。）、各割当数量につき受方参加者が引き取るべき受渡品を決定する。

---

<sup>1</sup> 抽選の代行を希望しない参加者は、取引最終日の 17 時 30 分までにクリアリング機構にその旨を連絡すること。当該連絡が無い場合、抽選をクリアリング機構社員が代行するものとする。

- ④ ①～③により割当てをした受渡品以外の受渡品については、抽選の順位を決める抽選を行い、その順位に従って抽選を行い、受方参加者が引き取るべき受渡品を順次決定する。

### 3. ゴム (TSR20)

- ・ 当社は、受渡条件調整又はADPにより受渡先が決定した受渡品以外の受渡品について、受方参加者が複数あるときは、次の方法により割当て又は抽選を行い、それぞれの受方参加者が引き取るべき受渡品を決定する。この場合の割当て又は抽選は、当該取引最終日（納会日）の2営業日後の当社の指示する時刻に当該受渡しに係る受方参加者が行うものとし<sup>2</sup>、受方参加者が当社の指示する時刻までに出頭しないときは、当社の社員が代行する。
  - ① 当社は、受方参加者が希望する受渡品がある場合には、これを優先して割当てることができる。この場合において、引受希望者が競合するときは、希望者による抽選を行い、引き取るべき受渡品を決定する。
  - ② ①により決定した受渡品以外の受渡品については、抽選を行い、引き取るべき受渡品を決定する。
- ・ 上記に定める抽選の方法は、次のとおりとする。
  - ① 当社は、受方参加者に対し抽選の順位を決定するための抽選（以下「予備抽選」という。）をくじによって行う。
  - ② 当社は、予備抽選の結果、抽選の順位が決定したときは、その順位に基づいてくじにより本抽選を行い、その順位によって受方参加者が引き取るべき受渡品を荷渡通知書の中から選択させて受渡品を決定する。

### 4. エネルギー市場（石油）、中京石油市場

- ・ 当社は、受渡条件調整又はADPにより受渡先が決定した受渡品以外の受渡品について、受方参加者が複数あるときは、次の方法により割当て又は抽選を行い、それぞれの受方参加者が引き取るべき受渡品を決定する。この場合の割当て又は抽選は、当該取引最終日（納会日）の属する月の最終営業日の前営業日（当該営業日が取引

---

<sup>2</sup> 抽選の代行を希望しない参加者は、取引最終日の2営業日後の12時00分までにクリアリング機構にその旨を連絡すること。当該連絡が無い場合、抽選をクリアリング機構社員が代行するものとする。

最終日にあたる場合は当該取引最終日の属する月の最終営業日)の当社の指示する時刻に当該受渡しに係る受方参加者が行うものとし<sup>3</sup>、受方参加者が当社の指示する時刻までに出頭しないときは、当社の社員が代行する。

- ③ 当社は、受方参加者が希望する受渡品がある場合には、これを優先して割当てることができる。この場合において、引受希望者が競合するときは、希望者による抽選を行い、引き取るべき受渡品を決定する。
- ④ ①により決定した受渡品以外の受渡品については、抽選を行い、引き取るべき受渡品を決定する。

・ 上記に定める抽選の方法は、次のとおりとする。

- ③ 当社は、受方参加者に対し抽選の順位を決定するための抽選（以下「予備抽選」という。）をくじによって行う。
- ④ 当社は、予備抽選の結果、抽選の順位が決定したときは、その順位に基づいてくじにより本抽選を行い、その順位によって受方参加者が引き取るべき受渡品を荷渡通知書の中から選択させて受渡品を決定する。

## 5. 農産物（一般大豆）

- ・ 当社は、ADPにより受渡先が決定した受渡品以外の受渡品について、引き取りを希望する受方参加者が複数あるときは、受渡日の2営業日前に当たる日に当該受方参加者の合議によってそれぞれの受方参加者が引き取るべき受渡品を決定させるものとし、競合する場合は抽選によって決定する。なお、渡方参加者及び受方参加者は、当該抽選に立ち会うことができる。
- ・ 当社は、上記において引き取りを希望する受方参加者が現れなかった場合は、受渡日の2営業日前に当たる日に受方参加者の合議によって決定させるものとし、合議によって決定できなかった場合は抽選によって決定する。なお、渡方参加者及び受方参加者は、当該抽選に立ち会うことができる。

## 6. 農産物（小豆）

---

<sup>3</sup> 抽選の代行を希望しない参加者は、取引最終日（納会日）の属する月の最終営業日の前営業日（当該営業日が取引最終日にあたる場合は当該取引最終日の属する月の最終営業日）の12時00分までにクリアリング機構にその旨を連絡すること。当該連絡が無い場合、抽選をクリアリング機構社員が代行するものとする。

当社は、ADPにより受渡先が決定した受渡品以外の受渡品について、引き取りを希望する受方参加者が複数あるときは、受渡日の前営業日に当該受方参加者の合議によってそれぞれの受方参加者が引き取るべき受渡品を決定させるものとし、競合する場合は抽選によって決定する。なお、渡方参加者及び受方参加者は、当該抽選に立ち会うことができる。

## 7. 農産物（とうもろこし）

当社は、ADPにより受渡先が決定した以外の受渡先について、受方参加者が複数あるときは、当月限取引最終日（納会日）の2営業日後に、渡方参加者及び受方参加者の合議によって受渡先を決定するものとし、競合する場合には抽選によって決定する。なお、渡方参加者及び受方参加者は、当該抽選に立ち会うことができる。